

# 平成26年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成26年3月17日  
開会 10時00分 閉会 16時54分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (19名)

小川純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵	岡本真利子
藤原 孟	乾 邦廣	牧野茂敏	谷口和弥	芳滝 仁	田口廣之
前川雅志	成田年雄	中橋友子	野原恵子	増田武夫	斉藤喜志雄
千葉幹雄					

② 委員長 乾 邦廣

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
会 計 管 理 者	田井啓一	総 務 部 長	古川耕一
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	飛田 栄
教 育 部 長	羽磨知成	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	菅野勇次	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠 内 出 張 所 長	妹尾 真	町 民 課 長	横山義嗣
福 祉 課 長	坂野松四郎	保 健 課 長	境谷美智子
こ ども 課 長	山岸伸雄	商 工 観 光 課 長	森 広幸
農 林 課 長	森 範康	経 済 部 参 事	須田明彦
土 地 改 良 課 長	坂井康悦	土 木 課 長	湯佐茂雄
都 市 施 設 課 長	笹原敏文	税 務 課 長	中川輝彦
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高橋宏邦
会 計 課 長	阿部麗子	監 査 委 員 会 事 務 局 長	鎌田光洋
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	図 書 館 長	長谷 繁
学 校 教 育 課 長	川瀬康彦	生 涯 学 習 課 長	澤部紀博
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	坂口惣一郎		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 4 審査事件 平成26年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦廣

# 議事の経過

(平成26年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦廣） ただいまより、平成26年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。  
審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかりました。

何分にも、不慣れではございますけれども、新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様、そして理事者、説明員の皆様の特段のご協力をお願いいたします。

ここで、審査の進め方について確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

また、答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算から議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

最初に、議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 初めに、お手元に配付をいたしております予算積算基礎に基づきまして、平成26年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成26年度当初予算総額は、226億1,872万3,000円となりまして、平成25年度の当初予算額合計額と比較いたしますと、2.3%の増となっております。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

初めに、一般会計であります、134億8,522万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして0.9%の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は34億8,011万7,000円で、前年度比1.0%の減となっております。これは、平成25年度の給付費の決算見込みを勘案したことによる減であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は3億6,124万1,000円で、前年度比11%の増であります。

医療費分である広域連合納付金の増が主な要因であります。

次に、介護保険特別会計は23億8,492万9,000円で、前年度比4.9%の増となっております。

主に居宅介護サービス給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は4億7,020万8,000円で、前年度比5.5%の増であります。

配水管、布設工事費の増が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は11億6,575万円で、9%の増であります。

主な要因は、浄化センター設備更新事業など下水道建設費の増であります。

次に、個別排水処理特別会計は1億7,882万3,000円で、4%の増であります。昨年度とほぼ同額となっております。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります。6,808万5,000円で16.6%の増であります。最適整備構想策定委託料の増が主な要因であります。

次に、水道事業会計は10億2,434万9,000円で、前年度比較では17.2%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては0.1%の増と4条予算である資本的支出につきましては50.8%の増となっており、配水管整備費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成26年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比4.6%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の方に載っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1 項の町民税につきましては、個人町民税などの増加で前年度と比較して5.9%の増で計上しております。

2 項の固定資産税につきましては、メガソーラー施設の賦課の開始により、前年度と比較して3.6%の増で計上しております。

3 項の軽自動車税につきましては、軽四輪乗用の増加により前年度と比較して6.5%の増で計上しております。

4 項の町たばこ税は、1.7%の増であります。昨年とほぼ同額を計上しております。

5 項の入湯税につきましては、宿泊者の増加などにより前年度と比較して9.6%の増で計上しております。

以上、合計いたしまして、町税全体で4.6%の増で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。

2 款地方譲与税から10 款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおりますが、6 款地方消費税交付金は、23.4%の増としております。

これは原資となる地方消費税が1.7倍に引き上げられたところでありまして、引き上げ後の地方消費税が国を通じ北海道市町村に払い込まれるまでには一定期間を要することから、平成26年度は1.2倍とする経過措置が設けられたため、同程度の伸びを見込んでございます。

次に、11 款の地方交付税であります。昨年度とほぼ同額で計上いたしておりますが、そのうち普通交付税については、地方財政計画や特殊要素である事業費補正などの状況を勘案して推計し、前年度交付決定額との比較では2.2%の減、また特別交付税については、前年度当初と同額の2億円で計上しております。

13 款の分担金及び負担金は、率で29.4%の増であります。主に道営事業分担金の増によるものであります。

17 款の財産収入は、10.9%の増であります。これは間伐材や除間伐材の売り払いの増によるものであります。

続きまして、19 款の繰入金は、0.9%の増であります。財政調整基金からの繰り入れを昨年同様2億5,000万円及びふるさと基金給付金の活用としてまちづくり基金から404万円計上しているものであります。

22 款の町債は、1.6%の減であります、このうち普通建設事業に係る町債が3億9,460万円で、前年度に比べ1,450万円、3.5%の減であります。

次に、歳出であります、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度当初予算との比較で0.9%の増となっております。

主なものにつきましてご説明させていただきますが、まず1款の議会費につきましては、前年度比3.8%の減で、ほぼ昨年同額となっております。

2款の総務費につきましては、8万9,000円の減で、ほぼ昨年同額となっております。

3款の民生費につきましては、3億5,714万8,000円、率にして12.4%の増であります。

これは、主には障害者支援費や臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の増や札内南保育園運営委託及び建設費補助金などの増によるものであります。

4款の衛生費につきましては、3.1%の増であります、ごみ収集委託料などの増によるものです。

5款の労働費につきましては、6.5%の増で、ほぼ昨年同額となっております。

6款の農林業費につきましては、4.5%の増であります、主に道営事業負担金などの増によるものでございます。

7款の商工費につきましては、2.0%の減であります、パークプラザ等整備事業補助金の減が主なものでございます。

8款の土木費につきましては、9.5%の減となっております、道路新設改良事業は増であるものの、道営住宅関連整備事業などの減により、全体で減となっております。

9款の消防費につきましては、3.6%の減であります、人件費の減による東十勝消防事務組合負担金の減が主なものです。

10 款の教育費につきましては、5.0%の増であります、小中学校等特別教育支援員の配置の拡大や忠類小学校屋内運動場床改修事業、札内北小学校屋内運動場屋根改修事業などの増によるものでございます。

11 款の公債費につきましては、4.9%の減であります。

既発債の定期償還が終了したことなどにより、元金利子が減となったものであります。

12 款の職員費につきましては、4.6%の減であります、退職と採用による一般職給与費等の減が主なものであります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思ひます。

4ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1の人件費につきましては、3.8%の減であります、先ほど申し上げました歳出同様、退職と新規採用の差に伴う一般職給与費等の減であります。

2の扶助費につきましては、7.4%の増となっております、障害者支援費や自立支援医療費扶助の増が主なものであります。

3の公債費につきましては、4.9%の減であります。

既発債の定期償還終了による元金利子の減によるものであります。

4の物件費については、8.4%の増、ごみ収集委託やスクールバス等運行委託の労務単価や消費税アップに伴う増及び札内南保育園運営委託料や重油、灯油の単価アップ、電気料の増が主なものであります。

5の維持補修費につきましては、0.5%の増。

6の補助費等につきましては、6.1%の増。

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の増が主なものであります。

7の投資及び出資金につきましては、5.0%の増。

8の貸付金につきましては、0.9%の減。

10の繰出金につきましては、8.7%の増であります、主に国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、公共下水道特別会計への繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては、15.8%の減であります。

このうち補助事業につきましては、46.2%の減であります。道営住宅関連整備事業などの減によるものであり、また単独事業につきましては、3.3%の増、道営住宅負担金につきましては53.1%の増であります。畑総事業負担金の増が主なものであります。

次に、積算基礎の5ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか歳出につきましては10ページからになります。具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、19ページから21ページまでは、主な投資的経費について一覧にいたしております。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それ以降は起債の状況、それから36ページは債務負担行為、37ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計予算書の1ページになりますが、平成26年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,522万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものであります。詳細については後ほど説明させていただきます。

第3条は、地方債について定めるものであります。これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、ファイリングシステム構築指導委託料であります。ファイリングシステムにつきましては、平成27年度から3年を期間としてシステム構築に係る指導委託をし、ファイリングシステムを構築しようとするものであります。なお、限度額につきましては、3,508万円とするものであります。

次に、戸籍電算システム、教育用コンピュータの購入であります。今年度更新を予定しております各種機器を北海道市町村備荒資金組合を通じて導入をするもので、4年を期間といたしまして、それぞれ元金とその利息の合計額を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の定住促進住宅建設費助成事業から12ページ一番下の臨時財政対策債まで合計60事業、10億1,590万円を限度額といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費、本年度予算額1億574万8,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、あわせて質疑をお受けたいと思います。ないでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 質疑がないようでありますので、予算積算基礎並びに1款議会費につきまして、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(古川耕一) 2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

45ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,762万5,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係る経費、11節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規集管理システム委託料などあります。

細節14は、ファイリングシステム構築指導委託料であります。導入から定着まで4年をかけて文書管理の見直しを行っていくものであります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費904万7,000円、本目は11節需用費の町の広報誌に係る印刷製本費が主なものであります。

次のページになります。

3目財政管理費303万1,000円、11節需用費の予算書の印刷製本費、13節委託料は、国の新地方公会計の整備促進に伴い町有財産の基礎資料である固定資産台帳を整備するものであります。

4目会計管理費126万8,000円、本目は出納室に係る費用で、11節需用費の決算書の印刷製本費、12節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5目一般財産管理費4,283万4,000円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理費用であります。

11節需用費は、幕別中央会館及び日本パークゴルフ協会などが入居しております共同事務所に係る光熱水費など、次のページになりますが、13節委託料は、細節1役場庁舎の清掃などの管理委託料、細節13PCB廃棄物処理委託料は、昨年受け入れ制限がありましたことから、本年は残り53キログラムを処理するものであります。

次のページになりますが、18節備品購入費は、庁舎の事務用椅子や消化器などの購入に要する経費であります。

6目近隣センター管理費8,795万4,000円、本目は46カ所の近隣センターと6カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

13節委託料は、各コミセンの管理業務に係る委託料、次のページの15節工事請負費は、あかしや南近隣センターの改修工事が主なものであります。

18節備品購入費では、近隣センターの暖房器具や会議用の椅子、テーブルなどの購入に係るもの、19節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7目庁用車両管理費1,121万4,000円、本目は役場本庁の集中管理車両21台、忠類総合支所管理車両8台の合計29台の車両維持管理費用であります。

次のページになります。

8目町有林管理費3,128万8,000円、本目は町有林の管理費用であります。

15節工事請負費、町有林整備工事は、本年度、下草刈りを約99ヘクタール、除間伐等を約98ヘクタール、支障木整理80本などを実施いたします。

9目町有林造成費、3,463万8,000円あります。

本目は町有林の造成に係る費用で、15 節の町有林皆伐工事は約 25 ヘクタール分を、町有林造成工事は地ごしらえ約 25 ヘクタール及び植栽を約 23 ヘクタール実施いたします。

10 目企画費 6,040 万 7,000 円、8 節報償費と 53 ページになりますが、13 節委託料は、札内福祉センター改築基本計画策定に係る委託料とアドバイザー謝礼であります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金のほか、広域行政に係るものであります。

次のページになりますが、細節 15 地域公共交通確保対策協議会の補助金は、協議会開催や駒島線及び西幕別地区での試行運行に係る経費を補助するものであります。

細節 16 定住促進住宅建設費補助金は、本町市街地及び忠類市街地における定住対策として個人住宅の建設促進などに係る補助制度、細節 17 は、コミバス運行に係る運行事業者への補助金であります。

11 目支所出張所費 109 万 5,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、11 節需用費のほか、12 節役務費の電話料など、事務用経費が主なものであります。

12 目職員厚生費 1,092 万円、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は、職員の研修に係る特別旅費ではありますが、厚生労働省への派遣研修、自主研修、北海道市町村職員研修センターでの研修及び民間企業研修などを実施する予定であります。

次のページになりますが、12 節役務費は、人間ドック 168 人、及び健康診断手数料は延べ 335 人分を計上しております。

13 目公平委員会費につきましては 5 万 8,000 円でありますが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

14 目交通防災費 9,019 万 8,000 円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 33 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進委員 1 名に係る費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発用消耗品費のほか、次のページになりますが、細節 7 の防災対策消耗品費、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

15 節工事請負費、細節 1 では、防犯灯新設 15 灯、更新 159 灯を予定しております。

細節 2 は、避難所看板 30 カ所の整備費用であります。

次のページになりますが、18 節備品購入費では、衛星電話やバルーン型投光器を導入するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 6 生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

15 目諸費 1,471 万円であります。本目は、1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬や、8 節報償費の町の功労者などへの各種記念品、次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8 地方バス路線維持費補助金などが主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分を計上しております。

16 目基金管理費 205 万円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

59 ページになります。

17 目電算管理費 9,140 万 4,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用ではありますが、11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費及び各種パソコンシステムに係る修繕が主なものであります。

13 節委託料の主なものは、総合行政情報システムに係る細節 6 業務用ソフトの保守点検、細節 10 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

18 節備品購入費は、主には細節 2 の総合行政情報システムに係る経費が主なものであります。

60 ページになります。

18 目協働のまちづくり支援費 3,191 万 7,000 円、1 節公区長報酬や 19 節負担金補助及び交付金は、114 公区に係る公区運営費交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

19 目総合支所費 1,372 万 1,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

次のページですが、11 節需用費や 12 節役務費などは、事務的経費に係るものが主なものであります。

なお、昨年に引き続き、8 節報償費や 11 節需用費などに地域活性化事業として忠類地域の観光マップの印刷などのほか、高規格幹線道路忠類インターチェンジの供用開始に向け、忠類地域の観光資源の掘り起こしや観光事業の調査などを和歌山大学観光学部と連携して取り組む予算を計上しております。

次のページになりますが、20 目新庁舎建設事業費 32 万 9,000 円、本目は 12 節新庁舎建設に係る確認申請手数料が主なものであります。

町営バス運行費は、廃目であります。

2 項徴税費、1 目税務総務費 157 万 4,000 円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金、これは滞納整理機構への負担金であります。

次のページになりますが、細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費 3,341 万 1,000 円、本目は賦課徴収に係る費用であります。12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を支払うものであります。平成 25 年度は延べ 3 万 2,300 件、利用の見込みであります。

細節 20 インターネット公売利用料につきましては、平成 25 年度の 1 月までの納入実績が 2 件で、12 万 6,864 円であります。

次のページになりますが、13 節委託料は、細節 7 収納管理システム保守点検委託料、細節 10 路線価算定委託料は平成 27 年度評価がえに係る委託料、細節 11 は雑種地に係る標準地鑑定委託料が主なものであります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

次のページですが、3 項 1 目戸籍住民登録費 1,690 万 7,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料は、主には細節 8 戸籍電算システム保守点検で、電算化された戸籍システムの委託料及び細節 11 個人番号制度導入に伴う住基システム改修の委託料であります。

14 節使用料及び賃借料は、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。これも戸籍の電算化に伴うものであります。

18 節備品購入費では、細節 1 戸籍電算システムの更新であります。

次のページになりますが、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 52 万 6,000 円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目農業委員会選挙費 171 万 1,000 円、本目は本年 7 月執行予定の農業委員会委員選挙に係る費用であります。

次のページになりますが、参議院議員選挙費は、廃目であります。

5 項 1 目統計調査費 535 万 1,000 円、本目は各種統計調査に係る調査員の報酬ほか、事務的経費に係るものであります。

なお、本年は、経済センサス全国消費実態調査などが実施される予定となっております。

次のページになりますが、6 項 1 目監査委員費 242 万円、1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

東口委員。

○3番（東口隆弘） 46 ページ、総務管理費、細節の 14 番ファイリングシステム構築指導委託料で質問させていただきます。

これはたしか4年間の計画で、おおむね3,500万円ぐらいの予算を使うというような話ですが、本年のまず予算額、それからどのような構築作業をしていくのか、お知らせをいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） ファイリングシステムの関係についてでありますけれども、まずファイリングシステムについてなのですけれども、ファイリングシステムと申しますのは、文書の発生から管理、保存、廃棄に至るまでを体系的に整備するものでありまして、住民の知る権利の確保並びに個人情報の保護等の観点からシステム化されたものをいうものでありまして、具体的には、現在のパイプファイルで文書をとじて整理する簿冊方式から、文書をフォルダで分類いたしまして整理するファイル方式に改めるもので、それによりまして文書量の縮減が可能となるものであります。

本年度の予算額につきましては、こちらの委託料600万円ほどの予算を見込んでございます。

○委員長（乾 邦廣） ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） 2点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目は、62 ページの徴税費にかかわってでありますけれども、本年度も滞納整理機構にこの負担金を納めて委託するということではありますけれども、どの程度の件数と金額を委託しようとしているのか、また、滞納整理機構ばかりではなくて、本町の徴税にかかわって滞納者に対する滞納処分なども当然行われていくことになると思いますけれども、その滞納処分のあり方、どういう姿勢で滞納処分をしようとしていくか、お聞きしておきたいと思います。

もう一点は、65 ページの住基システム、これはほかの民生の予算などにも出てくるのですが、いわゆるマイナンバー法が今年の5月に成立しまして、本年度の予算に住基システムの改修委託料が出されているわけではありますけれども、この住基システムにはいろいろな心配がされているわけではあります。

最も大きな心配というのは、そうした住基システムで幾つかの情報が集められるということになります。徴税の問題でありますとか、福祉の問題でありますとか、いろいろな情報がこの中で管理されていくわけではありますけれども、そうした中で、情報の漏えいではありますとか、そういうことがいかに漏えいされないように管理していくかということが大きな課題になるわけではありますけれども、そうした情報管理のあり方をどのように考えてやっていこうとするのか、お聞きしておきたいと思いません。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） まず1点目の、滞納整理機構に関するご質問なのですけれども、現在12月、2月に機構引き継ぎの予告書を発付して、人員の絞り込みに努めております。それで、今現在13名機構に預けているのですけれども、それから今回新たに絞り込んできた人から人数を確定しようということで、今、努めているところでございます。

人数につきましては、昨年同様おおむね13件になる予定でございまして、それで、引き継ぎ額に対しましては1,300万円から1,500万円程度、そのようなことになるものではないかというふうに関現在算定に努めているところでございます。

それで、あと2点目の滞納処分に対する基本的な考えということなのですけれども、滞納処分の主なものについては預金等の差し押さえという形になるのかなと思いますけれども、これについては、地方税法によりまして、督促状を発送した日から10日を経過した日までに、その督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないという形で一応規定はされているものなのですが、まず最初に、先ほども言いましたように督促状等を発付しまして、納税者がどういう状況にあるのかということをお話の方にお話をまずすると、それが最初

かなというふうに考えております。

あくまでも滞納処分につきましては、その後の手段ということで、最初は納税者にどのような状況なのかということをもまず接触すると、お話を伺うと、それを今第一に考えて努めているものでございます。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 住基システムの関係なのですが、いわゆる社会保障ナンバー、マイナンバー制なのですが、ご心配の情報の漏えいということなのですね。

本年度の事業といたしましては、10月ぐらいから私どもの住民に対しまして番号を振る作業が開始されまして、来年の4月以降にその運用テストが始まるという段取りになっています。

それで、情報の漏えいなのですが、今までの住基システムにつきましても過去10年ぐらい運用しているわけなのですが、情報の漏えい等という問題は発生していない状況になっておりますので、今後とも私どものほうも情報漏えいにつきましては、セキュリティーの強化を図りながら運用していくようになろうかと思っております。

また、データにつきましては、1カ所にそれぞれのデータが集まるのではないので、それぞれデータ、税ですとかいろんなデータが各サーバーにありまして、それぞれのサーバーにアクセスするというような形になりますので、1回その番号を使えば全部のデータが見られるというようなシステムにはなっておりませんので、それぞれのサーバーによりましてセキュリティーの強化がされるものというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 滞納整理機構については、毎年これに預けないで住民に寄り添った徴税を行うように求めてきたところでありまして、滞納処分の問題でありますけれども、最終的には差し押さえになると、こういうことになるわけでありまして、納税者一人一人の状況というものをしっかりと把握する必要があるのと同時に、最終的に滞納処分となったときに、差し押さえるべき財産がない場合、それから滞納処分したら、その納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することが町村長に求められているわけでありまして。

その際に、本町として給与や年金の生計費の相当額や子ども手当などは法律で差し押さえを禁止されているわけでありまして、その家族の状況によっても違いますけれども、そうした生計費相当額などをどの程度に見て、そして差し押さえをしようとしているのか、その辺の方針を示していただきたいというふうに思います。

次に、住基システムでありますけれども、幾つかのサーバーがあつて、それに同時にアクセスすることができないような形になっているという、そういうお話でありました。いろいろな手段を使って情報の漏えいに配慮する必要があると思っておりますけれども、この住基システムを使って、今、どの情報をこの中に管理することになっているのか、その点をお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいまの増田委員の質問なのですが、児童手当とか年金などについては極力私どものほうとしては、押さえないようにしております。

そして、押さえる金額につきましては、国税徴収法の中で差し押さへの禁止するものをうたっております。その中では、所得税、住民税、社会保険料、最低生活費1人当たり10万円、1人増すごとに4万5,000円を追加すると、それと体面維持費、給料から今までのものを先ほど述べたものを差し引いた金額の20%、そういう形で法律で決められていますので、そのような形の中で差し押さえをさせていただいているということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 住基システム関連、個人番号の利用範囲ということなのですが、現在、想定しておりますのは、各種年金に関する届け出や給付に関する手続、それから健康保険ですとか介護保険の資格の届け出、また保険料の支払いに関する手続、各福祉医療の給付に関する手続、児童扶養手

当に関する手続、それと雇用保険資格に関する届け出、失業給付等の手続、それから国税、地方税に関する書類の記載及びこれに係る利用などというふうにされております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 滞納処分との関係では今読み上げられましたように、例えば1人10万円の生活費には手をつけてはいけないだとか、そういうきちっとした決まりがありますので、従来も決算その他でいろいろ問題にしてみましたけれども、必ずしもそれが守られているとは言い切れない事例があるように思うのです。

この点については、どういうものを差し押さえたかというようなことは、決算でまた問題にしたと思いますけれども、やはりそうした給与や年金の生活費や子ども手当などを差し押さえてはならないという国税法や地方税法の規定をきちっと守った徴税義務を果たしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、滞納処分は、納税者の生活実態、そういう実情を見て、しっかりと行うように総務省からも文書で通知が来ていると思います。全国的な事例を見ますと、それこそ給与全額を押さえたとか、なげなしの預金をほとんど差し押さえてしまうとか、そういうようなことが次々と問題になってきているわけでありまして、そうした状況から、総務省は文書での通知を出しているわけでありまして、ぜひともそれはしっかりと守って、徴税業務に当たっていただきたいと思います。

次に、住基システムでありますけれども、今伺いますと、それこそお医者さんにどういうふうにかかったとか、そういう生活の隅々まで、この住基ネットの中におさめられるという、非常に個人のプライバシーにかかわるような事柄が全てここに集中して管理されるという、そういうことになるわけでありまして、これは非常に国会でも問題になって、私たちの党は、こういう背番号制は行うべきではないという主張をしてきたわけでありまして、今、管理していく情報を見ますと、そのことがますます明らかになる内容だというふうに思います。

この情報の管理の取り扱いに当たっては、それこそ漏えいその他の事態が起きないように、しっかりとやっていただきたいと思ひますけれども、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 1番目の税の滞納の関係でありますけれども、一番最初に滞納処分のあり方の姿勢を問われているのだろうというふうに思ひます。

私どもは、税の滞納をされている方というのは、前にもお話をさせていただきましたけれども、1年をかけて納税者と十分お話し合いをさせていただきながら、その方の生活実態というものを十分把握をしながら、1年かけてやらせていただいている。ただ、その中で、税の公平性という観点から、非常に支払い能力があるにもかかわらず支払っていただけない方というものが、中にはやっぱり出てまいります。その方たちについてそれぞれ滞納処分をしたり、あるいはいろんなことをやらせていただいているわけですが、これはやっぱり全て法に基づいて行っているものでありまして、法を超えるということは確かにありません。

今、増田さん言われますように、全額差し押さえるとか、そういうことは決してありませんので、先ほど税務課長が申し上げましたように、きちんと国税徴収法に基づいて差し押さえ禁止などもありますので、その辺はきちっと法に基づいてやらせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 個人番号のことですけれども、まずは住基システムを改修するということにつきましても、住基番号が基本のベースとなって番号が付されていくということになりますので、これは市町村が担う事務になりますので、その改修を行うということになります。これを住民の皆さんに、そのシステムが構築されて、そして十分に安全性が確保されてから通知されるということになります。

この番号は、それぞれ医療の健康保険の番号だとか年金の番号だとか税における番号、それらは同じ番号を使うということで、番号の面では共通だけれども、それらの医療制度、福祉制度、そして雇

用関係の制度、いろいろなものが全部連動されて、そしてそれが名寄せのような形で使われるということはないということであります。それぞれが独立して、それぞれのシステムを運用していく。ただ、そのシステムに当たりましては、番号が共通していくということでありますので、一元管理されて、それら個人情報誰かが全てのことをわかるということにはならないと思います。ですから、医療関係の情報につきましては、医療関係のその人の番号を見ることによって医療情報をよく分析して適正な医療が行われるかどうかということについて、それは医療機関等が正しく使うことができるということでございます。

それと、いろいろな申請におきまして、個人番号があることによって事務の簡略化を図れる、そういうようなメリットもあると思います。

それと、いろいろな支給事務におきましても、この個人番号というのは活用されますので、そういう支給漏れがないように、また正しくいろいろな手当等も支払われるように、そのようなことにメリットがあるのではないかと、そのように言われているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 最後にお聞きしておきたいと思いますが、税の徴収の関係、例えば国保税などでは、決算で執行停止によるものと思われる不納欠損が結構出てくるわけですが、毎年2,000万円、3,000万円と出るこの不納欠損というのは、税の執行停止を3年間行った結果、不納欠損に落ちてきたものというふうに理解してよろしいのか、その点だけお聞きしておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 不納欠損につきましては、課税をして、その後に居所不明になった方だとか、あるいは無財産で全く差し押さえる物件がないとか、あるいは生活保護というか生活保護になって、それについては執行停止をかけてその後に落とすとか、当初からそういう不納欠損を目的に賦課するものではありませんので、その後において、それぞれ家庭の状況に応じて、例えば先ほど申し上げました居所不明だとかというものについて徴収ができなくなったものについて不納欠損という形でございます。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 確認のため伺うのですが、その執行停止の実際に幕別町としてきちっとなっている件数、これは決算ではありませんので、今、全部の数字というふうにはなかなか出ないかなとは思いますが、滞納整理機構に委ねても、そういう事態が生じることはありますよね。13件ことしも予定されている、過去にもそういう形をとってこられた。だけど、例えば13件なら13件、過去を見て、その中で執行停止になったものは具体的に何件とありますか、どうですか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 私のいる限りにおいては、機構に預けているものの中では執行停止になったものはございません。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そこで、私たちが対応整理機構に委ねないで直接やるべきではないか、実績ではそれは必要性がないからだとは思いますが、十勝管内では中札内が滞納整理機構には委ねていないということを昨年度だけなのかもしれませんが、聞いております。

それで、いつも自分たちが徴収するよりも直接職員ではない人が行ったほうが効果がある、アナウンス効果も含めてそういうことが大だから滞納整理機構に委ねるのだということも、これまでご説明をいただいてまいりました。ですけれども、こここのところの生活難の中で、特に国民健康保険においてなのですけれども、これは新聞報道なのですけれども、差し押さえが2012年度5倍になって24万件になっているという報道があるのですね。

国保は国保で予算を組んで、ここで対処されるのだと思うのですけれども、そういう生活実態がある中で、同じ件数をやはりやっていると、しかも今までそういう執行停止につながったことはないの

だということを裏返して考えると、その執行停止の権限というのは首長にあるわけですから、その情報も含めて直接やっていないですから、ですから、その機会を逸しているのではないかという心配もするのですけれども、どうですか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 機会を逸しているということはありません。何回も私どものほうでお答えしているように、機構とは常に密接な連絡を取り合っているものでございます。それで、私ども機構だけに徴収はお任せしませんよと、私どもも必要があれば一緒に徴収いたしますよというお話は何回もさせていただいております。それで、機構のほうは、わかりましたと、そのときはぜひとも幕別町お願いします、そういう力強い発言をいただいているものでございます。

それで、機構に預けている案件につきましては、先ほども部長からも答弁ありましたように、これは資産、能力があって支払わない者、全く相談にも応じてくれない者、そういういわゆる納税に対して誠意のない滞納者を預けているものでございまして、そのような情報漏れで私ども執行停止の機会を逃すと、そういうことはあり得ないというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そこまで丁寧にやられるのなら、直接やることのほうがずっといいのではないのでしょうかね。そう思います。

やはり力があって、なおかつ誠実に応じていただけない。しかし町民ですよ、町民の全体に責任を負うのが職員の皆さん、理事者の皆さんだと思います。

その責任のとり方の一つとして、滞納整理機構を活用してきたということが事実なのだとは思いますが、しかし、昨今の経済状況の中で、これだけ払えない人がふえてくる現状を見た場合に、課長がおっしゃられるように、それだけ丁寧な、常時連絡を取り合っているのであれば、むしろきちっと町民の暮らしの実態も掌握することも含めて、直接やっていくというのが筋ではないでしょうか。私どもはそう思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 改めて、前川委員。

○13番（前川雅志） 住基システム改修委託料について、関連して質問をさせていただきたいと思いますが、初めに、財源についてお伺いをしたいと思います。

総務費の中に出てきている864万円は、全額国庫負担ということで記載がされておりますが、70ページ以降の民生費にも住基システム改修委託料200万9,000円と134万円と記載があります。これについての財源がわかれば、総務費ではありませんが、お伺いをしたいと思います。

それと、今回のシステム更新に伴って、戸籍電算システムの購入ということで債務負担行為で先ほど計上されておりましたが、それが充てられてシステムが完了するのかお伺いをしたいと思います。この財源についてもお伺いをしたいと思います。

それから、26年度は番号を振り分けるというお話でありましたが、システムのスタートはいつからのスタートを目指しているかということと、顔写真つきの個人番号カードの発行、住民票にある全ての住民ということですが、この発行についてはいつごろ行われるのかお伺いをしたいと思います。

それと、この番号制度のシステムの中に、給付などに有効であるような話があるのですが、それぞれの年金ですとか雇用保険などありますので、そういったところの給付ではなくて、請求のほうにも活用されるのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 個人番号制度の、まず財源の関係なのですが、先ほど説明しましたとおり、本年度債務負担行為を組ませていただきまして、備荒資金のほうで購入したものを本庁のほうで使わせていただくということになりますので、本年度は、戸籍住民登録費の中の備品購入費につきましては利息分だけを計上しております。

マイナンバー制度のこのシステムなのですが、先ほど言いましたように、本年10月から自動的に私どもの持っている住民基本システムのほうにこの番号を振ってまいります。運用の開始は、平成29年の1月から、それぞれ各機関におきましてシステムを構築した後、情報の照会だとか提供を行うようになっていきます。

先ほどの財源の関係なのですが、これはシステムの構築に係りましては国費のほうで10分の10の保障というふうになっております。

それから、顔写真につきましては、これは一斉にこの住基カードを交付するのではなくて、現在パスポートの申請と同じように、カードにつきましては平成27年度の秋以降に申請をしていただいて、その時点で写真を持ってきていただいて、そのカードに写真を張って交付するということになっております。

それから、この個人番号につきましては、それぞれ先ほど申しましたシステムの利用の範囲があるのですが、給付ですとか請求にも使えるようになるというふう聞いております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 3款のほうの200万円の委託料につきましては、これは臨時給付金にかかわるシステムの改修経費でありまして、これも全額国庫負担ということになります。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） 顔写真付きのカードのことで再度確認をさせていただきたいのですが、申請して交付するというお話でありましたが、必要がないと思う人は持たなくてもいいという考え方でいいのかお伺いしたいということと、それと支給と請求等そういった運用の中にあるということでもありますので、一人の住民に町から届く請求書というものが道町民税、固定資産税、年金ですとか介護保険料だとか、さまざまな種類の請求が来るわけでありまして、今回このシステム導入に伴って、これを同時に同じに送るようなシステムなどの構築ができないのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） まず、私のほうから写真の件なのですが、必要のない方につきましては写真は添付しなくていいというふうにされております。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 税の納付の関係ですとか、あと年金の関係ですとか、そういった保険料の関係ですとか、それらについては今の段階ではちょっと詳細はよくわからないのですけれども、個々の業務ということになりますので、それぞれで運用するような形になろうかと思っておりますので、それについては、一緒に請求という形にはならないのではないかなというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） 請求の関係は春先になりますと、何通もさまざまな課から請求書が届きまして、これを一緒にしていただくだけで郵送料もかなり削減されますので、研究をしていただきたいというふうに思います。

カードについて再度確認なのですが、顔写真は必要なければなくていいということなのですが、これは住民票のある住民が全員1枚ずつ、顔写真があるかないか別としても持つということによろしいですか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） あくまでも番号は私どものほうで自動的に振りますが、そのカードを持つ持たないは、住民の皆さん個人の判断ということになります。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。この後、質疑予定されている方、挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（乾 邦廣） 4人、はい、わかりました、結構です。

審査の途中でありますけれども、この際、11時15分まで休憩いたします。

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方お受けしたいと思います。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 2点、質問させていただきたいと思います。

一つ目は、58ページの15目諸費、19節負担金補助、細目8ですね。地方バス路線の維持補助金についてお尋ねしたいというふうに思います。

昨年度は771万円の補助額でありました。今年度はそれよりも増額になって、891万9,000円ということになります。きっと民間バス会社の赤字分の補填のような役割を果たす、そういう性格のものだと思うのですが、この金額が既に来年度支出する分として確定しているのか、それから、この算定の根拠についてお尋ねしたいというふうに思います。

もう一つは、47ページの広報広聴費にかかわってであります。この広報広聴費、24万円のバナー広告費を見込んでの予算になっています。歳入のところでお聞きしてもよかったですけれども、ここでお尋ねさせていただきたいと思うのですが、この算出根拠についてもお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） まず、1点目の地方バス路線維持費補助金についてであります。

今年度昨年と比べまして増額になっている理由でありますけれども、これは4路線補助しております。帯広陸別線、広尾線、南商あかみや線、幕別線と4路線ございますけれども、上がった理由といたしましては、帯広陸別線の利用者の減少によりまして、国庫補助金が減額されたものであります。この補助金の算定に当たりましては、前々年度、平成24年度の実績が用いられるものでありまして、この帯広陸別線の平均乗車密度が5人未満という区分になったことから、補助金額が大幅に減って、町の負担が増加となったものであります。

再来年度以降の補助金額が決まっているのかという部分に関しましては、この数字はまだ決定はしておりません。この金額は、あくまでも見込み値でございます。ですので、再来年度以降の金額についても確定しているものではないというものであります。

2点目のバナー広告の関係でございます。

ホームページバナー広告ということで、収入24万円予算化しております。平成25年度が36万円、平成24年度が72万円という形でございまして、減少しているところであります。

バナー広告につきましては、平成24年度の決算でも申しましたが、24年度の決算額が8万4,000円と、かなりバナー広告をしていただける会社が減っているところであります。今年度、25年度現在のところの見込みにつきましては、16社、101カ月30万3,000円という収入を得ているところであります。

バナー広告につきましては、やはり町のホームページ自体のアクセス数が減少しているということで、バナー広告を出す魅力が落ちているということもありますので、ホームページをよく見ていただけるような形の改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 算出の根拠等については理解することができました。

それで、利用者の少なくなったことが理由でもってということのご説明をいただいたわけですが、十勝管内の民間バス会社が、全国的にも珍しい企業努力の中で増収になっているということがミュージカルにもなり、先日、民放にも放送され、とても感動的な中身で紹介されていたということが記憶されているところであります。

利用者をふやすことが、結局この町の支出を減らしていく、そういったことにつながっていくのだというふうに思うのですけれども、その辺の対策と申しますか、考え方について、お尋ねしたいというのが1点目であります。

バナー広告につきましては、現在も八つの企業がバナー広告を利用しているというのを確認してまいりましたけれども、どれも、これは決算のときにもお話ししましたけれども、幕別町の事業者ではなくて、全国的に広くインターネットを通していろいろと商売をやっている、そんな企業なのだと思えます。

今、ご答弁にあったように、やはり幕別町の町民が幕別町のホームページを開いて、開くことによって、幕別町の広告を出している条件になるような企業が出してみようかなというふうにつながるものが非常に大事なのだと思うのですけれども、そのことに対してどのようにこれから強化されていくのか、その辺の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 地方バスの利用促進の関係でございますが、現在、十勝地域生活交通確保対策協議会、十勝全体でつくっている協議会でございますけれども、その中でも利用促進について協議しているところでございます。

単体の自治体での取り組みというのはなかなか効果が難しいというふうに思っておりますので、十勝全体としての取り組みとして協議してまいりたいというふうに思っております。

あと、ホームページの魅力、バナー広告の増という部分に関しましては、バナー登録という関係上、やはりそのバナー広告を出している業者が自社のホームページを持っているということが必要になってくると思えます。町内の業者の中で、なかなか自社のホームページを設けている会社というのは少ないのかなというふうにも思っています。できれば町内の会社のほうに、バナー広告をお願いしたいという部分の考えはございますが、なかなか自社のホームページがないという関係で、町内の業者に広めていくというのはなかなか難しい状況かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町のホームページ、最近の携帯電話ですとかスマートフォンからも見やすいような形で改善してまいりました。よりよいホームページにつくっていけば、アクセス数もふえていくというふうに思っておりますので、より一層改善していきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。ほかに。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） 3点ほど伺います。

1点目は、52 ページ、10 目企画費、節の 13 で、札内福祉センター改築基本計画策定委託料、それと、その上にありました札内福祉センター改築アドバイザー謝礼、この件につきまして伺います。

まず、このアドバイザー料とそれから委託料につきましては、どういう業務をなされて支払いをするのか伺いたいと思います。

次、2点目は、54 ページ、札内支所出張所につきまして伺います。

これは、最近というか、かなり札内支所の利用客がふえているということで、随分改善されて窓口もスムーズな流れになった、そう聞いておりますが、ただ、まだまだ改善してほしいというのが1点だけあると聞いております。それは、やはり聞かれたくないプライベートな相談事だとか、届け出用紙も余り見られたくない用紙がある、そういうときに、今の状態ではかなり、いわゆる隣の利用客の視線を気にしながら打ち合わせしなければならないということで、何とかもう少し、小部屋でよから打ち合わせのできる、そういう場所がないかという声が聞こえております。

それから3点目、6 ページ、総合支所、目 19、報償費で3節の忠類の活性化事業謝礼 94 万 6,000 円、この謝礼の同じく支払うための何をやるのか、再度詳しくお知らせ願います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 私のほうからまず1点目、札内福祉センター改築に当たりますアドバイザー

一謝礼についてご説明したいと思います。

このアドバイザーの謝礼の説明の前に、改築基本設計の策定の委託料の関係を若干説明させていただきたいと思います。

この委託につきましては、現在、札内支所の改築に向けて住民のアンケートですとかを行いまして、整備方針案というものを今まとめているところであります。この整備方針案を受けまして、基本設計を策定していきたいというふうに考えておりまして、その内容といたしましては、敷地内の建築位置、車の動線ですとか駐車場のあり方を含めます敷地の有効活用の計画、2点目といたしましては、札内東コミセンが隣接しておりますので、ここの役割分担をどういうふうに考えていくか、それと札内地区の拠点という形になりますので、この札内地域の活動の拠点、協働のまちづくりの拠点として必要な機能的なものも検討いただくと。それと、地域の防災拠点としての支所機能、これらの部分を含めた基本設計を策定していきたいというふうに考えておりまして、この委託につきましては、プロポーザル方式での委託を考えているところです。

ご質問の報償費の部分でございますが、これは基本計画をつくっていく中で専門家の御意見をいただくということ、2名程度のアドバイザーをお願いしようということでの謝礼を見たものでございます。

○委員長（乾 邦廣） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） ご質問、札内支所の利用者のプライバシーの関係かなと思います。

平成24年2月に札内支所、一部窓口カウンターの増設と改善を行っております。

その際に、隣のお客さんの視線がどうしても気になるということから、窓口カウンターに4カ所ほど仕切り板を設置させていただきました。ある程度のお客さんのプライバシーは守られているかなというふうには思っておりますけれども、ご質問にありますように、どうしても個人的に他人に聞かれないというようなことでの相談する部屋というものは、現実にはございません。スペースの関係もありまして、取りつけておりません。現状といたしましては、福祉センターのあいている部屋を使いながら、お客さんがそちらへ行ってご相談をしているというような実態でございます。

今後、そういうふうな相談室の設置につきましては、今現在、札内福祉センターの改築の計画も予定されております。その中で支所機能のあり方、あるいは支所をどのように、事務所をどのようにしていくかというようなことも、今後、十分検討されていくものと思っております。

その中で、そういった相談室の設置に向けて、今後また検討されていくというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 和歌山大学の方々を招致して活性化のアドバイスをいただくという点でございますが、和歌山大学の教授、助教授、それとゼミの生徒6名に忠類のほうに来ていただいて、いろんなアドバイスをいただくという事業でございます。

まず、この事業のきっかけでありますけれども、和歌山大学の観光学部の教授が、弟子屈町のほうの観光塾というところに数年前から招致されて講義をしております、そのときに町の職員がここ3年間延べ3人が受講しておりました。

そしてまた、今年度におきましては、職員2名が大学のほうに出向き、幕別の観光という題目で授業の講師をしてきております。その際に、忠類地域の高規格幹線道路のインターチェンジが道の駅の前に設置されるということは全国的にも珍しいということで、大学側から道の駅周辺の観光対策について、ぜひこの事例を教材として取り上げて、対策などの研究成果を提供し、実際に活用してほしいという積極的なアプローチがあったものであります。

我々も、ちょうどそのことにつきましては検討しているところでございましたので、こちらの現場を見る際も、経費につきましては互いに折半して行うという協議をいたしまして、このような事業の企画をさせていただきました。

この大学の特徴といいますと、実は国立大学でありますけれども、経営学を基礎にしておりまして、特にマーケティング、いわゆる地域商店街にお金が落ちるシステム、それとホスピタリティーの視点から見た観光産業や関連の集客交流産業の経営戦略に精通しているということで、その実績が高く評価されているということで、弟子屈町でも地域を挙げて、この方たちを呼んで、いろんな交流などを行っているということでございます。

この効果の期待でありますけれども、一つには、こちらから既にもういろんな資料を送付してございますし、授業でも取り上げられておりますことから、追加資料をメール等でやりとりすれば、短期間でその経営学を主体とした成果が期待できるということが一つでございます。

それから二つ目に、大学の授業で取り上げてもらうことで、今後もその経過や検証などにおける資料を今後についても提供してもらえ、それと交流を継続することで動く観光需要を把握することができると、それと副産物として幕別全体の観光についても意見をいただけるという、それと地域活性化計画、これをさらに生かしていきたいという内容でございます。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） それでは、最初の札内福祉センターの、これはプロポーでやるということで、委託業者を決めていきたいということですが、当然このプロポーのやり方、プロポーの方針というのは、いわゆる設計のものを決めるのではなくて、設計者、設計人を決めるということが重点に置かれているために、非常に審査の段階で、いわゆる平たく言えば、絵に描いた餅を見るのではなくて、絵に描いていない餅を見ながら業者を選定するのではないかという場面が、前回の札内庁舎のときも多々あって、非常に選定に苦慮したのではないかと私は思うのです。まして、この札内支所の場面というのは、もう当然今、既存の施設も使いながら、なおかつコミセンのという、そういう使い方、それから建てる階層もかなり明確になっているわけですから、これはプロポー・プラス・コンペ方式というのをやはり当然採用しなければ、もっと具体的なものが見えてこないのではないかと私は思うのです。

それで、この答弁は、いわゆる企画の方よりも幕別役場のプロ集団である建設部の誰か担当の方に、そのことも含めてちょっと答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、続けてだものね、済みません。

それから、忠類の関係ですけれども、これは平成22年に忠類地区に関しては、600万円近いお金をかけて調査をやっておりました。そのときは、1,700人の人口規模なのに、会議も61回、それから72団体、535人以上の方に調査を求めて、忠類の観光のあり方、忠類をどうするか、活性化をどうするかということを十二分に語られたと思っておりました。それがまた再度こういう形で出てくるということは、この忠類の住民の方が、前回、出村さんという方が総括として言った言葉は、住民がまず忠類観光に関して1番目はまず気づいてほしいということ、それから次は意識の変化をしてほしい、そして最後は住民の行動なのだ、ということと言われて、3段階に分けて総括しておりました。

今現在、忠類の地域の方は、いわゆるどういう段階であるということ認識して、あなた方はこの和歌山大学の、いわゆる道の駅あの小さなところに100万円近いお金をかけて調査をしようとするのかお答え願います。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 札内福祉センターの改築基本計画ということでございます。

敷地がかなり限定的な、それから少し変形的な形状でございます。それから、現状の施設も使いながらということになりますと、いろんな制約が出てくると思います。

確かにプロポーザルというのは、委員おっしゃるように設計者を選定するという作業に終始するわけでございますけれども、具体的なものが、もう少し判断材料として必要ではないかという思いは我々にもございますけれども、現状ではまだちょっと詳細までは決まっておりませんので、その辺も考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

庁舎の場合におきましては、事務所の規模であるとか、あるいは技術者の数であるとか、そういったことにある程度の重きを置きながら選定してまいりましたけれども、この福祉センターにつきまし

ては、もう少し何か目に見えるような形も中で考慮していきたいなというふうには現時点で思っておりますけれども、現状これから内容をもう少し精査して詰めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 地域活性化計画につきましては22年に策定されておまして、今、委員のおっしゃるように、多額のお金をかけてたくさんの方々に、いろいろな聞き取りをしたりとか息吹を吹き込んだりとかいうことをやってまいりました。

その結果、さまざまな組織ができて、今まで不足しておりました横の連携、こういったものが補完されて、今もそういったことで活動がされておまして、特に、シニアファッションショーなどはかなり活性化に貢献をされているということでありまして、今もかなりの効果を上げているというところでございます。

ただし、このときに予想されていなかったといいますか、事業がまだ確定されておりませんでした。高規格道路、幹線道路、インターチェンジという部分については、余り触れてございませんでした。私ども今、商工会ですとか農協ですとか住民会議も含めて、いろんな会議を行って、この対策に打ち込んでいくところであります。ですから、この事業をこの対策をまず加えて、同時にこの活性化計画を生かすような形にしていくことで、より一層強固な活性化を目指すことができるという期待がありまして、このような事業を計画しました。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 札内の支所の福祉センターの基本計画策定委託料にかかわってですけれども、ただいま建物のあり方についての質疑だったのですけれども、同時に札内支所の機能といいますか、役割をどこまで改善していくのかということで、スタートの時点からこの問題をきちっと中心に据えてやっていただきたいという希望もあって質問するのですけれども、この間、庁舎建設にかかわりまして、札内の住民の皆さんの間には庁舎そのものを、本庁ではなくて、少しでも札内に近くというような声も随分ありました。

そういう中で、いろんな経過を踏まえて本庁ということになってきたのですけれども、その札内に希望する主な内容というのは、やはり、札内支所で間に合わないことが、業務としてきちっとそこでは役割を果たさないということが多々あるのだということでありました。

その点では、保健業務も含めて改善も図ってきたところなのですけれども、この際、新しくきちっと建ててやっていくということでもありますから、札内支所では足りない業務というのは一体幾らあるのか、本庁と札内とをきちっと比べて、足りないものを明らかにした上で、それをどこまで今回の改築に合わせて、補完といいますか、機能を強化していくというふうに持っていくのか。もちろん、そこには住民の皆さんのアンケートなどにも反映されるものがあるとは思いますが、そういった姿勢を最初からきちっと持っていくことが大事ではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 庁舎の改築に当たって定めた方針ですとか、基本計画ですとか、その段階から、札内地区の住民サービスのあり方については検討してまいるといことは、これまでも申し上げてきたところであります。

現在、昨年12月に札内福祉センターの改築の基本的なあり方の案というのをお示ししましたけれども、今定例会の最終日には、改築整備方針をご説明するというので今、準備を進めております。その前段の作業としては、住民の方々のアンケートですとか、それから支所を利用する方々のアンケートなどをしてまいりまして、その中でやっぱり一番多く寄せられた意見というのは、保健ですとか福祉ですとか、そういう民生関係の相談ができる場があればいいねという意見が多く示されまして、詳細は全員協議会の際にお知らせいたしますけれども、そういうことから、そういう点は当然考慮して、札内福祉センターのあり方というのは考えていかなければならないものと考えております。そう

は言いながらも、本庁にあって札内支所にはない機能を全て盛り込めるかどうかとなりますと、それはやはり支所と本庁という関係が当然ありますから、そこら辺の考え方というのは当然持った上で当たらなければならないとも考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 私も、そのとおりだというふうに思います。全部支所が役割を果たせるというふうには考えて、不可能だというふうにも思いますので、その点は理解するところなのですけれども、せっかくの機会ですから、なるべく財政的な問題も含めて拡充していくということです。

これは、多分難しいのだろうと思うのですが、住民の方の中では保健業務、それは地域住民の方たくさんあります。同時に十勝圏全体で見た場合に、例えば確認申請を行う業務も、これは本庁に行かなければできないのだ、当然それはでき上がったらでき上がったで、本庁にまた行かなければならないというようなことも含めて、もっと住民の目線と十勝圏全体の中での町の果たしている役割などということも総合的に考えながら、どれだけ支所の中にその機能を含めていくことができるのかというようなことは、やっぱりスタートの時点が大事だと思うのです。ですから、そういうことも含めて、ご答弁以上はないと思うのですが、しっかりと出発の段階からやっていただきたいということであります。

ちょっと関連で忠類のことも、委員長いいでしょうか。ちょっとだけです。

○委員長（乾 邦廣） はい、わかりました。

○15番（中橋友子） 私たちもこの問題については、平成22年度に計画をきちっと委託業務をやっただけに、なぜここでまた畳みかけるようにしていかなければならないのかねという議論をしてきたところだったので。

それで、今、新しくインターチェンジの関係で、できたそのことが不足してからというように聞こえたのですけれども、平成22年って3年前ですよ。そういうことも含めて町の活性化委託というのは出されて、真剣に議論されて、そして進むというふうに思っていました。しかし、ここに来てその部分がなかったからまたアドバイザーにということなのですけれども、やっぱりもうちょっと一貫性を持った予算の組み方、政策の打ち方というのが必要なのではないのでしょうか。

それで、確かに和歌山大学のこともたくさん言われましたし、恐らくそういうノウハウを持ってきちんと取り組んでいられるところなのだと思うのですけれども、ここに既に職員の方が直接学校に行って、受講まで受けてこられているのですね。そうしますと、そういうものを生かして、職員の方の中での企画力というか、ミーティングといいますか、そこを強化して、住民の方と協働のまちづくりも含めてコンタクトをとってやっていくということのほうが、私は専門性の面では欠けるかもしれないけれども、生きたまちづくりという点では、そういうやり方のほうがずっと有効ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、まず1点目といいますか、インターチェンジにかかわることについて、その当時からなされているべきではないかということでございますけれども、この案件につきましては、忠類インターチェンジ、平成22年ごろ恐らく場所が決定した段階ぐらいなのかなというふうに思われます。

実は、私もその間は本庁に来ていて、ちょっと掌握はしていないのですけれども、たしかその場所が決定して、そして始まったのがそのころかなというふうに思っていますので、その間、平成22年度に委託をしてございますけれども、インターチェンジに係ることについては、内容についてはなかなか精査し切れていなかったのかなというふうに推察するところでございます。

それから、大学に職員が行っているという関係でございますけれども、これにつきましては、若い学生さん、6名ほどですけれども、それと教授と准教授と来ていただいて、実際に忠類で生活していただいて内容を調査して、そしてそれを発表させていただくというような形の内容をとってございますので、今回そのような形で進めさせていただければ、より若い方の意見が吸収できますし、また忠

類地域の若い方との接触によりまして、お話し合いが進められるのかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解を願いたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 大学の方が来られて研究をされるとか、そういうことは大いにやっていただいて、それはそれで生かしていただくというのは、別に物申すものも何もないのですけれども、後段言われました、そういう知恵を職員と住民がもっともって受けとめて生かすべきではないかというところが不足しているのではないかというふうには私は思うのです。そのところなのです。

600万円かけたわけですから、600万円はやっぱりそれは貴重な財源ですよ。そうすると、そのときにインターチェンジの場所がまだ確定していなかったなどということではなくて、どこに行ってもこういう影響が出るということは予測つくわけですよ。プロ集団の皆さんですから、そういうことを全部描きながら、22年の委託をかけるときはそういうことも含めてきちっと生かしていく、今からもう、そして早ければ早いほど手を打てるということもあるわけですからね。

ですから、そういうふうにと考えたら、そういったアドバイスを受ける、あるいは委託にかけるというときに、その知恵をかりることは否定しませんが、実際に業務を執行するのは理事者であり職員の皆さんですから、そこをもう少しいろいろ考えて、企画力も持って、住民の皆さんとしっかりとコンタクトをとってやっていただきたいということを申して、終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかに。

小島委員。

○5番（小島智恵） 54ページ、10目企画費の細節17コミュニティバス運行費補助金ですけれども、コミバスに関連してですが、歳出というより歳入に関連になってしまうと思うのですけれども、最近、新聞報道で企業の広告を募集していくということでもありますけれども、広告料は幾らになるのか、また企業への周知をどのようにしていくのか、そして何社ぐらい、そして広告料の収入の部分の見込みはどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） コミバスの車内の広告の関係でございますが、これは1区画といいますか、A4判に当たりまして、1社1枚1,000円という形になっております。これまでの実績についてはゼロであります。

周知の方法ですが、町の広報に載せた部分と町のホームページのほうに載せて募集をかけたところでもあります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 62ページにかかわるところで、項目がないものですから、税務、総務費にかかわってなのですが、平成25年4月から障害者自立支援法にかわりまして障害者総合支援法として施行されております。この中で、障がい者の中に難病等も含まれるという、難病の方も拡大されるということで、難病者も障害者自立支援法から障害者総合支援法になって、難病の方も含まれるということです。

それで、税の控除なのですが、こういう方も障がい者として認定されるふうになりますと障害者控除を受けられると思うのですが、平成26年度はその方たちも対象にして考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 平成26年度は申告においては、そういう難病に関しての関係については、国のほうから通知が来ておりません。

27年度についても、これからどういう状況になるのかということは、まだ情報は聞いていない状況であります。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 国のほうから指導がないというお答えでしたけれども、難病の患者を障害者認定というふうにしますと、介護保険も同じように障がい者として認定しまして、税の控除をされております。

そのことを踏まえますと、障がい者というふうにして、これから程度区分が認定を受けることとなります。そうしますと、介護保険と同じように税控除を受けられるというふうになると考えますが、国の指導がないからということではなくて、そのように介護保険も同じように障がい者として認定しているわけですから、難病の患者も障がい者として認定されたら、税の控除を受けられるのは当然ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 失礼いたしました。ただいま福祉のほうで認定されました障がい者の形で認定されましたら、障害者控除の適用を受けることができるということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16 番（野原恵子） では、今年度から難病の方も障がい者として税控除をされているということですね。今年度からですか、今までもそのように認定されていたのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 障がい者認定の関係、25 年 4 月からの施行でありますので、その後に障がい者の認定になれば、税の控除というのは受けられるというふうに考えています。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

小川委員。

○1 番（小川純文） 55 ページのところの総務費、総務管理費、職員厚生費の中の 13 節委託料、19 節負担金補助及び交付金の関係でありますけれども、職員研修ということでいろいろやられていると思うわけなのですが、近年、いろいろどこの会社も企業にしても、新人研修というものに非常に重きを置いている時代になってきている状況にもありますし、また、行政という中においては、特に町民との接し方とかいろんな部分に非常に難しい部分があるのかなというふうに感じるわけでありまして、その中で、この職員研修のほうの関係、どのような形で現状としてはやられているのか、そして委託料と負担金含めての関係、職員研修の取り組みについて、まずはお知らせいただきたいなと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 職員研修の関係でございますけれども、研修の中身につきましては、いろいろな研修ございまして、まず所属の中での研修といたしましては、新任職員の研修ですとか、タイムマネジメントの研修ですとか、そういったことも新年度では予定をしております。

あと、特別研修といたしまして、総務部長からの説明もありましたように、厚生労働省への派遣研修ですとか自治大学校への派遣研修、それから市町村アカデミーなどへの派遣研修、それから外部の研修といたしまして、北海道市町村職員研修センターが実施する研修といたしまして 7 種類ほど予定をしております。

それと、十勝広域連携研修ということで、定住自立圏の関係で帯広市と連携をして実施してございます。これが 18 種類ほどございまして、そちらも 50 名ほどの予定をしているところでございます。

あと、十勝町村会が主催する研修もございまして、あと民間研修ということで、採用 2 年目の職員になるのですけれども、若い職員を民間に研修に出しているようなこともございます。

あと、委託の関係でございますけれども、委託につきましては、先ほど申し上げましたタイムマネジメント研修ですとか、そういったときに外部から講師をお呼びしてやっておりますので、そういう場合に委託料として講師分をお支払いしているという状況でございます。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1 番（小川純文） その中で、特に問題なのが、やっぱりこういう接遇の中で挨拶とか、今般もいろいろ出ておりますけれども、携帯電話の扱い方とか、先般もちょっとホームページのほうにも上が

っておりましたけれども、身だしなみの関係とかいろいろあろうかと思えますけれども、ただ、その中でやはり入庁して若い時代の、まだ本当に頭がやわいうちと言ったら変かもしれませんが、そういうときにきちっとやっぱり職員研修を行って、行政マンとしてのあり方、務め方というものを重点的にやってもらうことが後々にも必要ではないかなと。ただ、その研修をしたからいいだけではなくて、やっぱり役場全体の中、組織全体の中で先輩が後輩を見ていく、そういう上下の連携も、研修ではないかもしれませんが、上下の連携の中でも、仕事とそういう接遇含めての対応をしていただければいいのではないかなと。

ちょっとその中で、昨今若干気になる点が、行政として作業服の貸与はもうずっと前からやられていないように思うのですけれども、近年、作業服もいろいろ安価になってきましたし、いろんな色もあると。昔の町の制服、作業服の色は、ある程度統一されて貸与されていたと思うのですけれども、現状ですと時々、私自身でも誰が職員で誰がお客さんなのかなというふうに、ちょっと一瞬戸惑う場面もあったりしていて、強制的には言いませんけれども、ある程度そこら辺若干、統一性、完全に統一とは言わないけれども、ある程度の方向性をもって行うべきではないかなと思えますし、携帯電話についても、今の時代ですから有線電話で全部電話がかかってくるわけではございません。特にいろんな場面から携帯電話でかかってくる場面も多いと思うのですけれども、その中でもやっぱり公用的な携帯の使用と私的な使用の区別も、これもきちっとつけていくのも、そういう面の一つではないかなと思うわけなのですけれども、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず、接遇の研修については、新採用職員等に年度初め、4月にすぐ実習をしているところであります。さらに昨年度も本年度も実施いたしましたけれども、外部講師を招いて接遇研修等を行っているところであり、委員言われますように、職場内で先輩なりが指導していく職場研修についても必要なことだというふうに思いますので、その辺についても十分意を用いてまいりたいというふうには思っております。

あと、作業服の関係なのですけれども、委員言われますように、かなり前になるのですけれども、現状におきましては貸与していない状況でございますので、色等を統一されていない部分はございます。

ただ、これ本人が自費をもって購入しているものでございますので、統一というのはちょっと今の段階では難しいかなとは思いますが、華美にということではないのでしょうかけれども、なるべく職員らしい作業服を着るように、そういった面では指導していきたいというふうには考えております。

携帯電話につきましては、これ当然、私用の部分については控えるように、今後においても指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） やめようかなと思ったのですけれども、いろいろ考えて忠類の総合支所の先ほどの議論されていた件なのですけれども、報償費の関連ですけれども、ちょっと私も平成22年からの経緯をずっと考えていました。

非常にこういった、和歌山大学を否定するわけではないのですけれども、余りにも安易にこういうところに簡単にいろいろと委託をして、お願いをして、何かその糸口を探ろうというその気持ちがわからないわけではないのですけれども、ただいずれにしても、そういうコンサルタント的なところから出てくる結論というのは、もう大体毎回同じような文言だというふうに思います。

それで問題は、やっぱりそういった人材、これは職員の皆さん方ばかりではなくて私たちも反省しなければならぬのですけれども、そういった人材をいかに育てるか、あるいはそういう人材を発掘していくか、そういったことが一番大事なのだろうというふうに思うのであります。

過日、ほかの町の事例を出してどうかと思うのですけれども、清水町の牛玉井の発案者の話を、私、

ある場所で聞きました。これ、中心的な役割を果たしたのは役場の職員なのではすけれども、やっぱりそういう熱意というのでしょうかね、仕事は仕事でももちろん立派にやっているのでしょけれども、職員の与えられた仕事以外に何をしなければならぬかと、我が町では何をしていかなければならぬかという、そういう熱意というか、そういったものを強く、我々もそうです、皆さん方もそうです、皆さん方だけの責任にはしませんけれども、やっぱりそういった雰囲気づくり、そういったことが一番大事なのだろうと思います。これ何回コンサルタントあるいは委託、いろいろなところに金を使っても同じことの繰り返し、これを100%否定はしませんけれども、やった後、また一定の結論が出てくると思います。そこで、次に何するかが問題なのです、これは。

ですから、これは100%否定はしませんけれども、私はこの予算があれば、違った形でもう一步踏み込んで、もう一步先に行って、生きる金の使い方をすべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） この和歌山大学の観光に関する連携のことなのではすけれども、まず最初に、職員研修で、私どもの若手の職員が和歌山大学の講義を、これは弟子屈に来ていたところに受講しに行った。その中で繰り返す中で、若手の職員がこの教授の考え方については非常に共感を得るところが多い、また、観光に関してすばらしい考えを持っている、そういった職員研修の報告を私ども課長、部長、上司のほうにさせていただきました。

今回のこの活性化事業、先ほど言いましたように忠類地域にインターチェンジができるということもあって、どういったことができるのかということや若手の職員が考えたときに、こういった先生がいて、その先生と共同ですることによって、いろんな事業の展開が可能になるのではないかと、若手の職員からの提案を受けて、これを私どもは事業化をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

計画をつくるのではなくて、もうインターチェンジの開通が目の前でありますので、実践を伴わなければ、当然これはすぐ結果を出さなければならないことでもありますので、当然アドバイスを受けながら、うちの職員がどうやって動いていけるのかということもあわせて、一緒に行動して、すぐ、もうこれ来年のちょうど今ごろが開通になるかと思っておりますので、そこに向けてやっていきたいという思いを持ちまして、予算化をさせていただきたいというふうに考えているところでもあります。

○委員長（乾 邦廣） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 先ほど話した、説明したとおりでと思いますけれども、私の趣旨は、それはわかって言っているのですけれども、ただ、そういった余りにも、過去のことから言えばそういった人の知恵をかりるとか、いろんな安易なところに行き過ぎると。

だから、もっと、これ委託した結果、出てくる結論というのは、僕はもう大体、皆さんわかっていると思う、何をしなければならぬかということは何。問題は、その次なのです。これで、例えば出てきて、こうしなければならぬといって、問題は誰がどうやってやるかということ。だから、こういったことを否定はしないけれども、もうそろそろそうではなくて、役場の職員、町民、我々もそうですけれども、自分たちでもっとやる気になってやろうという、それを促すのが皆さん方、あなたたちというか、行政の役割だというふうに思う。

僕は、これはさっきも言ったように100%否定はしないけれども、こういうことを何回繰り返しても同じことの繰り返しだということを言いたい。いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 委員のおっしゃることはよくわかりまして、私どもも実践をするのは職員であろう、当然地元の人間と接触をしたり、地元の人間と色々な協議をしていかなければ事業そのものを成功裏に終わらせることも、計画することもできないというふうに考えておりますので、これはあくまでもインターチェンジの開通に向けての、どういった事業展開で、それが起爆剤となっているような方向に発展することについては、これは私どもの職員がこの経験を通じてこれから伸びていければ

という思いも含めまして、この予算を提案させていただいているわけであります。

この発案自体が若手の職員から出されたというのは、その若手の職員の熱意を引き継ぐ形で、そのまま実践も含めて職員がこれを活用してやっていくような、そういった事業展開ができるように、私どもも指導していきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） これ以上言っても平行線ですからあれですけども、いずれにいたしましても、貴重な財源使うわけですから、必ず成果が上がるように注視をしていきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。はい、わかりました。

審査の途中でありますけれども、この際、13 時まで休憩をいたします。

12 : 10 休憩

13 : 00 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入ります前に、委員長からお願いを申し上げたいと思います。

委員の説明並びに説明員の答弁は、簡潔にお願いをしたいと思います。

それでは、質問をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 49 ページ、5 の一般財産管理費の 11 需用費の 40 修繕料にかかわりまして、この中身が具体的にどうかということではなくて、小規模修繕登録のことで伺いたいと思います。

管轄がこちらだと思いますので、ここで伺います。

これまで登録されて、その事業に参加していただいているのですが、なかなか全体に公平に仕事が回っていないのだということで意見を申し上げてきました。

それで、ここの総務において、昨年の決算なのですが、何らかの手法で改善に向けて検討したい旨のお話があったものですから、それで、この本年度の予算の中では、それがどのように取り組みがされていくのか、予定されている業種は何業種で、何社ぐらい登録を予定していて、そこにどんなふうに行き渡っていくような方法をとられるのか伺います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 小規模修繕契約希望者登録制度の関係でございますけれども、平成 26 年度といたしましうか、今、登録している事業者数につきましては 23 事業者であります。

25 年度の発注実績でございますけれども、236 件ほどございまして、やはり以前にもご答弁申し上げたとおり、どうしても修繕の中身が建具の関係ですとか、そういった部分が大部分を占めるものですから、どうしてもそういった関係に件数的には集中してしまうというようなことでございます。

今後、どのようなことを考えているのかということでもありますけれども、これは年度の中で修繕を行う場合に、なるべくこういった小規模の修繕について、この登録の事業者を活用するには各担当のほうにもお伝えしまして、お願いをしているところなのですが、なかなかこれ事業というか修繕の中身が、やはり先ほども言ったように、偏ってしまうような状況なものですから、根本的に満遍なくという意味合いでは、まだ不十分な部分あるかと思っておりますけれども、なるべく全体に行き渡ようにはいたしたいというふうには考えておりますけれども、具体的にはどの工事をということ、まだこれからというお話になりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 初めに、業種がどのぐらいかということにはお答えなかったのですが、後でお答えいただきたいと思いますが、私が申し上げたいのは、前回の議論もそうだったのですけれども、言われるとおり、修繕の中身によって、全く登録をしている業者の仕事がなかったらそれは当然行かないというのはわかりますから、そういうことはあり得るのだと思うのです。

ただ、この登録制をしいたというのは、やはり小さな事業所に町の一々指名業者というふうにならなくても、きちっと細かい仕事が回ってくるというような利点で業者支援という意味合いも強いと思うのです。そこを、本来の目的をきちっと果たしていただく事業にするためには、前回の議論のときには、直接担当とそれから出入りされている業者さん、なれているところの業者さんにどうしても発注の傾向がそのように進んでいくので偏りが出るのでというようなお答えだったものですから、そのときにそれだけではなくて、総務課なら総務課でそういったものを一括管理しながら、公平といいましても限界はあるでしょうけれども、全体に行き渡るような工夫をしてみたいというようなお話だったので、その辺の工夫の度合いを聞きたかったのです。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 小規模修繕登録につきましては、課長も申し上げましたように、23の事業所があります。

その中で確かに、種別でいくと建築、それから内装関係が約六、七割を占めてしまうというのがあります。これは業種でいくと多分、公営住宅関連もかなりあるのだらうというふうには思いますけれども、確かにその業種に応じましては非常に偏りがあるといいましょうか、発注するものがそこに限られるということがあるのだらうと思います。

ただ、その業種の中においては、それぞれ内装を扱える者だとか建築を扱える方だとか、いろいろ業種によって業者もそれぞれたくさんいますので、できるだけ配分をするという考え方は、私も持っておりますけれども、いかんせんその発注元というのは、各担当課が担当の部署で発注をしているものですから、できるだけ公平にということは、私どももお願いはしているのですけれども、それで担当課の中で発注をして、今こういう結果になっているという状況でありますので、今後とも、できるだけ皆さんに行き渡るような考え方は、これは今後とも続けたいというふうに思っています。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） これからも担当課の発注ということで進めるというふうになれば、同じ結果になってしまわないでしょうか。

その辺の点検といえますか、調整役を果たせる部署はないのか、そういう調整が果たせるのであれば果たした上で、少なくとも全く来なかったよというところがないようにしていくことができるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 1年に1回、全体こうやって結果が出た段階で結果がわかるということではなく、今、中橋さんが言われますように、途中で何度かそういうチェックもしながら、そういう指導ができないのかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 3款民生費についてご説明申し上げます。

70ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億9,657万5,000円であります。本目は、福祉施策全般に要する経費であります。

1節報酬、細節3は、地域福祉計画策定委員会委員15人分に係る報酬であり、第2期地域福祉計画の策定に関してご審議いただくこととなります。

71ページをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援に係る補助金であり、細節 5 は民生委員の活動に対する交付金であります。

さらに、細節 6 は、消費税の増税に対する家計の負担軽減策として、国が低所得者に一時金を支給するものであります。

2 目国民年金事務費、予算額 340 万 7,000 円であります。本目は、国民年金事務に要する経費であります。

72 ページになります。

3 目障害者福祉費、予算額 6 億 5,656 万 5,000 円であります。本目は、障がい者の支援に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、障害者福祉計画策定委員 10 人分に係る報酬であり、第 4 期障害者福祉計画の策定に関してご審議いただくこととなります。

7 節賃金、細節 6 チャレンジ雇用事業賃金は、障がい者の就労意欲を向上させるためのものであります。

13 節委託料は、障がい者の自助生活支援に係る各種の委託事業であります。

73 ページをお開きください。

20 節扶助費は、障がい者の施設サービス等に係る支援費を初めとして、日常生活用具や交通費などにかかわる扶助であります。

74 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、予算額 283 万 4,000 円あります。本目は、十勝東部 4 町で共同設置をしております障害支援区分認定審査会の運営に要する経費で、毎月 1 回開催する予定であります。

75 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、予算額 6,858 万 4,000 円あります。本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

6 目老人福祉費、予算額 4 億 3,117 万 6,000 円あります。本目は、高齢者福祉全般に要する経費をであります。

76 ページになりますけれども、12 節役務費は、細節 15 の緊急通報用電話機架設等手数料が主なものとなります。

77 ページをお開きください。

13 節委託料は、介護保険を補完する各種サービスの委託事業が主なものとなります。

78 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は老人クラブ連合会の活動に対する助成であり、細節 5 は公区など地域が主催する敬老行事に対して奨励金を交付するものであります。

20 節扶助費は、細節 2 の老人ホーム入所者に係る老人保護措置費や細節 3 の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助などが主なものとなります。

79 ページをお開きください。

7 目後期高齢者医療費、予算額 3 億 8,146 万 6,000 円あります。本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目介護支援費、予算額 2,427 万 7,000 円あります。本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であります。

80 ページになります。

9 目介護サービス事業費、予算額 2,656 万 2,000 円あります。本目は、介護サービス事業に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、忠類地区のデイサービス事業に係る委託料であります。

10 目社会福祉施設費、予算額 347 万円であります。本目は、千住生活館の管理運営に要する経費であります。

81 ページをお開きください。

11 目保健福祉センター管理費、予算額 4,170 万 9,000 円であります。本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。

82 ページになります。

15 節工事請負費は、ボイラーの更新工事が主なものとなります。

12 目老人福祉センター管理費、予算額 1,034 万 7,000 円であります。本目は、老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

83 ページをお開きください。

15 節工事請負費は、浴室タイル、天井改修工事となります。

13 目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 2,442 万 6,000 円であります。本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

85 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 4 億 8,875 万 9,000 円であります。本目は、児童福祉全般に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、次世代育成支援対策地域協議会委員 12 人分に係る報酬であり、子ども・子育て支援事業計画の策定に関してご審議いただくこととなります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、消費税の増税に対する家計の負担軽減策として、国が児童手当受給者に臨時特例給付金を支給するものであります。

86 ページになります。

2 目児童医療費予算額 1 億 791 万 1,000 円であります。本目は、小学校卒業前までの児童に係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

87 ページをお開き願います。

3 目常設保育所費、予算額 4 億 35 万円であります。本目は、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要する経費であります。

88 ページになります。

13 節委託料、細節 9 は、青葉保育所の指定管理者業務に係る指定管理料であり、細節 11 は、札内南保育園の運営に係る委託料であります。

89 ページをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 札内南保育園建設費補助金は、駐車場などの外構工事に係るものであります。

4 目へき地保育所費、予算額 7,923 万 3,000 円であります。本目は、幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所のへき地保育所の管理運営に要する経費であります。

幕別地域のへき地保育所は、新年度から保育期間を通年化するとともに、下記の保育時間を 30 分間延長いたします。

90 ページになります。

13 節委託料、細節 5 は、忠類へき地保育所の運営に係る委託料であります。

5 目発達支援センター費、予算額 1,278 万 6,000 円であります。本目は、発達のおくれ等に対する相談や支援などに要する経費であります。

91 ページをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、南十勝 5 町村で共同設置している南十勝こども発達支援センターに対する負担金であります。

6 目児童館費、予算額 4,143 万 5,000 円であります。本目は、児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要する経費であります。

92 ページになります。

7 目子育て支援センター費、予算額 2,190 万 2,000 円であります。本目は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要する経費であります。

93 ページをお開きください。

13 節委託料、細節 5 は、忠類子育て支援センターの運営に係る委託料であります。

3 項 1 目災害救助費、予算額 550 万円であります。

本目は、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） それでは、4 点。

まず、76 ページ、77 ページ。76 ページは、12 節役務費の細節 15 緊急通報用電話機仮設等手数料、77 ページの 13 節委託料の緊急通報装置保守点検委託料、14 節使用料及び賃借料の緊急通報装置借上料、これ緊急通報用電話にかかわる質問です。それと、6 目老人福祉費、13 節委託料の細節 6 の高齢者食の自立支援サービス委託料、次に 13 節委託料の細節 7 の外出支援サービス委託料、次に 88 ページ、3 目常設保育所費、13 節委託料の細節 9 青葉保育所指定管理者業務指定管理料、この 4 点であります。

まず、緊急通報電話機に係る質問なのですが、まず緊急電話を設置している数は、幕別 118、札内 245、忠類 31 件、これ消防でちょっと確認したのですが、合計で 394 件と聞いているのですけれども、高齢化が進む中、これ設置台数もこれから増加していくものだと考えております。幕別のこの緊急通報用電話設置の対象人数は、これは何人か、それと周知方法についてお知らせ願います。

次に、高齢者食の自立支援サービス委託料なのですが、事業がスタートして 13 年ほど経過しておりますけれども、平成 19 年度登録者数が 125 人から平成 22 年度では 165 名と増加しているのですけれども、実質利用者数、平成 19 年度 106 人、平成 22 年度 100 人、給食数は 1 万 7,329 から 1 万 1,371 に減少しております。これ、22 年以降の登録者数、実利用者数、給食数の数はどうなっているか。

3 点目、外出支援サービス委託料なのですが、外出支援サービス利用者台帳による利用者実数と幕別町、札内、忠類の利用者状況をお知らせ願います。

それと最後に、青葉保育所指定管理者業務指定管理料については、業務内容はどうか、それと今後の事業展開についてをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、ご質問の 1 点目、緊急通報に関する問題ですが、対象数ということでは 65 歳以上であって単身及び高齢者世帯ということになっておりますので、65 歳以上、正確な数ではありませんが、約 7,500 人のうちの単身及び高齢者世帯ということで、そのうちの約 5 割ぐらいというふうに、今、思っています。

その周知方法なのですが、もちろん広報その他も活用しておりますが、これは非常に個別性が高く、必要な人に届けられるようということで、民生委員さんですとか、あとケアマネジャーさん、あと地域で活動しております私どものスタッフ、保健師、ケアマネジャー等々が必要な方にご案内をしているという形で実施しております。

それから、2 点目の食の自立の関係です。

登録と実利用者数という関係で登録が上がっていつてますが、実利用者数下がっているという話で、まさにそのとおりですが、具体的な数字でいきますと、委員おっしゃいましたとおり、平成 23 年度は実利用者数として 90 名、24 年度が 98 名、25 年度 83 名ということになっております。

登録者が多くて実利用者が少ないというのは、登録というのは登録して 1 回でもお食事をとって

ただいている方の考え方で、結構たくさん登録がありますけれども、継続して毎月の利用数を積み上げていったときに、この90人、98人、83人という数字が出てまいります。

それと、3点目の外出支援に関する関係ですが、外出支援サービスの実利用実績ですけれども、平成25年度では実人数で212名となっています。経年でいきますと22年度が177名、23年度が196名、24年度が217名でした。そのうち、25年度実数のうちの忠類の利用者が22名です。

給食の食数ですが、給食は実利用者数に当たり、食数は24年度で年間延べ1万4,341食、25年度1月末ですが、1万64食となっております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 青葉保育所の件でございます。

青葉保育所の業務内容ということでございますが、青葉保育所、常設保育所として通常の保育業務を行っていただいておりますが、その通常の保育業務につきましては、他の保育所を含め30分間延長した延長保育を行っていただいております。それが、青葉保育所としての一つの特色かというふうに存じます。

また、通常保育における特色ある保育事業ということで言いますと、キッズイングリッシュ、キッズサイエンス、キッズスポーツなどの特色ある保育事業も実際行っているところでございます。

また、障がい児保育の実施、それと病後児保育の実施ということで、これまで町が行っていない病後児保育につきましても実施していただいているということでございます。

次に、今後の事業形態ということでございますが、青葉保育所につきましては平成22年に指定管理を行いまして、7年間の指定管理の契約を行っております。平成28年度をもって指定管理業務が一応終了するというところでございます。今後につきましては、これまでの保育事業の内容について十分精査するとともに、今後の保育形態のあり方につきましては、今年度以降、早急に検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 四つ質問するとちょっとあれなのですけれども、まず緊急通報用電話機設置なのですけれども、対象者には個別訪問、民生委員、ケアマネジャー等、個別に対応しているということなのですけれども、対象者人数が多い割にはこれ登録数が少ないと思うのですけれども、その辺の傾向について、どうお考えでいるのか。

次に、高齢者食の自立支援サービスについては、これは社会福祉協議会のほうでも載っていたのですけれども、やっぱり問題点として少なくなってきたと。その中で、なぜこれ利用者が少ないのか、問題点はどこなのか、だんだん少なくなっていくって、お弁当をつくる業者も多分いろいろ苦労されていると思うのですけれども、これ利用者もよくて、あと業者もこれはいい事業だと思ってくれて積極的に参加してくれるような事業であればいいのですけれども、それぞれが何かそれぞれの問題点を抱えているように思うのですけれども、その辺の改善策をどういうふう考えているか。

3点目の外出支援サービス、これについては外出支援サービス実施要綱には、第3条に「事業の対象者は、町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする」。該当者は、先ほど言われていました「65歳以上の高齢者で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である者」、ア、イ、ウとありまして、ウで「その他必要と認められる者」というふうにございます。それと、第5条に利用の範囲は、「利用対象者の居宅から十勝管内の医療機関等への通院、入院及び機能回復訓練。ただし、入院先から他の医療機関等への通院等は除くものとする」と。(3)に「町又は帯広市の買い物等の社会参加」とございます。しかし、これ社会福祉協議会の外出支援サービスの事業を見ますと、忠類地区の方は大樹町への買い物などに対して支援するというふうになっています。この辺の違いは、忠類地区の人たちは帯広市の買い物に行けないのか、帯広の病院に行けないのか、この辺についてお尋ねいたします。

それと、4点目の青葉保育所につきましては、平成28年度で業務委託終了と。その後、将来的に指定管理を続けていくのか、そこまですこっと踏み込んで聞きたいのですけれども、民設民営に移行するお気持ちはないのか、その辺までお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、緊急通報ですが、対象者の割には登録者数がこの数というお話なのですが、委員おっしゃるとおり、うちも23年度からペンダント方式のレンタル方式にしてから、当時移す前は247人の設置に対し、待機者が50人ぐらいいたのです。その翌年レンタルにして、必要な人にはきちんとつけましようとしたという形でやった年、新規で100人ぐらいついて24年度は350人でした。ことしの推移を見ましても、出入りはありますけれども、新規の方やっぱり70人から80人いらっしゃるのですが、施設入所等々があつて、ことしも355件なのです。

確かに誰でもつけていいよというふうにはちょっと、要綱上65歳以上の単身世帯あるいは夫婦世帯ですけれども、お元気でお仕事行っている方もいますし、必要ないわとおっしゃる方もおりますので、65歳以上の方で心身に虚弱がある方というふうに定義づけしていますが、70以上の方については、もしつきたいとおっしゃる方については、もうほとんど審査なく必要だと言っている方につけるような形にしていて、今この355ぐらいで、上がり下がりはありませんけれども、だから大体必要な方というのはこのぐらいのかなというふうには今は押さえています。

それから、食の自立の関係ですけれども、委員もおっしゃっていただいたように、これ介護保険制度の年から13年経過して、少ないのが問題かというところでは、現在、時代も変わりまして、例えばセブンミールですとかコープの配食サービスですとか、個人によっては町の配食サービスを利用するよりは、もっと使い勝手がよかったり、金額高くてもこっちがいいやというので、すごく多様化している事実はあります。

うちも確かに事業者さんがすごく大変だったり、配送に費用がかかたりしますので、なかなかそういうところに行けない方に関しては、うちがきちんと責任を持ってやらなければいけないという形で、事業者さんも昨年の11月からは2事業者さんふやまして、3事業者さんで頑張っていたいております。

時代的には多分、例えば買い物ついでに今、配達サービスなんかがあつて、そのついでにお弁当も一緒に配達していただいているとか、うちのほうもその一人一人の実態調査とかもしながら、どんな形で食がその方たちに届いているかというのはわかる範囲では把握していておりますので、現在とりたいけれども、こんなのではという思いの方もいるとは思いますが、アンケートをとったり、あと事業者さんに細かく回りながらご協力をお願いしたりとかしながら、事業は継続していけるように現在努めているところです。

それから、外出支援の忠類の部分ですが、実態としてはお断りしているということです。

○委員長（乾 邦廣） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（稲田和博） 外出支援の忠類の関係について、ご説明を申し上げます。

今、保健課長のほうから忠類22名登録しているという説明をさせていただきましたが、実際のところ、忠類は忠類の診療所、それから大樹の病院にサービスを提供しておりますが、これは例えばそれぞれ行くとき、それから終わってから連絡をもらって迎えに行くということでサービスを提供しているのですが、実際帯広まで行くということになりますと、片道1時間、往復2時間、それから待っている間、例えば1時間から1時間半かかるよ。そうすると行くことによって帰ってくるまで、約半日かかってしまうという現状がございます。そういうことがあるものですから、要綱上は確かに十勝管内ということに、帯広市内ということになってはいるのですが、実際そういう時間的な関係もございまして、忠類の利用者については忠類の診療所、それから大樹の病院のみということにさせていただいております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今後の青葉保育所の指定管理の方向性ということでございますが、委員お話ありましたとおり、28年度末をもって指定管理を終了するというところでございます。

現在、青葉保育所につきましては、町においても年2回のモニタリング、また自己評価さらには保護者からのアンケートということを取りながら、毎年評価を実施しているところでございますが、評価という面で言うと、保護者の評価は大変高い保育所の一つであるということでございます。

そういうことも踏まえまして、今後、28年度以降ですが、指定管理という手法がいいのか、または民間に移行するということがいいのか等を踏まえて、全体的に評価するとともに、かつ今後の保育児童の推移等も一方では見ていかなければならないというふうに考えておりますので、そういうものも含めて、今後のあり方について検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 緊急用通報電話につきましては、忠類で心筋梗塞で亡くなった方が、これは緊急電話をつけていなかったと思うのですけれども、対象者ではなかったと思うのですけれども、急に心筋梗塞で亡くなって発見するまでちょっと時間がかかったと、そういう事例がありました。その方も多分、年齢的にどうなのかというのは、そこに緊急電話通報システムがあったかどうかちょっと確認はしていないのですけれども、亡くなってしばらく放置されるとか、そういうことがあってはならないと思うので、各家庭にこれ丁寧に説明して、対象者になったら、やはり民生委員さんとか先ほど課長言われたように、あらゆる手段を使ってこれ対象者には説明して、要るか要らないかではなくて、どういうシステムかということをちゃんと説明して、これはぜひ必要ですよということで何か積極的に勧めていないような気が答弁から聞こえたものですから、そういうふうに丁寧に説明して設置して欲しいと思います。

2番目の高齢者の食の自立サービスについては、これいろいろ問題あるようなので、さらに検討していただきたいと思います。

外出支援サービスの、忠類は断っているということで非常に残念なのですけれども、課長言われる、半日かかる社会福祉協議会のほうの体制の部分の問題、人的な配備や何かにも影響すると思うのですけれども、しかし高齢者、帯広で例えば手術をして病院に入っていて退院してきたと、多分病院から今度何曜日に来てくださいと言われたときに、これ行かないとならないですよ。例えば帯広の厚生病院にかかっていたと、厚生病院のお医者さんが帯広に来て診てくれると、そういうふうなことがあればいいのですけれども、これ絶対というか、病院から呼び出されたら行かないと仕方ないですよ。そのことを考えると、やっぱり忠類の人はちょっと不便な思いしているのではないかと。

私ちょっと話聞いたのは、札内あたりの方々は社会福祉協議会の車を使って帯広病院に行って、それから関連する音更の病院まで行って、回って帰ってきていると。そういうサービスとやっぱり忠類のほうのサービスにちょっと違いがあり過ぎるのではないかと思います。また、この要綱にもしっかり書いてあるわけですから、そのことでやはり今後、例えば忠類地域の方はまとめて行くとか、何か頭を知恵を絞っていただいて考えて欲しいと思います。

最後に、青葉保育所なのですけれども、総合的に考えてこれから民設民営も含めた形で考えると、何か業務内容も募集の人数的にもすぐれているというふうに聞いていますし、特色のある保育所だというふうにもホームページにも載ってございましたし、評判がすごくいいと。しかし今度、民設民営の南保育所ができるわけですから、その辺と比較しまして、今後、建物の老朽化も含めて建設も含めて民設民営で補助金がもらえるとか、いろいろな部分があると思うので、その辺総合的に考えていただきたいと思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 高齢者の食の自立支援サービスの件なのですが、今、利用者が減っているという、

その一つの理由として、ほかの民間の事業者もふえているという、そして高くてもいいという、そういうことで町のこの支援サービスの利用が減っているというお答えでした。私が利用者から聞いている中の一つとして、食事の内容を改善してほしいという、そういう要望もあります。

この事業を利用している方の中には、本当に病気でなかなか自分で食事もつけれない、そして単身者ということで、非常にこの制度は喜ばれている制度でもあるんですね。ですから、そういう点では町の事業として食事の内容の改善も含めて、これから検討していかなければならないのではないかと思うんですね。高齢者もこれからふえていきますので、その点の改善はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今、野原委員のおっしゃっていただいたとおりだと私どもも考えまして、今年度から、補完事業全般に関してですけれども、社会福祉協議会とうちの職員でプロジェクトチームをつくって、この補完事業の内容について、大きくは食の自立と移送サービスと緊急通報とその他の事業ですけれども、検討に入っています。

こちらはご承知のとおり、第6期介護保健計画の中では、もしかしたらちょっと様相が変わった形で提供しなければいけないサービスとして考えていかなければいけない部分もある、国の方向性によってはよりよいサービスとして提供を考えていかなければいけない場面も考えられますことから、この補完事業の検討を早急に結論を出しながら、町民の方に使っていただきやすい形で、必ず考えていきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 本当に高齢者ひとり暮らしは、きちっと食事をとるといって、体をつくっていくということでは大事なことなのですね。この1食を2回に分けて食べているという、そういう高齢者もいます。そういう点では、この充実をこれから今年度どのようにしていくか期待を大きくいたしまして、質問を終わります。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 食の自立支援サービスと、それから外出支援サービス、この2点のことで質問したいと思います。

食の自立支援サービスでありますけれども、平成23年度の決算の中で、約106万円の金額をかけての保温食器が購入されて、町民の財産として活用がなされているはずだと思います。この活用の状況についてお尋ねします。

それから、外出支援サービスではなくて、緊急通報装置のことでありました。外出支援サービスは、ちょっと間違えました。

借り上げの方式からレンタルになって、それまで欲しいということの要求があっても、しばらく待たねばならないということが解消された、そのように記憶しているところであります。その際、新しくレンタルで採用された装置の弱点としてバッテリーがなくてと、停電等になったときには、その役目を果たす、そういうものになっていないということがありました。こういった機器についても、日々進歩しているものというふうに感じますけれども、今どのような装置になっているのか、このことをお答えいただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ご指摘のとおり保温食器については、再三この場面でもご指摘をいただいているのですが、やはりちょっと非常に使いにくい部分もあったり、障がい者の方が十分使えないという部分もあって、希望者の方に使っていただくという方式を使っておりましたが、先ほど来おっしゃっていただいていますとおり、事業者を拡大していく中で、食器も使いたい人と使いたくない人とか、事業者もこの事業者さんは選ぶ人とかといったときに、非常に煩雑で複雑で、しかもうち配送事業者も分けているという中では、実際問題として、現在、使えていない状況です。

アンケートもとりました、この容器がいいとおっしゃって使ってくださっている方には、全員の方

にこの容器を廃止というか、新しい方法が考えられるまで当面の間ちょっとやめたいのですけれどもお願いできますかということで全員のところに回って、事業者さんをふやしていくのでちょっと当面使い捨てる容器でお願いしますということで、利用者の方には理解をいただいて考えています。今おっしゃっていただいているとおりに確かに町費をたくさんかけて使ったお金なので、これから何らかの形で、この容器が活用できるような形もきちんと考えなければいけないと思っています。

それから、緊急通報装置のバッテリーですけれども、こちらは前にもお話ししたとおり今の段階では、レンタルの機種にバッテリーでつながるような形にすることが、今のところできないというふうには言われています。ただ、それでは私たちとしても非常に不安が大きいので、今のところは、各家庭の方とか、それから緊急の相手方になっている方に、このあんしん SV（エスファイブ）の装置は、そういう停電が起きたときにはつながらないのということでは周知して、その場合の対策は家族なり個人なりにお願いしている一方で、事業者さんのほうにも何とかこの改善をして、バッテリーがきくような形での機種、新たな紹介をしてほしいということでは常に情報交換させていただいております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 食の自立支援サービスについてでありますけれども、結局、今ご答弁にありましたように食器は当面使わないということになっているということがわかったわけであります。答弁にもありましたように、本当にこの食器、いわくつきといいますか、買った当初から1年ぐらい眠ってしまっていた、実際選んだ過程がやっぱり問題点として指摘される、そんなものであったかというふうにも記憶しているのでありますけれども、今やはりこの本運営化ができるということは、ちゃんとして、ほかの例えば配送の関係で民間がやっているものとは違うのだという大きな売りになるのだと思うのです。このことをひとつこのサービスが発展するための大きな武器にしてやっていただきたいと思うし、それから使われていない間、保温食器がいろんな使い道があるのだと思うのです。例えば、すぐ頭に思いつくのは、今、各地域にサロンもできている、昼食なんかもとるようなものがある。そういったところで、もしかしたらそういうのがあったらいいねなど言っているところもあるかもしれない。町民の財産が有効に使われる、そのことに力を入れていただきたいものというふうに指摘をさせていただきますというふうに思います。

それから、緊急通報装置については、業者とも、やっぱり消防等の受け手側に対する情報よりも、装置そのものがしっかりしたものになることが求められるのだと思うのです。引き続き、業者の関係、しっかりと追求していただきたいと思いますし、幕別町の高齢者の方々に安心して生活できるようにしてもらうように努力をしていただきたいというふうに、これも指摘をさせていただいて、質問を終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 3の常設保育所の、ページ数では89、負担金補助金の6札内南保育園建設費補助金3,014万2,000円。ご説明では、駐車場の整備ということでありました。これは、どんな程度の整備になるかということと、歳入のほうを見ましたら、ほとんど南保育所の整備、地方債ですか、国から補助があって実施するのだというふうに思うのですけれども、この南保育所の整備にかかわって1月31日のときにも補正予算が組まれて、4億8,000万円を超える事業を決めた経過がありました。今回プラスされてということなのですけれども、その事業の中身が、当初から計画されたものかどうかとは思いますが、新聞報道等によりますと、駐車場もかなりの台数の駐車場の整備であるとか、あるいはプールの建設であるとか、そういった報道もされておりまして、一体どこまで事業が拡大されていくのか、町はどこまでそれに対して負担をしていくのかというちょっと疑問を持ちました。

そこで、まず今回の事業の中身、それから全体の事業の中身、町の負担、どのようになるのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 本予算にのっている南保育所の建設補助金でございますが、この補助金につきましては、外構分が主な部分でございます、建物が建設されまして、現園舎を取り壊した後、そこを整備しましてグラウンドといたします。そのグラウンドの整備に係る部分、それと新園舎の北側の駐車場の整備、それと北側に一部駐車場をつくられますが、その整備でございます。

この予算の中におきましては、まず財源で申しますと、外構に関しては、国庫補助金の対象外ということとなっております。そのことから、その財源につきましては、合併特例債をもって財源としているということでございます。

それと、事業の対象内、対象外という部分でございますが、現園舎を取り壊しまして、南側のグラウンド整備、これは町として当初から整備するというようお願いしている部分でございます。その費用と、それと南側の駐車場、これは2,100平米ほどでございますが、公募の際にお願いしている部分につきましては、60台の駐車場を整備することということとしております。

今回の計画におきましては、北側の駐車場につきましては、一部児童の送迎用のいわゆるバスタッチみたいな部分をつくるということから、通常使われる駐車場としては、48台を整備していただきます。私ども当初から60台の車をとめられるスペースということで求めておりますけれども、現実すぐ使えるという分で言うと48台、ただしバスタッチの部分というのですか、私ども車のバスタッチみたいな形で、園児の乗り降りする場所でございますが、それにつきましては、大きな行事をするときは、そこを使わないで、それも駐車場とするということで、ほぼ60台が駐車できるということで整備しようとするものでございます。これについては、対象内事業費ということで整備します。

それと、園舎の南側に一部駐車場をつくりませんが、これが23台分つくります。これは保護者の利用というよりは、職員の駐車スペースということで整備いたします。これは、当初から私どもの費用の積算に入っておりませんでしたので、ここについては池田光寿苑のほうで単独で整備するということとなっております。

また、新聞報道なんかでプールの整備をするということが出ておりますが、これにつきましても、町としましては、そこまでの整備を当初から求めているものではございません。そういうことから、プールの整備につきましては、池田光寿会のほうで全額負担して整備するものでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうすると、トータルで駐車場は100台を超えるのでしょうか。保護者分23台、バスタッチの乗り降りするようところで48台、一応60台を求めているけれども、当面整備できるのは48台、そのほかに職員の分も出てくるのではないのでしょうか。いずれにしても、新聞報道では90台と書かれておりましたけれども、これまでそんなに整備されていたところはなかったですね。民間の保育所ですから民間の負担になってくるというのは当然のことではないかと思うのですけれども、補正のときにも思ったのですけれども、当初幕別町が描いて私どもに説明いただいていた4億円ちょっとという金額からは随分離れてきている。その離れた理由というのが、労務単価が上がったのだよということも含めまして、一定程度説明はいただいたのですけれども、そのときにこういった駐車場がたくさん整備されることや、あるいは例えば民間の考えであったにしても、プールをつくるというような説明は一切なかったのですよ。なかったのですけれども、その日の夜のマスコミにはそういうふうに報道されているのです。

私、やることはきちっと説明していただいて、どこからどこまでが町で責任を負い、どこからどこまでは民間でやるのだというようなことも明確にしながら示していただくのが誠意ある説明ではないかというふうに一つは思うのです。当初の予算から、そのときの説明でしたら、総事業費は5億9,673万6,000円と言われたのですよ。この中に今回出されました3,014万円というのは入っているのだと思うのですけれども、そこも確認させてください。ですけれども、そういった総工費の中には、光寿苑さんがやるものは、ここには含まれては一切ないのですか。

それともう一つ、例えば町が民設民営を決めて、光寿苑さんが民設民営で事業を開始しますよね。そうしますと、今回のようなプールなど、民間の経営ですから民間の考えでやりますよね。その利用方法なのですけれども、例えばここが、保育所にプールあるというのは、今までも十勝管内の中では珍しいのではないかと思いますのですけれども、これが例えば民間施設側にも開放しますよとか、いろんな動きが考えられるのではないかと思いますのですけれども、町としてはあくまでも町の子どもたちの保育に責任を負っていただくということで事業を民設民営にしましたよね。その辺の町の考えとプラスアルファして事業所がどんどんいろいろなことに展開されていくということについては、あくまでもこれ事業者の考えだということで、それでよしとされていくのでしょうか、どうなのでしょう。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町の考え方の基本につきましては、これは町が今、実際に運営している町営保育所、これがまず基本ベースにあるということです。ですから、その内容にふさわしいものについては、光寿苑に対しては、補助の対象とするというのが基本でやっております。ですから、その基準を超えるような事業に取り組みたいという場合につきましては、これは子どもにとって有用と考えられるものにつきましては容認するという方向であります。

このプールにつきましても、屋根のついたきちとした形のプールをつくりたいというお話が、これは結構最近になってから聞いた話なわけでありまして、それも一定程度子どもにとってはいいことだということで、それは補助対象とはしておりませんが、光寿苑が独自にやる事業としてはいいという方向で、それについては返事しているところであります。それがさらにどういうふうに活用されるのかということにつきましては、まだそれは協議したことがありませんので、それにつきましては光寿会ともさらに広げるかどうかにつきましては、それは話し合いをしなければならないことだとは思っております。

それと、事業費全体につきましては、これは最初から外構工事につきましても入っております。事業は、実質的には全て26年度に入ってから進むわけですが、国庫補助の関係がありましたので、本体部分につきましては、これは補助の対象になりますので、25年度予算で組ませていただいて、繰越明許にするという手続をとらせてもらったというものです。

外構工事につきましては、本体工事がある程度進んだ後に行うこととなりますので、これは25年度予算から切り離して、国庫補助の対象にもなりませんので、新年度予算の当初で組ませていただいたと、そういう経緯であります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） まず、プール等の考え方なのですけれども、今後の、もし利用のあり方については協議をしていかなければならないだろうということのご答弁ですけれども、私、基本として、部長おっしゃられるように、町の今までの形態の保育所を民間にやっていただくということでお渡ししましたよね。ですから、その範囲の中のことについては、当然今までも運営に関してもきちっと意見を言える、そういう状況にあるのだということ言ってこられましたね。それは、その範囲でいいと思うのですが、プラスアルファについても、やっぱりきちっと縛りをかけていかないと、今後の事業展開の中で、極端に言ってしまうと、民間ですから、それが営利につながるということも考えられる。幕別町の中には、子どもさん、幼児用のプールということになれば、それぞれ一つのプールの開放する事業として、お金もいただいてやるということだって考えられないわけではない。だけれども、出発点は、もともと町営の南保育所が町の考えで、説明いただいた中では、公立でやるのであれば補助金が来ないので、民間でやったほうがきちっと事業費が軽減されるので、民間を選択するのだということで説明をいただいて進んできた。

ところが、それを受けた民間事業者が、それ以外にどんどんそこを軸にしながらいろんな事業を拡大していく、展開するというときに、町としてしっかり歯どめをかける、そういう仕組みを持っているのか、持っていなかったら持つべきではないかということです。

それと、その事業費ですけれども、事業費は、最初から外構が入っていたということですから、今

回もそういうことであると思います。ただ当初、平成 26 年度、このときの説明では 2,000 万円でしたけれども、外構も入れて総金額 4 億 2,825 万円という説明であったのですよ。人件費が上がったりして、最終的には 5 億 9,000 万円になっているということでもありますから、その流れはもっともときちっと注意して私たちも見ていきたいと思うのですけれども、あくまでも当初に町が考えていた事業の中身の範囲の中の助成といいますか、補助ということをきちっと確認しておきたい。広がっていくことに対して、どんどん補助が可能だということであれば、ずるずるふやしていくというようなことはないのだと思うのですけれども、どうですか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今、委員がおっしゃったように、保育所が独自にいろんなサービスを向上させていく上乘せ部分につきましては、先ほど言いましたように町としては、町立の保育所とのバランスもありますから、町立の保育所で提供できるサービスと差異のない部分につきましては、あくまでも補助対象、それを超えるようなサービスにつきましては、それは光寿会の独自の事業ですから、それにつきましては補助対象としてはしないということで当初から全体計画の中で対象外経費として扱って、それは光寿会が負担しますので、予算上もその金額は出てこない、ということになります。

（発言の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） それと、通年ベースでの保育の運営に係る委託料につきましては、これは国で決めている基準の支弁額に従って積算していきますので、これにつきましては、そのルールにのって委託料は積算されていくと、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 積算はわかるのです、わかりました。

光寿会が独自にふやしていく分、例えばこのバスタッチというのもどんなものか、安全上きつと車がローテーションができるようになっていて、子どもの安全も考えて、その場所だけ乗り降りできるような仕組みというふうに考えてられるのではないかと思うのですけれども、でもそういうことも当初からきちっと示されていたのですか。

そういう駐車場が 2 カ所にも分かれる、あるいはバスタッチにもしていく。そして結局、公寿会は、町の今までの保育の中身を基本に事業を展開する。しかし、それ以上のプラスアルファでどんどんやっていく。当然、運営管理に至っても経費は膨らんでくる。そういうものに対して、今後、町は、いやいや、民間で拡大したものだから、そこはうちの負担ではありませんということできちっと線を引いてやっていかれるのでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 駐車場のあり方につきましては、基本的には新しく建てる保育所の北側が駐車場になります。その駐車場につきましては、職員もとめますし、また行事等がありましたら父兄の方も車をとめる。そのために十分なスペースが必要だということです。

バスタッチのことにつきましては、これは基本的には駐車場、建物の北側になりますので、建物に近いほうにバスタッチといいたいでしょうか、そこに来たときに車をとめて、すぐ子どもが出ていくときに、できるだけほかの車と接触の機会がないように、そういうことで保育所側に近いほうにそういうスペースを設けるという意味です。そういうことによって子どもの安全を図ると、そういう意味合いです。それは、子どもの送迎とか、そういうときに安全を確保するための、それがバスタッチという意味です。そして、送迎やなんかが終わっている状態のときにつきましては、最大 60 台ぐらいまでは車がとめられる、そういうスペースだということです。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 当初の計画からあったのですか、運営管理上はどうなっているのですか。

○委員長（乾 邦廣） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今のご質問、バスタッチが当初の計画からあったかどうかということですか。

けれども、私ども公募する際は、バスタッチという表現は使っておりませんが、子どもが安全に乗り降りできるロータリーを整備してほしいということでございます。

今回ロータリーにかわってバスタッチということなのですが、なぜそういうふうになったのかということなのですが、敷地面積と今回建設計画に上がってきた建物の配置関係等から見まして、ロータリーをつくるということが形状上できなかったということにおいて、ロータリーにかわりバスタッチ方式、要は子どもが安全に乗り降りできる場所を確保するということでの整備ということでございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

○15 番（中橋友子） 運営管理、費用。

○委員長（乾 邦廣） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） あと運営管理につきまして、歯どめをかけないのかといったところかと思えますけれども、これにつきましては先ほど部長のほうから答弁をさせていただきましたとおり保育につきましては、基本的には保育費用については、国の支弁額をもって保育費用として私どもが委託料として払っていくと。その範囲の中で民間保育所については、なかなか公立ではできなかったサービス等については、私ども保育を行っている側としましては、積極的に取り入れた中で、支弁額の範囲内の中で実施していただくということが基本かというふうに思います。

しかしながら、私どもは毎年度委託業務をしていただいておりますから、その委託業務についてチェックをしてまいります。それは、モニタリングという手法で年2回ほどチェックする、かつ第三者協議会等も設置する。また、保護者会等も設置するというその中で、今後の南保育所の保育の中身については十分議論し、かつチェックされていくものというふうに考えておりますので、際限がないというような形にはならないかと。あくまでも保育事業が主体でございますので、保育事業の中でサービスの向上分は、やはり民間事業者を今回、私ども選定したという中においては、やはり実施していただくのは、町の全体的な保育のサービスの向上につながるというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 歯どめをかけてやられるということでもありますから、大事なところだなと思うのですが、今のお話でも、結局、保育の措置費、今これからは措置費と言わないのかな、措置費の範囲内であれば、お金は出していくということですよ。ですから、そうなってくると、スタートのときには、町のやっていた事業内容ではない、具体的にはさっきのようなプールのような事業ですけれども、それも子どもにとってはきっと保育時間の中に利用していくことだと思いますので、保育に必要な施設になってくるのだと思うのです。そういう施設を維持管理も含めて、特にプールなどは結構高い維持管理がかかると思うのですけれども、それも含めて範囲の中であれば認めますよというふうに聞こえるのですけれども、そうですか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 委託料の積算につきましては、基本的に何歳児ならば単価幾らというふうな決め方をしておりますので、何歳児の単価幾らで、子どもが何人ということでは支弁額が決まってくるので、それに従って、入所した子どもの実績に従って、その保育委託料はお支払いしますので、これが基本的には保育所が独自にやっていくサービスにつきましては、それは事業者が自分でお金を持ってやるということになるかと思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） それでは、質疑の途中でありますけれども、14 時 20 分まで休憩をいたします。

14 : 12 休憩

14 : 20 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方、お受けいたします。

小島委員。

○5番（小島智恵） 88 ページ、3 日常設保育所費の 18 節備品購入費の細節 2 待機児童解消事業用備品ですが、これはどういった備品を考えられているのかお尋ねしたいのと、あと 2 項児童福祉費のところ、項目はないのですけれども、どさんこ・子育て特典制度についてお伺いしますが、この制度、子育て世代にはうれしい制度なのですけれども、町内のお店をされている方からのお声ですが、平成 22 年 4 月から実施されているのですけれども、年間を通して利用が少ないということと、あと協賛されているお店で、各自そういった特典を用意されているのですけれども、子どもが喜ぶようなものを工夫して用意されたりとか、常時されているのですけれども、利用が少ない割には、そういったコスト面等々での負担が結構生じているということで、今後、消費増税でさらに厳しさが増すという中で、その継続の必要性があるのかと疑問視される声もあるのですけれども、利用状況だとか、今後のあり方についてお伺いしたいのと、あともう一点なのですけれども、昨年も同じことを質問したのですけれども、PM2.5 の大気汚染についてですが、民生部長から昨年お答えいただいたので、ここでお尋ねしますが、危険性等々については皆さんご存じですし、説明も省略しますけれども、その観測機器の設置のほうは昨年同様進んでなくて、現在、道内では計 14 カ所、そのうち札幌市 7 カ所設置されておりますが、これまで本州では結構、大気汚染、PM2.5 の濃度の上昇が著しかったわけなのですけれども、先月の 2 月下旬あたりからこちらの道内のほうも濃度が大幅に上昇していると報道されております。いまだ道東には 1 カ所も観測所がないということで、今後、独自に設置というよりかは、道東の広域的な形で設置を求めていくのか、とにかく設置していただく方向性を持つていく必要性があるのではないかとこのところでお尋ねしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 小島委員、最後の質問は予算に関係ありませんので、カットしていただきたいと思えます。

こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） ご質問の第 1 点目の待機児童対策に関する備品に関してでございます。どのような内容かということでございますが、待機児童につきましては、平成 25 年度、大変待機児童を発生させましたことに対して反省しているところでございます。

最大で 11 月末で 21 人の待機児童が出たということで、平成 26 年度につきましては、その待機児童対策をさかえ保育所の現一時保育室を活用いたしまして、その現一時保育室に 1 歳児の保育室を設置いたしまして、待機児童対策を図ろうというものでございます。それによりまして、約 15 名ほどの定員をふやしていけるとということで、待機児童の解消に努めたいということで、それらに関する備品ということで、ベビー用の収納ロッカーだとか、ゼロ・1 歳児用のテーブル、椅子、またベビーベッド等を整備することといたしております。

もう一つのどさんこ・子育て特典制度についてでございます。この制度につきましては、本予算にはのっておりませんが、北海道と幕別町と協働して事業を実施しているものでございます。事業の実施主体は北海道が事業実施主体でございまして、幕別町としましては、どさんこ・子育て支援制度に協力していただける事業者の募集、それとその対象者に対する周知並びにカードの配付ということで幕別町として事業を実施しているところでございます。

なかなか利用率が低いのではないかとこのところでございますが、幕別町において、この事業に参加していただいている事業所数は 84 事業所でございまして、先ほど申しましたようにこの事業、幕別町だけではございません。全道的にやっているということで、全道の事業所としましては、幕別町を除いて 263 事業所、幕別町と合わせて 351 になりますが、その事業所において、それぞれさまざまなサービスの特典が得られるということでございます。

利用率が伸びないという面においては、私ども広報並びに利用カードを配る際に、幕別町において

の対象事業所等を周知しているところがございますけれども、今後とも利用者に対して広報、またホームページ、さらにはカードを配る際に利用のご案内をしっかりとまいりまして、事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 4款衛生費について、ご説明申し上げます。

94 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額3,912万5,000円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費であります。

1節報酬、細節1は、内科医師等7名と歯科医師10名に係る嘱託医師報酬です。

7節賃金は、乳幼児健診や歯科健診に係る臨時職員等の賃金です。

95 ページをお開きください。

13節委託料、細節6超音波健康診査委託料については、新年度から少子化対策として、受診回数を1回から6回に拡大いたします。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の高等看護学院に係る十勝圏複合事務組合への負担金が主なものととなります。

96 ページになります。

2目予防費、予算額4,509万1,000円であります。

本目は、感染症予防のための予防接種などに要する費用であります。

11節需用費は、細節70の定期予防接種に係る医薬品代が主なものであり、13節委託料は、定期予防接種に係る委託料が主なものととなります。

97 ページをお開きください。

3目保健特別対策費、予算額3,047万5,000円であります。

本目は、健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要する経費であります。

98 ページになります。

13節の委託料は、各種検診に係る委託料が主なものであり、細節14は、がん検診の受診率を向上させるために指定年齢の対象者に検診無料クーポンを配付して、がん検診を推進しようとするものであります。

99 ページをお開きください。

4目診療所費、予算額3,072万5,000円あります。

本目は、幕別地区5カ所及び忠類地区2カ所の診療所の管理運営に要する経費であります。

100 ページになります。

13節委託料は、忠類地区の診療所及び歯科診療所の管理運営に係る委託料であります。

5目環境衛生費、予算額1億4,145万9,000円あります。

本目は、省エネ・新エネ推進に要する経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要する経費であります。

11節需用費、そして次のページになりますけれども、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営に要する経費が主なものとなっております。

102 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、太陽光発電システム導入に係るものとして70件分、ペレ

ットストープ導入に係るものとして5件分の補助金であります。

6目水道費、予算額2億1,836万1,000円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び出資金などに要する経費であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、予算額3億9,272万1,000円あります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

103ページをお開きください。

11節需用費、細節30は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作製に係る費用であり、13節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬に係る経費が主なものとなります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、幕別地区のごみを1市7町村で共同処理していることに係る本町の負担金であり、細節6は、忠類地区のごみを3町で共同処理していることに係る本町の負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。  
増田委員。

○17番（増田武夫） ちょっと1点お聞きしておきたいのですが、96ページの予防費であります。

国は、平成26年度から二つのワクチンの定期接種化を決めたようであります。水ぼうそうと、成人用肺炎球菌のワクチン接種でありますけれども、ちょっと見ますと、この予算の中には両方ともそういう名前では出ていないようであります。それはどのように実施されていくのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） 増田委員の質問ですが、定期接種の関係で、お話のとおり平成26年10月から成人用肺炎球菌ワクチンと水ぼうそうワクチンが定期接種化になるということで、厚生労働省からもうお話は来ているのですけれども、詳細な対象年齢と接種回数等がまだ明確に決まっていないことから当初予算には上げておりません。補正予算で対応するものと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） そういうことで補正に出てくるようではありますが、特に実施に際してですけれども、成人、特に老人の死亡の中で肺炎での死亡というのが非常に多い、そういうことから出てくるわけなのですが、高齢者はかかりつけのお医者さんというのが大体決まってくるのです。そうなりますと、そのお医者さんが帯広である場合も出てくると思うのです。そのことを考えると、町内の医院だけが補助の対象になるというようなことではなくて、やはり日ごろかかりつけているところでしっかりと受けることができるような体制にぜひしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） 高齢者の場合、帯広市内にかかりつけを持っている病院が多いということでお伺いしまして、インフルエンザも同じようにかかりつけの病院でできるように現在、対応しておりますことから、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましても、広域の十勝管内は償還払い等で助成できるように考えてまいりたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

104 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算額 1,202 万 3,000 円、本目につきましては、労働者対策にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 援農協力会、細節 6 幕別地区連合会など労働関係団体補助金が主なものであります。

21 節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸し付けを行うものであります。

2 目雇用対策費、予算額 2,738 万 3,000 円、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7 節賃金につきましては、新規学卒者で、就職未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間、4 人分の賃金であります。

13 節委託料につきましては、細節 5 から細節 7 及び細節 9 は、季節労働者の雇用対策といたしまして町道の清掃、支障木の整理、除雪等を行うものであり、細節 8 は、北海道の緊急雇用創出推進事業を活用して、有機農業等に取り組み、雇用を生み出す農業生産法人の支援を行うものであります。

15 節工事請負費につきましては、用途廃止した旭町の職員住宅 1 棟 2 戸、2 棟分を解体し、8 人、20 日程度の雇用を確保しようとするものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 質疑がないようでありますので、5 款労働費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 6 款農林業費についてご説明をさせていただきます。

105 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,781 万 4,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

106 ページになります。

2 目農業振興費、予算額 1 億 6,125 万 7,000 円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 とかち財団運営負担金は、昨年度まで十勝圏振興機構負担金として計上していたものであります。公益法人制度の改正により、公益財団法人とかち財団へ移行したものであります。

107 ページになります。

細節 11 から 13 及び細節 15 につきましては、制度資金等借入金に対する利子補給。

細節 14 は、堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切り返しにかかわる補助であります。

細節 16 は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節 17 は町と関係 4 農協で設立した農業振興公社の運営費補助であります。

108 ページになります。

細節 22 は、平成 21 年の冷湿害被害農家の借入金に係る利子補給であります。

細節 23 は、鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい 21 推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除わな購入、研修会開催等の経費として補助するものであります。

細節 24 は、経営所得安定対策制度の推進事務にかかわる補助。

細節 25 は、減農薬、減化学肥料の取り組みに対する補助。

細節 27 及び 29 は、いずれも新規就農者を支援するもので、細節 27 は町の単独事業、細節 29 は国の事業であります。

細節 28 は、農地の出し手に対する協力交付金であります。

3 目農業試験圃場費、予算額 299 万円、本目につきましては、新和の試験圃場の運営経費であります。

本年度は、新作物として普及を目指すリーキの品種比較試験のほか、ビートの直販に関する試験など 15 課題の試験を実施する予定であります。

109 ページになります。

4 目農業施設管理費、予算額 1,533 万 8,000 円、本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理、指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金であります。利用者に対する指導のほか、地場農畜産物の素材のよさを生かした食品づくりなどの講習会を 7 回程度開催する予定であります。

110 ページになります。

18 節備品購入費は、細節 1 農業担い手支援センターの研修用パソコン等の更新が主なものであります。

5 目畜産業費、予算額 5,971 万 4,000 円、本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。111 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 4 から 6 につきましては、畜産関係団体に対する団体運営補助、細節 7、8 につきましては、制度資金借入れに対する利子補給、細節 11 は雌雄判別精液の購入に対する補助、細節 12 は体格にすぐれた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助であります。

細節 13 と 14 につきましては、忠類、幕別それぞれの地区における道営草地整備事業にかかわる負担金であります。

細節 15 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する互助事業にかかわる補助金であります。

112 ページになります。

細節 17 と 19 及び細節 22 につきましても、制度資金借入れに対する利子補給、細節 18 は、草地更新にかかわる補助であります。

6 目町営牧場費、予算額 5,717 万 4,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 3 カ所の町営牧場の管理運営費であります。忠類地域におきましては、本年度の預託頭数が現在のところ 600 頭程度と見込まれておりますことから、共栄、中当第 2 及び晩成牧場下段の 3 牧場での受け入れを予定しているところであります。

なお、晩成牧場につきましては、本年度から 2 カ年計画で道営草地整備事業による草地整備等を実施しておりますが、本年度は上段 106 ヘクタールの草地更新とパドック等の移設を実施することと予定しております。

114 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 4,008 万 6,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営・公団営事業の償還に要する経費であります。

115 ページ、13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託が主なものであります。

細節 12 農業基盤整備促進調査設計委託料は、いわゆる暗渠整備に係る調査設計委託経費などあります。

116 ページになります。

15 節工事請負費は、細節 3 の農業基盤整備促進工事約 30 ヘクタールの暗渠整備工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、幕別地区畑かん事業にかかわる国営事業償還金、細節 4 は、いわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金であります。

細節 5 は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなど、農用地排水改善対策事業にかかわる補助であります。

細節 8 は、14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールにかかわる農地・水保全管理事業交付金の町負担分であります。

28 節繰出金につきましては、忠類地区の農業集落排水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 1 億 5,864 万 2,000 円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものでありますが、117 ページ、19 節負担金補助及び交付金、細節の 5 番、7 番、8 番、9 番、10 番につきましては道営畑総事業、細節 6 につきましては東宝道営農地整備事業、旧町道名では東宝線の改良舗装にかかわる負担金であります。

細節 11 につきましては、西幕別第 2 地区にかかわります道営畑総事業の計画樹立のための負担金であります。

118 ページをお開きください。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 2,848 万 9,000 円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。7 節賃金、8 節報償費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除にかかわる経費であります。本年度におきましては、鹿 370 頭、キツネ 130 頭、ハト・カラス 80 羽を捕獲する計画であります。

119 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 8 から 10 につきましては、民有林振興にかかわる補助金ですが、細節 8 は森林組合に対する補助、細節 9 は除間伐に対するもの、細節 10 は造林にかかわる補助といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

細節 11 は、国の事業で、有害鳥獣の捕獲にかかわる経費に対して補助するものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 5,124 万円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費で、次のページ、120 ページになりますが、13 節委託料が主なものであります。

本年度におきましては、トドマツ 20 万本、アカエゾマツ 5 万本、合わせまして 25 万本の出荷を見込んでおりますが、平成 20 年の霜害、22 年の異常高温の影響により、例年に比べて 5 万本程度少なくなっているところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

田口委員。

○12 番（田口廣之） まず、3 点お伺いしたいと思います。

一般質問でも少し話したのですが、107 ページの農業振興公社運営費補助金の部分に当たるとは思うのですが、まくべつ農村アカデミー研修事業、それに対する新規就農研修という部分のお金の内訳を教えてくださいたいと思います。

それと、担い手がいないということもありました。111 ページ、酪農ヘルパー有限責任事業組合補助金、決算書とか事業内容の資料は町でいただいていると思うのですが、利用する畜産農家、ヘルパーの数が少なくても利用しづらいという話、あちこちで聞きます。町としてどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

あと 3 点目、また同じ段になります 111 ページの 10 番の病畜処理事業運営負担金、これレンダリングに負担金毎年出していると思うのですが、昨年 7 月、地元紙で「死亡畜施設の業者委託検討、農家負担増の懸念」という記事が出まして、その中で、町も建設のとき出資金を出していると思うのです。それ幾ら出資をしているかということと、今後、業者に委託するということになったときの対応、どう考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済部参事。

○経済部参事（須田明彦） 私のほうからは、107 ページ、農業振興公社運営費補助金のうちアカデミーの研修事業費にかかわる内容についてご説明をさせていただきます。

アカデミー研修事業費のうち、内容につきましては、公社で運営しておりますアカデミー研修については、フロンティア事業、ニューファーマー事業、それからリーダー事業がそれぞれございますが、このうち171万6,000円の内訳につきましては、まずニューファーマー、それからリーダー等のリーダーコースに在籍する研修生の道内外の研修に係る旅費、それから研修生の交流会に係る旅費、それから北海道担い手支援センターへの負担金、それから研修中の研修生の傷害保険、これらが主なものでございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 酪農ヘルパーの関係についてお答え申し上げます。

幕別池田酪農ヘルパー事業組合の関係についてお答えを申し上げますけれども、24年、25年の状況なのですけれども、専任ヘルパー5名、それからサブヘルパー15名の体制を本町ではとれていまして、24年の状況で言えば、前年に対し利用の増加が見込まれておりますし、今年度も今の時点では利用の増加が見込まれるだろうということをお伺いしております。

他の組合の中では、募集をかけてもなかなか応募がないという状況があるやに聞いておりますけれども、本組合の中では充足されているというふうにお伺いしております。

それから、その次の病畜処理の、簡単に言いますとレンダリング施設の関係ですけれども、今その資料を持ってきておりませんので、私の記憶の中でお答えさせていただいて申しわけないと思うのですが、たしか建設当時に幕別町で600万円の負担をしているというふうに記憶しております。これは建設費についてでありますけれども、その運営について昨年7月に報道されたところではありますが、事業主体が十勝農協連でありますので、農協連として委託ということを考えているということが報道されました。その後、具体的にどうなったのだというところまでは私どもに話来ておりませんし、その前提として町村会で建設をお願いしたというたしか経過もあったはずですから、町村会のほうでも当然話し合われていくことだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 田口委員。

○12番（田口廣之） ヘルパー組合のほう、ちょっと話をよく聞き違えたかもしれませんが、利用しづらいと。やはり自分たちが休みをとりたいたいときにとれないのが現状だという話を聞いておりますので、もしそういう話が聞こえたら、人員をふやすことも含めて、町で何らかの対応をしていただきたいと思います。

あと、化成工場、レンダリング、今回、十勝の酪対協のほうで意見書出ておまして、委託業者に処理を委託されると、処理料が大幅にふえるのではないかという懸念が広がって、十勝の酪対協でも議論なされております。そんな中、やっぱり町としても出資をしたり、運営負担金を払っている以上は、きちんとこの部分を、町村会になると思うのですけれども、ただしていただきたいと思います。次の町村会の機会いつかわかりませんが、ぜひともそういう話し合いをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 答弁要りませんか。

○12番（田口廣之） 町長、そのことについてちょっと答弁いただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町長。

○町長（岡田和夫） レンダリングの関係、町村会でということですが、まだ具体的な話は出ておりません。

一つにレンダリングの関係で話題となりましたのは、この後出てきますいわゆる鹿対策、鹿を撃つて、みんな山へ置いてくるのを、これはやはりレンダリングかどこかで処理するべきではないかと。

そのために中札内にお願いと、当然のことながら施設の増設なんか絡んでくるものですから、その点を含めて町村会で1回協議した経緯がありますけれども、その後は進んでおりませんし、今おっしゃられたような新たな需要と申しますか、利用、活用計画が出てくれば、当然ながら町村会として負担金の問題が出てきますので、今おっしゃられたようなことを十分これからの話し合いの中で私どものほうからも意見を申し上げたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

ほかに質疑がないようでありますので、6款農林業費については、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

121 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額4億2,998万4,000円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報償費、細節3住宅新築リフォーム奨励事業につきましては、平成25年度にリフォームの対象工事を100万円から50万円に引き下げた上で事業期間を延長したところで、今年度も引き続き実施するものであり、新築14件分、リフォーム70件分を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、幕別町商工会に対する補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料及び利子補給補助金であります。

細節9の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、新規開業見込み2件分の補助金を計上いたしております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額490万3,000円、本目は消費者行政に要する経費であります。7節の消費生活相談員賃金が主なものであります。

近年、消費生活に関する相談が非常にふえてきておりますことから、消費生活相談室の開設日数と相談員の配置をふやして充実させるものであります。

122 ページになります。

3目観光費、予算額3,566万1,000円、本目につきましては、観光振興にかかわる経費であります。

123 ページ、13節委託料、細節5のアルコ236、道の駅・忠類の指定管理料。

19節負担金補助及び交付金、細節3の観光物産協会補助金が主なものであります。

18節備品購入費の細節1は、道の駅・忠類の椅子、テーブルを購入するもの、細節2の観光PR用備品につきましては、ゆるキャラ「パオくん」の着ぐるみの更新を行うものであります。

124 ページになります。

細節8のツール・ド・北海道運営費補助金につきましては、本年9月13日から15日の3日間開催が予定されております第28回ツール・ド・北海道の運営に対する補助金であります。本年は9月13日、千歳市をスタートして十勝に入り、翌日14日の第2ステージが幕別温泉グランヴィリオホテル前をスタートし、南十勝を回り、再び同ホテル前のフィニッシュ地点に戻ってくるコース設定となっているところであります。

4目スキー場管理費、予算額4,484万8,000円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員賃金、11節需用費の細節21電気料、細節40修繕料、125ページになりますが、13節委託料、細節8のリフト管理委託料が主なものであります。

5目企業誘致対策費、予算額1億7,812万1,000円、本目につきましては、企業誘致等に要する経

費であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金、細節 4 工業用地取得促進補助金、126 ページになりますが、21 節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

岡本委員。

○6 番（岡本眞利子） ページ数が 123 ページの 13 節の細節 5 のアルコ 236 及び道の駅・忠類指定管理指定料、それと 18 節の備品購入費の道の駅・忠類備品というところと、それから 19 節の細節 3 の観光物産協会補助金についてお尋ねいたします。

まず、忠類、アルコの道の駅の指定管理料が昨年よりも多くなっているのですけれども、このことに関しては、昨年も 1,000 万円以上の赤字が出ていて、6 月の一般質問でも芳滝議員が質問しているのですけれども、そのときの原因といたしましても、調理員の入れかわりがあったり、レストランの運営ができなくなったりということで収入が少なかったということと、また経費のほうでアメニティグッズの入れかえがあったり、またリネンの在庫補充があったりということで、そういうところから赤字がちょっと多くなってきたということがあったのですけれども、その答弁の中で、今後職員体制の立て直し、また業務改善に取り組むとおっしゃっていたのですけれども、どのように業務体制を立て直したのか、また改善にどのように努めたのかをまずお伺いしたいということと、それから道の駅の忠類の備品なのですけれども、新規事業ということで飲食及び休憩スペースの拡大、ここにテーブルや椅子を購入するということなのですけれども、私も毎日あそこに通っているわけではないですから、あそこの飲食するところが、もう座ることができないぐらいいっぱいになっているというような状況は、ちょっと見たことがないのですけれども、そういうようなところも考えまして、テーブルや椅子を購入するということは、スペースを拡大するということは、それだけお客様が多くて待ち時間が長いということも考えられるのか、そういうこともちょっとお聞きしたいと思います。

また、観光物産協会の補助金なのですけれども、こちらはどのような物産を売り込みまして、そしてどのようなものが人気があったのか、また、どのようなものが人気なくて、ちょっと敬遠されたのか、そういうものもちょっとお聞きしたいと思います。

また、売り上げがどのくらいあったのか、そして次回につながる販路というか、次回につながるころができたのかをちょっとお伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） まず、指定管理料についてでございますけれども、指定管理料につきましては、当初契約するときに業者のほうから提案いただいた必要額に基づいて、こちらでも精査して算出しているところでございます。

来年度上がることにしましては、消費税等を換算したもので上昇するというところでございます。

それから、道の駅の備品の件についてでございますけれども、これ高規格道路の対策会議ということで、商工会とか農協、それから住民会議の方々とも一緒にやっている中で、やはり道の駅の集客力をアップさせるという意見も出てございました。それに伴って、道の駅といたしましても新商品、要するにその場で食べられる商品ということで、「ゆり根タルト」ですとか、それからユリ根を使ったパンケーキというのも最近開発をしております。それにコーヒーをつけてということで、そういう商品を開発して、その場で食べていただくような、そういうサービスを提供することによって売り上げのアップにつなげていくというような考えがございました。

それと、レイアウトを少し変えてほしいという利用者の方々の意見もございまして、このたびテーブル、椅子を更新するというところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） アルコ 236 の業務改善、それから改善の取り組みの関係でございまして、実はアルコ 236、平成 25 年事業年度に対しまして、26 事業年度、売り上げにつきまして

は、現在8%強、売り上げを伸ばしているという内容でございます。その内容につきましては、営業に力を入れて、町内あるいは管内に営業で回っていて、その成果があらわれてきているのではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

ただ、業務改善、そのような形で、まずは営業に力を入れようということやってきているのですけれども、たまたま仕入れ、あるいは一般管理のほうで若干金額が上がっているというような関係で、営業努力はしているのですけれども、最終的な営業の結果には、まだ結びついていないのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 3点目の物産協会の補助金でございますけれども、物産協会の補助金は、あくまでもイベント等に対する経費でございまして、それに対する補助、あとイベントの運営に対する補助を目的として補助しているものでございまして、物販どうのこうのではありませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 今の観光物産協会の関係について若干補足させていただきます。

観光物産協会につきましては、ただいま課長申し上げましたとおりメインがイベントの運営、そういうものを観光物産協会で、今、中心になっていただいております。夏フェスタですとか、産業まつり、それに対する運営の補助というのがメインでございまして、そういう中で事業といたしましては、特産品や土産物の宣伝というのが入っておりますけれども、メインが今、言ったような補助という内容、それだけをやっているということではなくて、特産品の紹介やなんかもやっておりますけれども、メインがそういうイベントの運営ということで、それに対して補助しているものであるということでございます。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 成田委員。

○14番（成田年雄） 委託料について、どうしても売り上げが落ちるのだったら広く募集したほうがいいのではないかとというのが私の発想なのですけれども、アルコばかり、何という会社か知らないけれども、ほかの会社も入れての入札みたいなものを行ったほうがいいのではないかなと。かえって、今、忠類のアルコの場合は余りいいわさがない。いろいろ中身を聞いたら、途中から何か持ち帰るやつがいたり、そういうことがあるから、もうそういうものではなくて、途中で入札のやり方を変えると。これはこの辺でいいかな。

それと、観光物産協会の補助金というのは、さっきも今、森君が説明してくれたのだけれども、これはどうも物産協会や商工会の金の使い道がはっきりわからない。何だか札幌のどこか、どこへ行っても、その報告がない。金何ぼ使って、どれだけ売り上げがあって、どれだけ業者が入っていたのか、何か〇〇〇だけが入って行って、ほかの人が全然入っていけないのではないかなという、少しその辺も考えて、結局そういうところへ行く場合は研修兼用なのだから、少し報告があってもいいのではないかなと。ましてや、観光協会は、森君のところなのだけれども、名指しして悪いのですけれども、どうもあなた方はやる気がないのか何か、もう少し何人か、5人くらいいるのだけれども、全然、頭数だけはいい頭数いるのに、何も、どういう発想なのか、これ何年前から一つも変わらない。少し変えていくような考えはないか、森君、一言。

○委員長（乾 邦廣） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） まず、1点目のアルコ236の経営のことでございます。

私どももモニタリングというのを2回ほど25年度も実施いたしております。その際に、経営の赤字の原因につきまして調査いたしまして、これにつきまして調査いたしました結果、在庫管理の件ですとか、遊休スペースの活用、それから省エネの関係、さらには地元調達の関係、さらには職員体制の改善、レストランメニューの変更、それから新たな企画プランを積極的に活用する、こういった内容

を指導させていただいております、先日も2回目の指導のときに、抜本的な改善計画書を出してくださいということで、今、作成中であります、途中経過を見ましたところ、かなりの額が改善されるという見込みがあるような形で、今、調整しているというところがございますので、今それに期待したいなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 観光物産協会の関係でございますけれども、観光物産協会自体は、普通会员等を含めまして142の団体、個人等が加盟しております、年に1回の総会をやりまして、あとイベントごとの実行委員会を設けまして、部会等は3部会ございまして、その部会等でいろいろと審議しながら事業を進めたり、終わりましたら実行委員会等で決算等の審査等を終わります、了承を得ながら進めているものでございます。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 道の駅の関係でありますけれども、先ほどからの議論もあったのですが、いわゆる会社自体、振興公社自体がどのようにやっていると、改善命令が出て、そして計画書を出せということでないか。道の駅が開通になりまして、インターができる。それに向けて和歌山大学の話もありました。そういう中で、やはり会社自体がそれに向けてタイアップをして、どのような体制を組んで臨もうとしているのか、そこをきちっと内部から、全く私なら緊張感がないのではないかなと思うのです。その辺のところについて、どのように現場のほうでは会社について判断されているのか、聞かせていただきたい。

○委員長（乾 邦廣） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） 道の駅に関連で、アルコの忠類振興公社の関係だと思っておりますけれども、忠類振興公社、改善計画書が出てこないというようなことのお話でございますけれども、実は平成25事業年度、当初より売り上げが上がってございまして、それでかなり有望、24事業年度に対比しますとよくなってきているのかなというふうに考えてきていたところでございますけれども、いかんせん先ほども答弁させていただきましたけれども、仕入れ等に係る経費が若干上回っているという形、大変平成26事業年度も苦しいような状況であるのは本当でございます。

その内容について、再度見直しをかけまして、現在、忠類振興公社に、先ほど課長のほうからもお話ありましたけれども、改善計画書の作成と、その提出を求めてございまして、大体でき上がっているというふうには報告は受けてございますけれども、もうすぐ4月が来ますので提出されるというふうになってございます。

その改善計画書、単純に言えば計画、どういうふうに改めるかという内容でございますけれども、それにつきましても、今までの取締役の管理方法を改めて、取締役何人かによって業務を分担させるような形の考え方を持っています。

また、例えば平成26事業年度については、仕入れが上回っているということでございまして、ではその仕入れがどういうふうになっているのかということで、これについては一番そういうところに明るい、どっちかという商工業の関係の方に見ていただいたほうがわかりやすいのかなという考え方のもとで、そういう担当も決めていきたいなというふうに思っているというところがございます。したがって、改善計画書も最終的な差は利益という形で調整させていただいておりますので、その内容、執行体制についても、今後また役員のほうで協議してまいりたいなというふうに思っているところがございます。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 改善もそうなのですが、やはり会社がどのように貢献をしていくのか、あれは幕別の大切な宝物でありますから有効利用していかないとならないことでもありますから、改善計画書を出させて改善をさせていく、受け身でありますよね。どのような思いで指定管理を受けて、ど

のような形で貢献をしていくのか。開通に当たりまして、中からの思いというか、動きというか、さつきスキー場の話もありましたけれども、そういうのがないと改善されないのではないかというふうな意味で、考え方を変えていく、きちっと前向きに責任を持って、きちっとそれを利用しているわけですから、町に貢献をしていくというふうな形で考え方を変えていく、大きな意味で、そういう一つの指導のあり方、思いの持ち方のあり方ということについて、きちっとお話し合いをしていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） 同じく123ページなのですが、観光PR用部品、着ぐるみ「パオくん」の更新98万9,000円についてお伺いしたいと思います。

世の中はいつまで続くかわからない空前のゆるキャラブームということですので、パオくんも大いに活躍して幕別のPRに努めていただきたいと思います。今回の予算は、何体分の予算となっているかということと、それか何か特別な、特殊なつくり方をするようなものになっているのか、それとも今あるものと同じようなものをつくるかということをお伺いしたいと思います。

それと、これまでの利用率についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 今回予算に上げていますのは、1体分と附属品の着がえ用のユニフォーム4着分でございます。

それと、パオくんの利用状況でございますけれども、平成24年度につきましては、こども祭りinいけだですとか、中札内のやまべ放流祭、三井アウトレットパーク等のイベント等を含めまして、12回の出場と、そのほか町のイベント等に出しております。

25年度につきましては、最初の足出がゴールドデンウイークでございますけれども、三井アウトレットパークのイベントを皮切りに、十勝スピードウェイのイベント、それからまくべつ夏フェスタ、忠類の盆踊り等を含めまして、今まで2月23日現在でございますけれども、19回いろんなイベント等に出しております。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） 十勝総合振興局の係長として有名な「ぶたどんまん」ですが、これ二、三年前につくったわけでありましてけれども、値段を聞いてまいりました。作製費47万2,500円という金額で作製したということでありました。着がえのユニフォームが50万円ぐらいかかるのかもしれませんが、幾ら何でもちょっと高い予算になったのかなというふうに感じたので、今回伺ったところなのですが、何社の見積もりをとったのか、お伺いをしたいと思います。

それと、昨年からの大ブームになっております「ふなっしー」なんかは、機動性にすぐすぐれている。そして、「ちっちゃいおっさん」なんかもそうなのですが、キャラクター自体がしゃべれるようなゆるキャラがすごくブレイクの要因となっていると思います。こういった工夫が、新たなパオくんにはされないのかどうかということと、それと残念ながら私はゆるキャラを着たことがないのですが、課長は着たことがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

それと、そこそこPR活動に努めているようでありますが、ぶたどんまんの数は、本当に全てのイベントに出るぐらい出ている、それを役場の職員の皆さんに対応してほしいとまでは言いませんが、できる限りパオくんを使ってPRすることによって、幕別のPR、そして子どもたちに親しまれるような緩いキャラクターに成長していくのかなというふうに思いますので、そのところをもう一回お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） まず初めに、私が着ぐるみに入って着たことがあるのかというご質問でございますけれども、私、年齢が年齢でございますので、入ったことはございません。中に入った人の話を聞けば、今あるパオくんは、物すごく暑苦しいというか、動きづらくて相当何か苦しいみたい

で、夏場については30分も入ったら手いっぱいという話を聞いています。その辺を受けまして、今回つくるパオくんにつきましては、中に入る人のことも考えてやっておりますので、その辺もご了承いただきたいと思います。

そして、前回つくったときは、そのときも70万円ぐらいの製作費かかったというふうに聞いておりますし、パオくん自体は、ぶたどんまんさんよりも鼻ですとか、ちょっと加工費というか、特殊な技術を要しているものがございますから、若干高くなっているのではないかなと私は推測いたします。

それと、見積業者でございますけれども、一応3社から見積もりをとりまして、安いところを一応考えてございます。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） なぜ課長が着たことあるかということ聞いたかということ、そのことでなのですが、着ている人たちは役場の若手の職員ですとか、あと幕別町商工会の青年部ですとか、そういった方々が着ていると思います。寄せられた声は課長が言っていたことと同じで、暑くて動きにくくて、持ち運ぶのも大きくて大変だと、そういったところで、やはり今度のは暑くないということは、エアか何かで考えているのかなというふうにも考えるのですが、既存のこれまでどおりだと同じことだと思いますので、着る人の気持ちというか、着る人にもう一回よく考えていただいて、暑くなく動きやすく軽くてというようなものが、今エア式のもので大体100万円ぐらいでつくれるようなことも言っていますので、そういったことも再度検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 私も着たことはありません。着たことはない人間なのですが、いろいろやはり若い人たちが着ている話を聞いて、先ほど課長言っていましたように着たことがある人間の体験をもとにして、できるだけ動きやすいようにというようなことで、今回は、どういう形になるか、ちょっと具体的には私も改良の内容はわからないのですが、そういう形で作りかえて、またできるだけ多くの機会にいろんな場面に出て行って、皆さんに愛されるようなキャラクターにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございせんか。

寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 3目観光費、11節需用費についてお伺いしたいと思います。

幕別でつくられております観光PR用の冊子「幕別」、また、それに合わせてさきにつくられました観光PR用DVDについてお伺いしたいと思いますけれども、まず観光用PRの冊子についてでございますけれども、今年度どのぐらいの冊数を印刷する予定であるのかと、またDVDも焼き回しの予定があるのか、また予定があるとすればどのぐらいの枚数を予定しているのかということと、そのPRパンフレットについてですけれども、町の施設については、当然、配付をされているというふうに思いますけれども、ほか、承知しているのは帯広空港、また帯広駅というようなところに配付されているというふうにもお聞きしておりますけれども、ほかにどのようなところに配付されて、そして配付の内容について、どのような管理をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 予算上で上がっています観光PR用の冊子の印刷でございますけれども、一応2万部を予定しております。

それと、DVDの関係でございますけれども、まず観光PRパンフレットにつきましては、25年1月に2万部作りまして、25年末の見込みでございますけれども、3,000部が残るか残らないかというぐらいでございます。それで、新たに2万部を印刷かけるものでございます。

それと、観光のDVDでございますけれども、各方面には配っておりますけれども、まだ在庫がございますので、それに関しては増刷の考えはございません。

それと、観光パンフレットをどのようなところに配付しているかということでございますけれども、主なものといたしましては、札幌の観光案内所、それから道の駅・忠類、グランヴィリオホテル、十勝平原サービスエリア、それから輪厚パーキングエリア、それから10款で十勝観光連盟のエスタ帯広の観光案内所、それから帯広空港の案内所、あととかちむら、それからニッタクスさんの新田の森記念館ですとか、あとその他町内外で開催するイベント等にもやっておりますし、いろいろ合わせますと町村も含めまして30カ所ぐらいのところに配付している次第でございます。

それと、いろいろといろんな在庫の聞き取りですとか、そういうこともしているわけでございますけれども、なかなか小まめに聞いておりませんので、時たま配付というか、在庫がなくなった場合もでございますので、今後は小まめに配付先に確認をとりまして、在庫がなくならないように配付のほうを重視して幕別町のPRに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 配付箇所でございますけれども、相当箇所、主要な場所には置かれていると。さらに今年度2万部の増刷をされるということでございますけれども、実は1月の中から2月にかけて帯広空港を何度か利用する機会がありまして、2階の出発ロビーのところには、各町村のPR用パンフレットが並べてあるわけですが、十勝に来られて、最初に見られるとか出発のときやお帰りの際に見ていただけるというようなすばらしい箇所だというふうに思うのですけれども、1月の中から2月の頭までPR用パンフレットがなくて、急遽コピーをかけたというような、パンフレットとは言えないですね、冊子というようなものが置かれていたと。私も見てちょっとがっかりしたのですけれども、駅のエスタの観光協会でしょうか、あそこもきれいに並べていただいて、手にとって見ていただけるようになっていたのですけれども、せっかく十勝に来られて、幕別に興味を持って、冊子を手にとろうと思っても、なかなかコピーで置かれているようなものには手が伸びないのではないかなと。やはりそれだけ興味を持って幕別を思っていた人たちにちょっと申しわけないなという気持ちもいたしました。2万部を今年度増刷されるということなので、しっかり管理されて、手にとって皆さんに見ていただけるようにやっていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、7款商工費については、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時45分まで休憩をいたします。

15:32 休憩

15:45 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入ります前に、先ほど7款商工費の中で成田委員が個人名を出しましたので、その分を削除させていただきます。

それでは次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） それでは、8款土木費について説明をさせていただきます。

127ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額は2億4,029万1,000円であります。本目は、町道の維持管理に要する経費であります。

13 節委託料の細節 1 は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料、細節 2 は植樹ます等の除草作業などに係る就労センターなどへの委託料、細節 6 は札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、除排雪に係る民間の除排雪機械 46 台及び排雪ダンプ等を借り上げる経費であり、新雪の一斉出動のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの 2 次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費を想定しているものであります。

なお、除雪につきましては、町道 1,011 路線 881 キロのうち、車道除雪は 939 路線 649 キロメートル、歩道除雪は 146 路線 109 キロを予定しているところであります。

16 節原材料費は、町道維持管理のための切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

18 節備品購入費は、幕別地区の小型除雪車の更新に要する費用であります。

128 ページに参りまして、2 目地籍調査費、本年度予算額 4,783 万 1,000 円であります。

本目は、地籍調査に要する経費であります。

13 節委託料の細節 6 は、字美川、弘和及び駒島の各一部 24.22 平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節 6 は、土地の移動に伴い、地番図データを修正するための費用であります。

129 ページに行きまして、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額 567 万 5,000 円であります。

本目は、101 カ所の樋門を管理するための 62 人の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13 節委託料は、道路台帳修正の委託料であります。

130 ページに参りまして、2 目道路新設改良費、本年度予算額 2 億 9,337 万 8,000 円であります。

本目は、町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であります。

13 節委託料、細節 6 から 12 は、次年度以降に事業を実施する路線の調査設計や用地確定測量に係る委託料であります。

131 ページに参りまして、15 節工事請負費、細節 1 から 13 の事業内容につきましては、道路改良舗装工事や歩道の新設、再築工事並びに車道オーバーレイ工事などであります。

今年度の道路工事におきましては、継続事業 5 路線、新規事業 7 路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区 11 路線、忠類地区で 1 路線となっております。

なお、工事ごとの事業量といたしましては、延長で道路改良舗装が 1,302 メートル、舗装新設が 284 メートル、歩道の整備が延べで 2,089 メートル、車道オーバーレイが 160 メートルなどを予定しております。

132 ページになります。

22 節補償補填及び賠償金は、札内中央西 3 号通ほか 2 路線の事業に係る水道管移設補償費であります。

3 目道路維持費、本年度予算額 5,350 万円であります。

本目は、道路維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直し、それから突発的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額 630 万円であります。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修費及び音更町と共同で管理をしております十勝中央大橋の管理費負担金であります。

133 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額は 3 億 7,083 万 7,000 円であります。

本目は、都市計画に関する計画整備に要する費用でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 4 回分の委員報酬であります。

13 節委託料、細節 5 は、都市計画の変更に係る資料作成及び各種調査、検討に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、会議等負担金、各種協議会に対する負担金のほか、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 2,348 万 4,000 円であります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は、主に公園照明やトイレなどに係る光熱水費であり、細節 40 は公園施設や草刈り機械の修繕料であります。

134 ページに参りまして、13 節委託料、細節 5 は、パークゴルフ場や公園緑地などの芝刈り及び清掃に伴う委託料のほか、フラワーガーデンや果樹木の管理委託料であります。

細節 11 公園施設管理委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理、草刈り機械の公区への貸出業務、遊具の公園長寿命化計画に対応した形での定期点検など業務委託料であります。

135 ページに参りまして、細節 12 公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要する費用であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、春先の点検後に行う遊具の補修、細節 2 は各種施設の緊急な整備に要する費用であります。

16 節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフ場の芝生用肥料などの購入費用であります。

次に、3 目都市施設整備費、本年度予算額は 9,396 万 6,000 円であります。

本目は、街路や公園の都市施設の整備に要する費用が主なもので、13 節委託料は街区公園 8 カ所と糠内公園の整備に伴う物価調査委託による遊具等の単価策定費用、札内北小学校北側の道路整備に伴う測量設計委託に係る費用であります。

136 ページになります。

15 節工事請負費は、街区公園 8 カ所の遊具等の更新、糠内公園の四阿の更新、札内西大通の道路整備、パークゴルフコース案内標識設置などに係る費用が主なものであります。

次に、4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額は 238 万 3,000 円であります。

本目は、公営住宅関係の事務などに係る経費で、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

137 ページに参りまして、住宅管理費、本年度予算額は 3,706 万 2,000 円であります。

本目は、町が管理いたします 896 戸の公営住宅の維持管理及び修繕などに要する経費であります。

7 節賃金は、住宅管理人 21 人分の賃金、11 節需用費、細節 40 は、壁、床、建具などの一般修繕費用であります。

138 ページになります。

15 節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する経費であります。

公営住宅建設事業費、それから道営住宅関連整備事業費につきましては、廃目であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ございませんか。

藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） 134 ページ、2 目都市管理費、13 委託料の公園清掃管理委託料と、次のページの 12 公園環境整備委託料、パークゴルフの関係というふうにお聞きしたのですけれども、パークゴルフ場の利用者等、最近になりまして高齢化してきていると。しかし、春先オープンしてからクローズするまで、ある程度の期間あるのですけれども、もうちょっとオープン期間を長くできないかということで住民から聞かれまして、あと 1 点なのですけれども、帯広の方からちょっとお話あったのですけれども、オープンとクローズの日程、これ例えば近隣の帯広、音更、幕別、オープンをできるだけ一定にしてほしいという話を聞きました。なぜならば、オープンがいろいろあることによって、先にオ

オープンしたところにばっと行ってしまうと。そうすると、そのコースが荒れてしまうとか、いろんなデメリットがあると。3町村で協力しながらこれができないものかというお話がございまして、本町、幕別町はパークゴルフ発祥の地ですから、近隣の帯広、音更町あたりと協力、連携しながらパークゴルフ普及に努めたらどうかというふうに思いまして質問させていただきました。

○委員長（乾 邦廣） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） パークゴルフ場のオープンとクローズの関係ですね。

これにつきましては、毎年4月の広報によりまして、オープン時期についてはお知らせをしているところでありまして、ことしにつきましては、4月26日土曜日からオープンということで、例年11月初旬でしょうか、第1週ぐらいまでの営業日ということで開設をしているところでございます。これにつきましては、コースの状況等あります。芝の関係もございまして、芝も傷めたりとかそういったこともありますので、そういった形でやらせていただいているところでございます。

帯広、音更、近隣町村と連携で、オープン、クローズを決めたらどうかということでございますけれども、ちょっとほかの町のことまで私も把握はしていなかったのですけれども、そういうようなご意見等があるのであれば、ちょっと周りの町村とも、そういったクローズ、オープン、その関係は検討はしてみたいとは思っております。

それと、オープン期間を長くということでございますけれども、今申し上げましたとおり芝の関係、あとオープンが雪の関係ですとか、いろいろあると思うのですけれども、コースのことを考えると、今のような期間が今のところいいのではないかなというふうには思っておりますけれども。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 成田委員。

○14番（成田年雄） これは土木、132ページ、全般的なことを言えば、ページ数ではなくて、去年は工事費が随分おくれて、9月ぐらいから発注が始まって、本当に仕事をやり出したのが9月というのが多かったですね。それで、小さい業者が本当に大変苦労しているのですよ。大きいところは何かすぐ8本だか一遍に大規模草地というのかい、大規模をとって、それ以降出てこなくて、これを少し考えてほしいなと思っているのは、やっぱり小さいものも含めてやってほしいなと。まして、ことしは何かこの予算案を見たら早く出そうな感じなので、なるべく早く出してほしいなと。

それから、これ前々回も質問で言ったのですけれども、町長、AとB、C、こういう大手は、俺はジョイント政策があるのではないかなと思うのだけれども、どうしても大手は大手で固まってしまうから、小さい業者がどうしても仕事がおくれるというか、その辺を考慮に願いたいなと、またこれも一回ぐらい言いたいので、一般通告書を少し立てて、町長というか理事者側の答弁。

私は終わります。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 成田議員おっしゃる早期の発注、定期の発注ということは、我々発注者側、技術職の人間も職員も、そういった一番施工しやすい時期をやっぱり考慮しながら発注している思いではあります。

ただ、工事の規模ですとか、あるいは暗渠のこともちらっとおっしゃっていたのかもしれませんが、相手方の畑の状況などもございまして、そういったことに関しては、時期をどうしても選ぶということがございます。

それから、冬期施工にならないようにとか、いろんなことも考えながら、発注は全体の中でバランスをとっていきたいというふうに思っております。

早期発注ということだけで言いますと、今度、逆に一時期に非常に工事が固まってしまって、今度、受注するのが難しいというようなことも場合によってはありますので、そういったバランスも考えながら発注には努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、JV、共同企業体の発注につきましては、基本的には業者さんのほうから申請をいただくということで、我々のほうからどこどこで組んでくださいということではなくて、業者さんのほう

が、そういったこの企業とことしは1年間企業体を組みますというような申請をいただくものから、そういった形で業者の方々が動きやすい体制というようなことについては、いろんな場面をかりて、指導も相談もさせていただきたいというふうに考えております。

町の公共工事、小規模な事業者の方々にも行き届くような配慮をしなければいけないかというふうには思っておりますけれども、工事の技術的な部分ですとか、会社の体制など、いろんな関係がございますので、そういったことも考慮しながら発注に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 128ページの2地籍調査費、13委託料、地籍調査につきましては、かなり長い期間を要する事業であります。ことしの予算を見ましても、昨年と余り変わらないような、昨年は美川・弘和地区でしたけれども、ことしはさらに駒島を加えられてということでもあります。

それで、このことしの事業をやることによって、全体の計画のどこまで進んでいるのか、最終的には完了はいつごろになるのでしょうか。

137ページ、138ページにかかりますが、公営住宅の管理費ということではありますが、ことしの予算では、大幅な改修工事等はこの中には含まれておりません。それで、幕別町内には、かなり古い公営住宅がございます。現実に入居されております。長期寿命計画あるいはストック計画ですか、持たれて、計画的な改修に取り組まれておりますけれども、ことしはないというようなことで、例えば札内にごございます4階建ての公営住宅等は、隣にあります以前道営住宅だったところが改修がきちっと進んでエレベーターつきの住宅に改修されているにもかかわらず、以前から町住として管理されてきたところは手つかずの状況のままずっとあるというようなことで、住民の皆さんからは改修に対する期待も寄せられているところです。その辺の計画、考え方について伺います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 地籍調査の関係でございますけれども、まず最終がいつまでなのだという事柄でございますけれども、現在の計画におきましては、平成16年度から事業を開始いたしまして、62年間かかるということで、平成77年度までの予定でございます。

全体における進捗率でありますけれども、地籍調査事業、最終的には登記が完了して、初めて完了という形になりますので、現段階においては、平成24年度に4年目工程の4年目を実施いたしました古舞・栄地区までが完了という形になりますけれども、全体で31.79ヘクタール、計画面積が333.71ヘクタールですので、割り返しますと進捗率といたしましては9.5%ということになります。

事業なのですけれども、この事業は国の補助が2分の1、道の補助は4分の1、残りの4分の1が町の負担ということになります。

町の負担については、8割が特別交付税措置されるということで、実質的な町の負担については、全体の5%ほどになるかと思っておりますけれども、そういった補助事業の採択といたしまして、国の予算等の関係がございまして、進みぐあいもそういった関係で、ちょっとおくらしているような現状でございます。

○委員長（乾 邦廣） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 次、公営住宅の整備計画についてのご質問でありますけれども、さきの一般質問の中でも若干説明をさせていただいておりますけれども、24年度に策定いたしました長寿命化計画の中におきましては、耐用年数がまだ残っているものについては、基本的には改善を図っていくというような考え方でまずおります。

また一方、耐用年数、既に過ぎてしまっているかなり老朽化してしまった公営住宅、これについては、順次建てかえを図っていくこと。そして建てかえをするに当たっては、少子高齢化のこの時代に合わせた住環境整備というようなことで、バリアフリー住宅などの整備を図っていくことと考えております。

具体的に申しますと、直近でいきますと、春日東でありますけれども、これ昭和48年に建設された

ものでありますけれども、こちらのほうを平成 28 年度から順次建てかえを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご質問にありましたあかしや南につきましては、耐用年数が 70 年という建物でございまして、まだ相当耐用年数が残っているというようなことで、現在の長寿命化計画の中では後年次になりますけれども、個別的な改善事業ということで、断熱改修とかというようなことを図っていくような計画で現時点ではおります。

以上であります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 何か地籍調査も公住もすごく長いスパンのお仕事のように受けとめましたけれども、これ国の事業の関係ということでありますから、なかなか難しいのでしょうかけれども、平成 77 年といたしましたら、本当に先に手をつけたところをまたはかり直ししなければならないのではないかなというような、そのぐらいのスパンの事業ですよ。かなりこれは特に農村地帯、平成 16 年にスタートするときにも、よその町よりは遅いのではないかなというような声が上がる中でスタートした経過があると記憶しております。やっぱりもっと頑張って、倍ぐらいのスピードで行けるぐらいの事業になっていけないものかと思いますが、その辺は予算のこともあるでしょうけれども、手法としていろんな角度から考えてやれないものか。国はいろんなメニューで事業は出していますけれども、なかなかこういうのにはのれないのだと思います。しかし、各方面から研究して工夫して、もっと早くなるような努力が必要ではないかと思いますが、どうですか。

町営住宅なのですけれども、あかしやのことで言えば、耐用年数 70 年ということで、たしか昭和 50 年の初期にスタートした事業だと思うのです。ですから、今、約 40 年近くたって、あと 30 年間ぐらいあるということですよ。それで、同じところに建った道営住宅、町営住宅と道営住宅、道営住宅が先に建ち出して、追いかける形で町営住宅が建っていききましたよね。ですから、古くなっている状況というのは、ほとんど変わらない中で、片方は本当にきれいに整備されまして、そして一番の皆さんが改修されたところで喜ばれているのは、やっぱりエレベーターの設置なのですね。

それで、見ていますと、やっぱり单身の方、高齢の方いらっしゃいまして、階段を 4 階まで上るとい、古くて階段も後からできた若草などと違いまして、すごい急なのです。町は途中で手すりをつけられたりして対処はされてきているのですけれども、なかなかそれにも耐えられない、しかし住みかえというのなかなか難しいというような、そういう状況に置かれている方が何人いらっしゃいます。道営住宅が終わったら町住になるという期待を入居者の方、大変大きく持っていたらものですから、その辺は断熱材だけでは、なかなかそういった入居者の状況に対応できる改修ではない、もうちょっと状況に適應した改修事業を急ぐ必要が、これもあるのではないのでしょうか。

それと、同じ公営住宅の問題で、家賃にかかわってちょっとお話ししたいのですけれども、公営住宅にいらっしゃる方たちは、やはりどちらかという家賃の負担という点で、公住が、やはり暮らしを支える点で安心だということで入居されている。もちろん所得制限もありますからそうなのですが、幕別町のほうの特定公共賃貸住宅、単身者住宅のほうの家賃は収入基準がありまして、15 万 8,000 円から 25 万 9,000 円の月額収入がなかったら入れないというふうに定められておりますよね。今、派遣労働者ですとか非正規労働者が多い中で、月額 15 万 8,000 円に満たないという単身の労働者もいらっしゃいまして、希望したのだけれども入れなかったという声も寄せられています。この辺も改善が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 地籍調査の関係でありますけれども、もっと事業を早く進められないかなというようなお話ですけれども、事業については、事業費がかなり先ほどもお話ししましたようにかかるものですから、国の補助の採択といいましようか、枠の関係で、どうしてもなかなか進まないというような状況でございまして。

管内でも音更、池田など、幕別町も含めて 6 町実施しているところでありまして、なかなか補助枠

の拡大というのが難しいのかなというふうには思いますけれども、北海道なりを通じて要望はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（乾 邦廣） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 公営住宅についてのご質問でありますけれども、まずあかしやにつきましては、先ほども長寿命化計画の中でも後年次ということでお話をさせていただきました。

道営住宅の整備に当たりましては、議員おっしゃるようにエレベーターがつけられて便利になったというような話も聞いておりますけれども、一方で共用スペースといいますか、バリアフリー対応にするために、結果的に居室空間が狭くなってしまったというような弊害が生じたというお話も聞いております。

また、面積をふやすために当然工事費、エレベーターをつけたために工事費がかかっておりますので、その分家賃が高くなったのですね。そういった面での不都合といいますか、弊害も出ているというようなことも聞いております。そういったことも含めまして、長寿命化計画の中では後年次に位置づけがされておりますので、現在の長寿命化計画、中間年に見直しをして、後年次のものについての整備の内容について、改めて検討し直すということになっておりますので、その際においては、そのようなお話について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、特公賃住宅については、確かに所得制限、15万8,000円から25万9,000円以下の基準を満たす者でなければならないというふうになっております。

また、ただしというようなことで、所得の上昇が見込まれる者については、单身の方にあってはなのですけれども、入居が可能だということにもなっておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 道住の改修に当たっての、その後の意見というのが、居住スペースが狭くなったとか、基礎の部分をそのまま使って、つまり全体の面積をふやさない中で改修がされたということでありますから、結局は2棟の真ん中にエレベーターをつけて、そして両方の北側に共通の通路をつけたということによって、そういう状況になったのだと思うのです。これが改修のあり方として、幾ら工事費が安くなったのか、どうであったかというのは、やっぱり検証する必要があるのではないかと思うのです。

同じようなことで、札幌の桂町の平家の公営住宅のときにもお話をいたしましたけれども、あそこも同じように、もともとの基礎部分をそのまま活用して上を全部直すと。それがいわばサイクルと申しますか、古いものを活用してやっていくという一つのメンテマだったのですけれども、しかし結果としてでき上がったものは、1戸につき2,000万円を超える工事費になったというふうに記憶しています。そういうことであれば、やはり最初から新しくした場合にどうなるのかということも十分積算された上で対比されて、住民の要望と町の予算と両方兼ね合わせて納得のいくものに進めるということが大事だというふうに思います。

それで、これ計画の中には今入っていないで、今後ということなのですが、私、あかしやの4階建てにつきましては、今、公営住宅全体でふやしていませんから急がれるところではないかと思うのです。現実には火災なんかあったにしても、今4階でエレベーターなしというのは、現実には認められていませんよね。ですけれども、その当時はその基準でよかったということでああいう形をとられているのですが、入居者の状況をちょっと歩いてみましたら、70代を越えた方たちが3階、4階の中に、あるいは何らかの障害でつえをつきながらという方も4階にいらっしゃるとかという状況、ここ何軒か歩いた中でありました。ですから、そういう災害の面を考えてもこのままではいけないと。もちろん住みかえの方策もありますから、それはそれで要望に応じて、要望があった場合には、やられるとは思いますが、限られた住宅の戸数でありますから、希望者どおりにはいかないと思うのです。ですから、4階相当数あると思うのです。手がけなければならない住宅の棟数が何棟で、何戸の住宅があって、そしていつまで改修していくかというようなことも明確に計画を持っていただきたい。

もう一つ、エレベーターがないものですから、これ道営住宅の改修が始まる前にお話を申し上げたことがあったのですけれども、公営住宅ですから入居者が亡くなられる場合もありますよね。でも、本当に亡くなられた場合の、あと外に搬出される時のご苦勞もすごいのです。それは本当に切実なことでもありますから、そういうことも含めて改修計画を後年次にしないで、手前に引っ張って取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） あかしやに関しましては、委員おっしゃるようにエレベーターの設置というようなことについて期待されているというようなことについては、お話としてはお伺いしております。

ただ、公営住宅全体の中を見ますと、昭和40年代に建てられておりますものがかなり多くありまして、そちらのほうの建てかえを長寿命化計画の中では優先をさせていただいたというものでございます。

先ほども説明いたしましたけれども、見直しの中にあつては、そういったご意見を踏まえまして、計画の策定に当たっていききたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） わかりました。

最後に、先ほどの収入基準、低所得者も入れるような配慮ということで、ただし書きの中で、町長が定める基準に満たない者であっても、そのときの状況で可能だというようなことも書かれております。この辺の調査や、あるいは実態に応じて、入居状況も、あきの状況もあるでしょうけれども、低所得者が排除されないような対応を求めて終わりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 134ページの公園管理のところ、パークゴルフ場の芝の管理状況をお教えいただきたいのと、136ページ、施設整備のところ、工事請負費で、パークゴルフコース案内標識設置工事というのがあります。この事業の内容をお知らせいただきたい。

○委員長（乾 邦廣） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） パークゴルフ場の芝の管理というご質問だと思うのですが、これにつきましては、基本的には芝の管理、草刈りににつきましては、週に1回行っております。それぞれパークゴルフ場の閉鎖日を設けてまして週1回行っております。

あとは、肥培管理の関係ですとか、そういったコースのメンテナンス、そういったものも委託作業の中で実施をしているところでございます。

終わります。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 2点目のパークゴルフコースの案内標識の設置工事の関係でご説明したいと思います。

平成25年度パークゴルフが30周年を迎えたということで、記念事業を行っていく中で、パークゴルフを観光振興に結びつけるべきというようなご意見をいただきました。また、パークゴルフの発祥のコースであるつつじコースを訪れる人がいるけれども、なかなか行くまで道筋がわからないというご意見をいただいたところです。

それで、本年度つつじコースを案内する看板を設置したいということで考えておまして、具体的には本町近隣センターの駐車場に池田町側、それと帯広側からよく見えるような形でつつじコースを案内する看板を1カ所設置します。

それと、道道幕大線にございます運動公園を案内する看板、既設の看板がございます。その運動の種目を示すピクトグラムといいますか、競技を示す絵文字みたいなものがあるのですけれども、そのところにつつじコースを案内する看板に張りかえるというものが2カ所。

それと、札内川のところにパークゴルフ発祥のまちという部分のウェルカム看板を設置したいというふうに考えているもの、それとクマゲラハウスの下に、昔、桜づつみのコースを案内する開発でつけた看板があったのですが、それが今、撤去されているという部分で、そこにコースを案内する看板をつけたいというふうに思っております。

それと、これは道が実施する部分なのですけれども、同じように道道上に幕大線のところ、十勝信組のところに案内、道路標識があるのですけれども、そこに道の負担の中で、つつじコースの標識を加えていただくという部分がございます。

内容としては、以上です。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○11 番（芳滝 仁） たくさんの看板が設置されて、町外からお客さんが見えて、わかりやすくなるのが、これは喜ばしいことでありまして、いいことだと思うのでありますが、後でどれぐらいの金額がかかるのかお聞きしたいのですけれども、議会報告会の中でパークゴルフ場の話が何回か出ておまして、芝の管理について管理が悪いというふうな声だとか、草を刈ってそのまま横に置いておるとか、いろんな形で話が出ておりました。また、札内のコースにつきましても、パークゴルフ愛好家の方々から、もう少し芝の管理をよくしていただいたほうがいいのではないかなというふうなお声も上がっておりました。

看板を設置されて案内をする。行ったら管理が悪かったということでありましたら、せっかく看板を設置した意味がないわけでありまして、特に発祥のコースなんかは、それだけ知らずのでありましたら、少しやはり力を入れた芝の管理というものをしていかなければならないのではないかなというふうなことが声として届けられてありましたので、質問をさせていただいておるところであります。

看板、どのぐらい金額かかっておりますか。

○委員長（乾 邦廣） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 先ほど説明申し上げました案内標識等の金額については、全体で 780 万円と見込んでいます。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○11 番（芳滝 仁） 780 万円、大きな金額でありますから、それだけ町の PR、パークの PR に費やすわけでありまして、そのコースの管理もひとつ多少見直していただいて、声が届けられてありますので、管理をしていただくように申し上げまして終わりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、8 款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 9 款消防費につきましてご説明申し上げます。

139 ページをごらんください。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 5 億 5,526 万 3,000 円であります。

本目は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2 目非常備消防費 3,217 万円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常、団費と言われる経費の分担金であります。

3 目水防費 84 万 7,000 円、災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

東口委員。

○3番（東口隆弘） 消防費の中の非常備消防費のことについて。

消防団員、幕別消防の定員は170名に対して、実員が152名であるという実態です。なかなか消防団員になられる方が少ないというお話もお伺いしております。そこで、いざというときに、やっぱり人が必要なわけで、退職をされた消防団員の方に消防団員予備役というものを創設する考えはないかをお伺いします。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに消防団員が不足というのは、これ全国的な傾向でありまして、私どもの町でもなかなか若い人が消防団員になり手がいないという状況もございます。今は、地元にある企業にお願いをいたしまして、消防団の団員として若手の職員を出していただきたい。そういったことによって、消防に協力してくれる事業所として、消防でも認定しながらやっていこうと考えていますけれども、消防団員のあり方については、また東十勝消防事務組合とも相談をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 1月の新聞報道の中で、総務省消防庁が東日本大震災の経験を経て、26年ぶりに消防団の装備の基準を一新する、そういう記事が出たところであります。今回、今の非常備消防費の項目にこれがかかわってくるのかと思うのですけれども、そのことについては、各自治体に交付税措置もされるという中身でありました。その辺は、どのようにこの中で配慮されているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 消防団員の装備については、まだ詳しい内容が通知されていないのです。ある程度ことは、新聞報道で私どもも承知しているのですけれども、具体的にこうなさい、開始時期はいつからですよということもまだ具体的になっていませんので、それが来てから予算措置なりを進めたいということで、今回の予算には全く措置されていないような状況です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 経過の中で、まだ予算措置されていないのだということは理解いたしました。

東日本大震災の中で、本当に多くの消防団員の方の命が亡くなっている、そのことが紹介されたところであります。福島、宮城、岩手、この3県で警察官が30人ぐらい、消防署員も30人ぐらいの方が亡くなっているのですけれども、これも大変大きな数字ですけれども、10倍ぐらいの方が亡くなっている。結局それは命令機構ですか、避難せよという例えば命令が、やはりちゃんと伝わらなかった、そんなようなことなどが原因だったというようなことが紹介されているところであります。

国の指示が明らかになったときには、しっかりと手だてをしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。そして、そのことが先ほどの質問にもありましたけれども、消防団員になり手がいない。自分の町を守りたい、身近な人を守っていききたい、そういう気概のある若者は幕別町にもたくさんいるのだと思いますけれども、やはりちゃんとその気概に応える安全な体制がないことには踏み切れないということもあるのではないかなというふうに思います。

それ以上のことは今ここでは申し上げられないのかなと思うのですけれども、国の指針が明らかになったときには、しっかりと予算措置をしていただけるように要請をしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようですので、9款消防費につきましては、以上をも

って終了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 10 款教育費についてご説明申し上げます。

141 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、本年度予算額は 255 万 6,000 円であります。

本目は、教育委員 4 名の報酬及び旅費、交際費などが主なものであります。

2 目事務局費、予算額 4,337 万 9,000 円であります。

本目は、教育委員会事務局の管理運営及び事務を初め、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに要する費用であります。

7 節賃金、細節 6 は、学校の教育課程、学習指導、その他学校教育に係る専門的事項に対する指導・助言等を行うため配置する嘱託職員 1 名分の賃金、細節 7 は、まっく・ざ・まっくを活動拠点として、不登校の児童生徒を対象とした学習指導や相談業務などを行う臨時職員 3 名分の費用で、うち 1 名は、北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねるものであります。

142 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、次ページ、143 ページになりますが、細節 14 及び細節 15 は新規で、本年度のみの計上であります。

また、細節 16 特別支援教育振興会は、細節 7 の教育振興会から助成を受けておりました町の特別支援学級振興会を発展的に解散し、新たな組織となりましたことから、本年度より補助金を交付するものであります。

細節 17 は、平成 27 年度から小学校で使用する教科書を採択するための管内 18 町村で構成する協議会への負担金であります。

3 目教育財産費、予算額 8,564 万 3,000 円であります。

本目は、学校及び教員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11 節需用費、細節 40 修繕料は、町内の学校や教員住宅等の修繕に要する費用であります。

144 ページになります。

13 節委託料、細節 12 は、体育館の天井、照明、バスケットゴールなどの安全点検を行い、必要な対策の設計を委託するものであります。

15 節工事請負費は、学校及び教員住宅の補修工事や札内北小学校屋体の屋根改修、忠類小学校の体育館床改修を含む小中学校の整備工事が主なものであります。

145 ページになります。

4 目スクールバス管理費、予算額 7,733 万 2,000 円であります。

本目は、スクールバス 12 路線の運行委託に要する費用であります。

5 目国際化教育推進事業費 1,237 万 4,000 円であります。

本目は、主に嘱託職員としての国際交流員 2 名の賃金等に要する費用であります。

146 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、予算額 2 億 6,665 万 1,000 円であります。

本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に係る費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童生徒、教職員を合わせて、幕別は約 2,850 食、忠類は約 260 食を予定し、年間の給食日数は幕別は 210 日、忠類は 209 日を見込んでおります。

7 節賃金、細節 2 は幕別 14 名、忠類 5 名の調理員の賃金、細節 4 は幕別学校給食センター 5 名分の賃金でありまして、今年度食材の受け入れや機械の調整などを担うため、1 名増員するものであります。

11 節事業費、147 ページになりますが、細節 60 給食材料費は、食材の購入に要する費用で、食材料

費の高騰と消費税のアップに伴いまして、1食当たりの保護者負担は、幕別給食センターでは、小学校は6円増の234円、中学校は7円増の284円に、忠類給食センターでは、小学校は5円増の237円、中学校は7円増の284円に改めるものであります。

細節61 地場産食材料費は、町内等地場で生産された野菜等を町費負担で購入し、保護者の負担軽減を図るものでありまして、前年度比で約290万円の増額となるものであります。

なお、地場産食材料費の増額につきましては、広報まくべつ3月号に掲載しましたが、予算議決を経ていない段階で周知をしてしまいました。保護者にできるだけ早くお知らせしたいとの思いから適正な判断に欠けましたことを、この場をおかりして深くおわび申し上げます。

13節委託料は、給食センターの管理に係る各種委託料のほか、細節7 給食配送委託料が主なものであります。

148 ページになります。

18節備品購入費は、忠類給食センターの牛乳用冷蔵庫、殺菌庫などの購入が主なものであります。

149 ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費、予算額1億7,475万3,000円であります。

本目は、小学校9校の管理に要する費用であります。

本年度の小学校の児童数は、前年度より32名減の1,512名、教職員は146名の見込みであります。

7節賃金のうち細節2は、町単独で任用しております4校4名分の学校事務補助職員の賃金、細節6は7校30名分の特別支援教育支援員の賃金で、前年に比べ4名の増員となっております。

150 ページになります。

13節委託料は、小学校の管理、清掃、警備、さらには巡回校務補派遣に要する経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節6は、AED機器の管理や故障時の対応を含め、賃借料の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節5は学校の規模に応じて必要な管理費用、細節6は、同じく学校の規模に応じて、学校行事や体験活動費などの運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、本年度予算額5,149万5,000円であります。

本目は、小学校の教育振興に係る費用であります。

151 ページになりますが、13節委託料、細節5 学校体育授業支援事業委託料は新規の施策で、小学校の体育の事業を支援するためNPO法人幕別札内スポーツクラブに人材の派遣を委託するものであります。

18節備品購入費、細節2は、今年度は忠類小学校と小規模校5校分の64台の更新と北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めておりました児童用コンピューター、2校84台分の償還金を計上しております。

19節負担金補助及び交付金のうち細節4は、7校分のリンク造成に係る交付金であります。

20節扶助費は、要保護の対象者を1%、準要保護の対象者を20%、認定率を21%と見込み、就学援助費を計上しております。

認定基準は、生活保護基準、改定前の基準を適用することとしております。

152 ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、予算額1億2,140万5,000円であります。

本目は、中学校5校の管理に要する費用であります。

中学校の生徒数は前年度より53名減の855名、教職員数は89名の見込みであります。

7節賃金のうち、細節2は、4校4名分の学校事務補助職員の賃金、細節7は、3校9名分にスクールガード1名分を加えました特別支援教育支援員賃金で、支援員は前年に比べ4名の増員となっております。

153 ページになります。

14節使用料及び賃借料、細節6は、AED機器であり、中学校5校分であります。

2目教育振興費、予算額4,799万8,000円であります。

本目は、中学校の教育振興に係る費用であります。

8節報償費、細節3全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金は、これまで補助率は3分の2でありましたが、今年度より3分の3に拡充するものであります。

154ページになります。

18節備品購入費、細節2は、平成22年度より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めておりました生徒用コンピューターの償還金、2校84台分を計上しております。

19節負担金補助及び交付金のうち細節5と6は小学校と同様に学校規模に応じた管理費、運営費交付金であります。

20節扶助費には、要保護の対象者を1%、準要保護の対象者を21%、認定率を22%と見込み、就学援助に係る経費を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、予算額1,275万6,000円であります。

本目は、わかば幼稚園の管理に係る費用であります。

平成26年度の園児数は、3歳児21名、4歳児12名、5歳児11名の合計44名となる見込みであります。

7節賃金の細節2臨時職員賃金は、事務補助職員1名と代替職員4名分、細節4嘱託職員賃金は、園長分、細節6特別支援教育支援員賃金は、支援員3名分を計上しております。

155ページを飛びまして、156ページになります。

2目教育振興費、予算額3,247万2,000円であります。

本目は、幼稚園の教育振興に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算額1,656万4,000円あります。

本目は、社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー2名分の嘱託職員人件費、各種団体への補助金等が主なものであります。

157ページになります。

9節旅費、細節3特別旅費は、中学生・高校生海外研修の引率者3名分であります。

19節負担金補助及び交付金、細節7は、オーストラリア研修の中学生16名と高校生2名分の参加に係る補助金、細節11は、子ども会育成連絡協議会忠類支部に交付するものであります。

20節扶助費では、海外研修の参加負担金等扶助として、1名分を計上しております。

158ページになります。

2目公民館費、予算額1,031万1,000円あります。

本目は、糠内、駒島の両公民館とまなびや相川・中里の管理運営に要する費用であり、7節賃金はこれら管理人の賃金であります。

159ページになります。

3目保健体育費、予算額5,711万5,000円あります。

本目は、スポーツ推進委員12名の報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

8節報償費、細節3は、少年団などが全道、全国の文化スポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊等の参加助成に要する経費であります。補助率は2分の1であります。

160ページになります。

13節委託料は、運動公園内の陸上競技場、野球場などのほか、町民プールの管理委託に要する費用であります。

161ページになります。

15 節工事請負費は、細節 1 の札内川河川敷の野球場整備のほか、細節 2、3 のプール排水設備工事を行うものであります。

19 節負担金補助及び交付金、162 ページになりますが、細節 5 体育連盟振興補助金は、スポーツの発展及び奨励、普及のために、細節 6 スポーツ少年団体育成補助金は各少年団の育成、指導を支援する費用であります。

細節 7 は、新規の事業で、神奈川県開成町と町全体でスポーツをした住民の参加率を競い合うチャレンジデーの実行委員会に対する補助金であります。

4 目町民会館費、予算額 2,763 万 9,000 円であります。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

163 ページになりますが、13 節委託料、細節 9 は、町民会館の改修工事の実施に向け、実施設計を行うものであります。

5 目郷土館費、予算額 647 万 1,000 円であります。

本目は、文化財審議委員 5 名の報酬及びふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

8 目報償費、細節 6 は、幕別の郷土文化の調査・研究をしている研究員 1 名に対する謝礼であります。

164 ページを飛びまして、165 ページになります。

6 目ナウマン象記念館管理費、予算額 1,423 万 5,000 円であります。

本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や光熱水費が主なものであります。

166 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、記念館の外壁の改修を行うものであります。

167 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費、予算額 5,596 万 8,000 円であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金の細節 2 はトレーニング補助員 2 名の賃金、細節 4 はトレーニングアドバイザー及びトレーニング指導員それぞれ 1 名分の賃金であります。

168 ページになります。

15 節工事請負費は、30 年を経過した農業者トレーニングセンターのボイラーの更新工事に要する費用であります。

8 目集団研修施設費、予算額 187 万 8,000 円であります。

本目は、平成 23 年度から供用開始となりました集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

169 ページになります。

9 目図書館費、予算額 4,890 万 8,000 円であります。

7 節賃金は、臨時司書 7 名、ブックモービル運転手 1 名、臨時職員 1 名の人件費であります。

170 ページになりますが、18 節備品購入費では、細節 1 の図書館資料が購入予定は 3,488 冊、細節 2 の AV 資料は音響映像資料 54 タイトル分、171 ページになりますが、細節 3 図書館システムは、本年度から本格稼働いたします新図書館システムの償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は、町民文芸誌発行に係る交付金であります。

10 目百年記念ホール管理費、予算額 8,749 万 9,000 円であります。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13 節委託料、細節 1 は指定管理に要する委託料、細節 5 は、今後、修繕を予定しておりますホールの舞台音響、つり物、照明などが特殊な設備でありますことから、その修繕経費を明確にするための委託料であります。

15 節工事請負費は、改修計画に基づき、本年度はホールの園路修復、正面玄関屋根塗装、陶芸室の換気設備工事などを実施するものであります。

172 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を正確に確認したいと思いますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（乾 邦廣） 9 人、はい、結構です。

この際、お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会をいたします。

16 : 54 散会

# 平成26年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成26年3月18日  
開会 10時00分 閉会 16時58分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (18名)

小川純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵	岡本真利子
藤原 孟	牧野茂敏	乾 邦廣	谷口和弥	芳滝 仁	田口廣之
前川雅志	中橋友子	野原恵子	増田武夫	斉藤喜志雄	千葉幹雄

② 欠席委員 成田年雄

③ 委員長 乾 邦廣

④ 議 長 古川 稔

⑤ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
会 計 管 理 者	田井啓一	総 務 部 長	古川耕一
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	飛田 栄
教 育 部 長	羽磨知成	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	菅野勇次	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠 内 出 張 所 長	妹尾 真	町 民 課 長	横山義嗣
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	保 健 課 長	境谷美智子
学 校 教 育 課 長	川瀬康彦	生 涯 学 習 課 長	澤部紀博
図 書 館 長	長谷 繁	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	坂口惣一郎
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	水 道 課 長	田中光夫
税 務 課 長	中川輝彦		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑥ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 4 審査事件 平成26年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦廣

# 議事の経過

(平成26年3月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦廣） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

ここで諸般の報告をいたします。

○事務局長（野坂正美） 本日、成田委員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○委員長（乾 邦廣） それでは、10款教育費について説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。

小川委員。

○1番（小川純文） 教育の中で、ページ数が157ページ、教育費の中の社会教育費の中の19節の負担金補助及び交付金の関係であります。ここに項目は入っているわけではないのですが、先般、町長の行政報告の中でもありました旧東郷町との小学生の交流事業でありますけれども、向こうも合併してからのいろいろな諸事情の中で旧東郷町とのことは中止をせざるを得ないという状況の報告があったわけでありまして、その後についてのこれはもう交互に小学生を中心に交換をしてきたという経過もある中で、今後の小学生の総合交流、違う土地を見ての研修というものをどういうふうに考えておられるかという点をお聞きしたいのと、もう一点が162ページ、教育費の中の社会教育費、同じくその上から7番のチャレンジデー、これも行政執行方針の中にありましたわけですが、チャレンジデー実行委員会補助金ということで、本年これ笹川スポーツ財団主催によりますチャレンジデーということで、日常的なスポーツの習慣化に向けた全町挙げての、自治体上げてのスポーツに親しむきっかけづくりというイベントかとは思いますが、これに向けての開催日が5月28日の水曜日と、これは平日に開催されるイベントという形でやられているみたいでありますけれども、これに対する準備体制、各自治体においては実行委員会だとかいろんなものが発足しているところもあるように聞いておりますし、また今回お話がありました開成町につきましても、早い時点で実行委員会が立ち上げられて、町民への周知も始まっているという状況でありますので、何としましては自治体としての一つのスポーツを通じた中でのいい意味での研さんし合うイベントかなと思いますので、そこら辺の準備状況、取り組み体制などもお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、日向市との交流が25年度末で終わりました、その後どうするのかというお話かと思えます。日向市、当然、九州の宮崎県でございますので、北海道と比べまして、自然条件も違いますし、文化あるいは生活様式等も違ったりいたしております。今現在、埼玉県の上尾市、それと日向市と交流をさせていただいているところですが、日向市のその後につきましては、基本的に日向市と同じという意味ではないのですが、要するに北海道と違うような文化だとか生活だとか自然だとか、そういうふうな条件のあるところとこれから先交流をしていくということで、今現在考えているところでございます。

それから、チャレンジデーの関係でございます。5月28日に開催ということで、これは全国一斉なものですから、日にち自体は5月28日が変わるということではないのですが、今現在その準備状況がどうかということでございます。今、3月ですから4月の広報にはまず載せるということっておりますけれども、実行委員会自体はまだ実は体制整っておりません。近日中に実行委員会体制を整えて、それで5月28日に向けてやっていきたいというふうに考えております。チャレンジデーの周知等につきましては、広報もありますけれども、ポスターもありますし、あと実行委員会体制の中

でどのようなことができるかというようなことも相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） まず、小学生の交流事業のほうでありますけれども、今ご説明いただきましたけれども、日向市のほうは終了したということで、昨年もいろいろなときに出てきた中で、今度新しく防災協定という中で開成町並びに、それと中土佐町と新しく防災協定を結んで自治体としての交流も始まったという中で、これはどちらの町村にしてもこの幕別と開成でいけばコンパクトな町の中にあるような工場もあったりして、されている自治体でありますし、中土佐町につきましては、こちらはやっぱりある面でいけば、おかの産品の中心とした農業を中心とした町でありますけれども、中土佐になると今度海を、水産業を中心としたまちづくりも行われていると。そういう面ではいろいろ子どもの時代にいろんな刺激を受けるのにいい場所でないかなというふうにも考えるわけなので、これも余り、今までの流れで行きますと、ことしはうちの町が受ける、子どもたち、小学生に来てもらう年になっている、今までの流れで行きますと、だけれども、それでいくと、来年は今度どこかに子どもたちを派遣、研修に行かせなければならないと、そういう面におきましても、できれば今年度中に早急な体制づくりをして、できれば継続してこの事業も続けていっていただければありがたいと思いますし、上尾市さんとも今までの関係の中で続けていっていただきたいと、そこら辺についての考えもお聞きしたいのと、チャレンジデーのほうでありますけれども、これにつきましては、実行委員会ができてからお金を使うというよりも、これは本当に人、実行委員会なので、人を動かしていかないと、お金を動かす事業よりも人を動かしていかないとこのチャレンジデーは成立をしないのではないかなと。その中で本当に実行委員会と幅広くいろんなところに声をかける。それとこれは最後に一応集計というものもございますので、そこら辺の体制も含めた中でのもう一段取り組み方というものについてのお考えをいただければと思います。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 子どもたちの交流事業でございます。今、委員おっしゃったように、開成町と中土佐町のほうからのオファーのようなものは来ていることは事実でございますし、たまたま平成26年度は本町の子どもたちが行く年ではないということで、平成26年度中に深く検討して、27年度実施に向けて26年度のうちに一定の方向性を出したいというふうに考えております。

その考え方としまして、やはり先ほど課長のほうから申しあげましたように、本町が持っている特性とはまた違った特性を持っているところがふさわしいのではないかなということ、基本的には考えております。

それから、チャレンジデーのことでございますが、5月の末水曜日、全世界一斉に実施ということで、大変準備もままならない状況が続いておりますけれども、今、委員おっしゃったように、まさしく人のつながりの中でこの事業を成功するのだろうなと思っておりますので、集計の体制も含めまして、体制を早期に構築させていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） 両事業にしても、本当に時間のない中で進めていかなければならないと思いますけれども、きのうから出ておりますように、いろんなやっぱり知恵を集結して取り組んでいただきたいなと思いますので、今後の進みぐあいをよく見させていただきながら進めていただきたいなと。

その中でいかに、特にチャレンジデーのほうでありますけれども、それと結びつけてうちの町にもスポーツセンターが2カ所あったり、いろんな運動施設もあります。そこら辺の活用も含めた取り組みというものは考えられているのか、そこら辺をご答弁をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） チャレンジデーにつきましては、対象になりますのが、そこに住んでい

る人という意味ではなくて、そこに現在いる人が対象になっていきます。その人たちにチャレンジデーという設定がなければ日にちも違う、曜日も違うというふうな活動をされることがあるかと思いませんけれども、そこら辺は呼びかけをしてご協力いただくということで5月28日に照準を合わせまして進めていきたいと思えます。体育施設あるいは屋外の施設等もございますので、そこら辺のところも対象になってきますので、当然そこら辺は踏まえた上で活用といたしますか、含めた中でやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 次の方。

寺林委員。

○2番（寺林俊幸） ページ数にしまして、157 ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、そのうちの19節負担金補助金及び交付金、細節7の中学生・高校生海外研修参加補助金についてご質問させていただきます。

昨今、いろんな方面からグローバル化が進められている中での幕別町中学生・高校生海外派遣事業ですけれども、大変素晴らしい事業と認識しております。人数につきましては、説明の中でもありましたように、中学生16名、高校生2名というようなこととお聞きしておりますけれども、その中でこの計上されております441万円、これを18名で割りますと、1人当たり24万5,000円の助成というようなことで見受けられるのですけれども、それで正しいかどうかの確認が一つと、それと今後その中学生については16名ということでございますけれども、高校生2名、この2名については幕別高校、江陵高校ということでありまして、この中で幕別出身の生徒を対象にしているのか、それとも全生徒を対象にしているのかということをお聞きしたい。

それと、今後この派遣事業について、要項では人数をうたっているわけですが、今後この派遣人数について拡大する考えはあるかどうかをお聞きしたいと思います。これは今は中学生、高校生ということでございますけれども、今後小学生を含めての検討はないのかということをお聞きいたします。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、19節の補助金の額でございます。これにつきましては、中学生16名、高校生2名、トータル18名に対する金額でございます。

それから、高校生2名でございますけれども、どのような方が対象にされているかということなのですが、高校2校でございます。幕別高校、江陵高校、2校ございまして、幕別町に在住している生徒さんが対象になってございます。

それから、派遣の拡大ということでございますが、これは今月ですけれども、25年度につきましては、実は高校生の希望者がいないという状況がございました。過去にも3年ほど前ですが、2名のところ1人という状況もありましたけれども、そこら辺、今後どうしていきべきなのかということの検討はちょっとしていかなければならないと。その中で、お話のありました小学生という話も出てくるのかなというふうには思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 大変素晴らしい事業で、1人当たり8万5,000円の負担でオセアニア地方に海外研修に行けるということでございますので、ここでなぜ参加されないのかなということにはちょっと疑問に思うのですが、ここでひとつ、先ほどの小川委員からの関連になるかと思えますけれども、国内研修であった場合、行った家庭で相手町村から研修で来られた場合、受け入れをしなければならないというようなことが昔あったような記憶がございまして、今も現在そのような形で進められているのかということ、国内研修、海外研修も含めてですけれども、お聞きしたいのと、やはりこの8万5,000円で研修が受けられるという、こういうことはなかなか知られていないのではないかなという気もするのですけれども、その周知方法についてはどのような方法でされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、研修に行った際の行くということは来る方もいらっしゃるわけですから、その受け入れの条件についてでございますが、高校生につきましては原則的には受け入れてくださいよというふうにしております。といいますのは、公費といいますか、補助金を出しているわけですから、それに対して言い方ちょっと変かもしれませんが、行きっ放しということにもならないのかなということで、そういうような条件を付させていただいております。

それから、国内研修の件でございます。先ほど言いましたように、今まで日向市と上尾市と2市との交流をさせていただいているわけですが、受け入れの条件をつけているのは上尾市のみでございます。日向市についてはつけておりません。

海外研修の周知についてでございます。これにつきましては、生徒さんでございますので、学校を通じて取りまとめをさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 大体のその内容というのは募集から派遣までということが見えてきたわけですが、その中でここに参加される中学生、高校生の親の方というのは、やはり大変厳しい状況の中で大変頑張っておられる若い世代であるということでもありますので、やはり派遣に研修に行かれて帰ってきて、その後でまた来られたときに研修生を受け入れなければならないというような考えを持つと、なかなか参加に意欲が持てないのではないかなということも感じます。

それとあわせて、大変少ない出費で参加できるわけですが、これについても道あたりでも異文化理解・英語力向上事業というようなことでも事業に取り組んでおりますけれども、そのようなものとタイアップでできれば、さらにまた経費が少なくて済むような考えもあるように思うのですが、この道との事業の提携といいますか、一緒に取り組むということにはならないのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、受け入れする際の負担の件でございますけれども、失礼しました。

道の事業とのタイアップについてでございますけれども、正直言いますと、そういう事業についてちょっと調べたことがございませんので、これからそういう事業とのタイアップをした中で実施できるのかどうかについてはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） こういう海外研修というものは、やはり若いうちに、学生のうちに一度ほかの国を見て、その習慣だとかその国の成り立ちだとかということを見るのが大変すばらしい勉強になるのだというふうにも私も思いますので、このように募集の中で人員が集まらないというような結果を招かないように、やはりしっかりと周知をして参加をいただけるような体制をとっていただければというふうに思います。

終わります。

○委員長（乾 邦廣） 次の方。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 153 ページに教育振興費、8節報償費、細節3、全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金でございますけれども、この中に外部指導者の全国大会の宿泊費等実費負担分は入っているのか、それと少年団指導者に対する全国大会の部分の宿泊費等はどうなっているのか、お聞きします。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 外部指導者の関係でございます。宿泊費につきましては、1名1泊8,000円、または実費のいずれか低い額ということでございます。こちらにつきましては、保健体育費のほうで見てございます。少年団のです。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 外部指導者の助成の関係、外部指導者といいますか、引率される方の助成ということになりますけれども、対象としておりますのは、交通費と宿泊費でございます。選手の人数が10名以内の場合は1名、それを超える場合は2名まで助成の対象にしているというところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） これは全道でも一緒、全道、全国大会の場合に実費を補助するというところでよろしいでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 中学校の部活動につきましては外部指導者も含めまして、教育課程に位置づけられているということで、本年度より、平成26年度より外部指導者も含めて補助は3分の3というふうにいたします。なお、少年団につきましては、これは教育課程に位置づけられていない社会教育活動の一環でもございますので、補助については2分の1というふうに規定しております。

○委員長（乾 邦廣） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 先日、浦幌町で新聞に一般質問されている部分で、スポーツ指導者の支給支援で、昨年4月から全道大会以上の大会に随行する少年団指導者に交通費、宿泊費を実費補助しているという浦幌町の事例でございますけれども、それに付随して中学校の部外活動、外部コーチについても少年団と同様に行うということが新聞に載られておりました。中学校の外部指導者に3分の3出て、少年団の指導者に出ないというその根拠をお知らせいただけますか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） ただいま申し上げましたように、中学校の部活動につきましては教育活動の一環として位置づけられております。少年団活動につきましては、あくまでも任意の活動でございますので、社会教育の中で保護者の求めに応じて任意に活動している団体でございますので、この点については2分の1というふうにさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） これ活動的には外部指導者と少年団活動の時間的活動はほぼ変わらないというか、スポーツ少年団指導者のほうが実際的には時間的には活動していると私は思っています。それに対して、この補助が違うというのは、ちょっと納得がいかないのですけれども、その辺の所見をお伺いします。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 今おっしゃっている外部指導者というのは中学校の部活動の外部指導者のことかと思いますが、これはそれぞれ各学校長が外部指導者を認定して中体連なら中体連に登録しているものでございます。それで、部活動で引率する場合、中学校の校長がひとつ認めた場合には、私どももその3分の3を旅費として支給しているということでございます。あくまでも教育活動、義務教育活動の一つでございます。

少年団活動につきましては、先ほどから申し上げておりますように、社会教育活動ということで、学校の教育活動とは一歩離れたところの任意の活動ということで2分の1というふうにさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 少年団活動のほうにもぜひ検討をお願いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 2点お伺いします。

143ページ、細節14、札内東中学校開校30周年記念補助金についてまずお伺いします。この補助金はどういった内容で実施されるのか、お伺いします。

(発言の声あり)

もう一回。それと、札内東中学校開校 30 周年記念補助金ですが、どういった内容で実施されるのか、お伺いしたいのと、151 ページ、細節 5、学校体育授業支援事業委託料についてお伺いしますが、平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が出たわけなのですけれども、それを受けまして、教育行政執行方針の中では子どもの体力向上に向け、取り組みを推進したいと表明されていたわけなのですけれども、予算の反映としては、ここの項目というふうに捉えてよろしいのか。

また、これは小学校が対象だと思うのですけれども、中学校への取り組みはどのようなお考えか、お伺いします。

○委員長(乾 邦廣) 学校教育課長。

○学校教育課長(川瀬康彦) まず、東中の 30 周年記念事業の関係でございます。こちらのほうにつきましては、周年事業の取り決めをしてございます。100 周年につきましては、限度額 35 万円を補助する、あと 50 周年については 21 万円、その他東中が該当してきますが、14 万円を補助すると、限度額ですね。というような形になっております。内容につきましては、これから東中のほうで進めるのですけれども、とりあえず記念誌の発行ということを考えております。それとあと、記念式典もこちらにも開校記念日の 1 週間前後を予定しているところでございます。

次に、学校体育授業支援事業委託料でございます。済みません。少々お待ちください。まず、この指導員につきましては、一般質問のほうでもお答えしていたとおり、小学校のほうを対象としております。中学校につきましては、体育授業の専科の教師がおりますことから、中学校への派遣は今のところ考えてございません。

それと、今年度全国体力・運動能力の調査結果をしました。その結果、小学生の、両方とも全道はほぼ平均上回っているのですけれども、全国まで至っていないということでございます。そういったことも含めまして、この学校体育授業支援事業を使いながら体育とか運動の基本や楽しみ、興味を学んで、そして持っていただくと。生涯にわたって運動を楽しみにしていくというような習慣の素地をつくってもらいたいということも含んで考えてございます。

以上でございます。

○委員長(乾 邦廣) 小島委員。

○5 番(小島智恵) 東中学校の 30 周年記念なのですけれども、式典記念誌の発行ということは今考えられているということなのですけれども、自分が東中の生徒だったときにはちょうど 10 周年迎えたのですけれども、その際には穴をあけるパンチの記念品をいただいて、形として残る形になったのですけれども、形はどうであれ、何か子どもたちに還元していけるような形で実施されればいいなと思うのですけれども、この点についてどう思われるのかということと、あと調査結果を踏まえてということなのですけれども、体力テストのところですが、中学校のほうは派遣等も考えていないということなのですけれども、中には平均を上回っていない項目もあるということなのですけれども、今、平均としては肥満傾向にあるという結果も出ておられると思いますし、テレビやゲームの時間も随分と長いという結果も出ていると思うのですけれども、現代では子どもの成人病とかも心配されておりますので、もう少し改善されるような取り組みをお考えになっていただきたいと思うのですけれども、それについてはどうお思いでしょうか。

○委員長(乾 邦廣) 教育部長。

○教育部長(羽磨知成) 中学校の 30 周年記念事業につきましては、ただいま委員からお話ありましたことは学校及びもしかしたら実行委員会組織を立ち上げるかどうかはまだお聞きしておりませんので、そういう機会がありましたら、学校のほうにお伝えしたいというように思います。あくまでも事業主体学校でございますので、もしくはその実行委員会ということになりますので、そちらのほうにはお伝えしたいと思います。

あと体力の関係でございますが、やはり、今、委員おっしゃったように、いろんな全国、全道下回るものもあります。ただ、これは各学校によってその内容が個別に違っておりますので、各学校にお

いてこれまでの体力テストの結果などを分析して自分ところの学校において課題を明確にして、その課題を克服するために何が重要かということの数値目標なりを立てていただくというのがまず一番大事ということで、これは平成26年度に各学校に行くように指示しております。また、生活習慣、早寝早起き朝ご飯についても、これは家庭との連携の中でやっていかなければならないものだと思いますので、その辺のところも学校を通じて連携とって徹底してまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 小島委員。

○5番（小島智恵） この委託料ですけれども、お金をかけてやるということですが、どこまで効果というか目標としてどこまで目指されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 学校体育支援事業につきましては、平成23年度から24、25と3年間文科省の補助を受けて実施してまいりました。これが3年間で国庫補助が終わりましたので、26年度は町の単独事業ということで行うということでございますので、過去3年間やってきたことを踏まえて、それらをまた維持していく、また向上させるという観点でございます。したがって、期待される効果については先ほど課長のほうからもお話ししましたように、やはりきめ細かな指導ができると、専門的な指導ができるということに一番の重点があるのではないかと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 小島委員。

○5番（小島智恵） 取り組みによって子どもたちの体力向上の全体的な底上げというのを図っていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

牧野委員。

○9番（牧野茂敏） それでは、146ページの6目の学校給食センター管理費についてであります。あわせて、11節の需用費の細目61の地場産食材料費についてお伺いをいたします。

学校給食費については値上げということでお話を伺っておりますが、運営委員会からの答申の内容というのはどのようなものでありましたか。

また、あわせて今回値上げする大きな要因についてお知らせをいただきたいと思います。

それと、地場産食材品なのですけれども、この地場産食材品についての当初の目的というのをお教えいただきたいなど。これ算定基礎あると思うのですけれども、どのように算定されているのか、この2点についてお伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、1点目の学校給食センター運営委員会での答申内容についてです。

運営委員会では給食費改定につきまして2回協議を行いまして、その結果の答申でございます。まず、答申の内容につきましては、給食食材の高騰によりまして、また消費税の引き上げということがありましたので、給食費を改定するよという答申があつて、またもう一点につきましては、現在、地場産食材料費として3円の町の負担をしているわけなのですけれども、この辺の拡充を求めるものであります。

また、答申の附帯意見といたしまして2点あります。1点目が給食食材の選定につきまして、その選定方法を安心・安全な食材の納入または購入費の節減に努めるよという要望がありました。2点目としましては、給食費の徴収体制、これを強化するよという附帯意見があつたものです。

次に、2点目の今回の給食費の改定の大きな要因についてです。やはり2点あります。1点目が近年の食材費の高騰、主に主食の米、またパンに使われる小麦の原料、これが非常に大幅な高騰があつたのが要因の一つだと思います。また、もう一点がご存じのとおり、26年4月からの消費税の引き上げ、これの2点に尽きると思います。

3点目の地場産食材の目的ということ。これは平成21年に新たに地場産食材料費の町の負担と

いうものができたわけなのですけれども、このときの理由といたしましては、地場産の、特に幕別町産の野菜を中心に、また加工品についても幕別町産の、例えば長芋とかカボチャ、そういうものを使った加工品があります。そういうものを購入し、また地場産のものをたくさん使って給食費のほうに反映するというか、そういうものが要因となっております。

あともう一点、地場産の算定基礎であります、ちょっとこれ、算定基礎というのは、今回の8円の単価の算定基礎ということでよろしかったでしょうか。ちょっと最後の聞き取れなくて済みませんでした。今回3円から8円にということで大幅に町の負担を拡充したわけなのですけれども、これにつきましても、算定の基準というのは特にありませんけれども、今回の給食費の計算をしたところ、非常に大幅な保護者の負担の金額となりました。そういうことで、少しでも保護者の負担を軽減するというので、おおむね半額程度ということなのですけれども、町の負担を拡充し、また十勝管内の給食センターのそれぞれ給食費のかかわり合いもありますので、十勝管内の情勢を見た中で引き上げ額を少しでも軽減するようということで、今回3円から8円にということで設定したものであります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 値上げについては上げてはほしくないわけですけれども、こういった食材費の値上がり、あるいは消費税との関係等で上がるということであったと思います。附帯意見の中にも材料の仕入れの見直しといいますか、購入先を考えると、あるいは給食費の納めていただくようにするとか、そんないったようなことが附帯意見についてあるということですので、これはこれとして受けとめたいと思います。

地場産食材費の、私、算定基礎とわざわざ意地悪言ったわけではありませんけれども、これは早い話が逆算してやっているということなのでしょう。給食費をどれぐらいに抑えて地場産食費をどれぐらいもらって、給食費をこれぐらいにしよう。こんな感じでやっているような気がするのですけれども、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 本町、今までも非常に給食費は上位にありました。そういう中で、今回食材費が上がる。さらには消費税もアップするといった中で、まともに計算しますと、もう15円、6円というような値上げをせざるを得ないと。そうなったときの保護者の急激な負担というのはどうしてもやっぱり避けなければならないという、そういうことがありましたので、おおむね半分ぐらいの値上げ分は負担していただくということで、結果的食材費として8円を出ささせていただくというような結論に達したところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） そういう内容であれば、これ給食費上がるたびにこういう操作をいつもやっていたらならないですよ。どこかで帳尻合わせをするために。そういったことがないように購入先であるとか、あるいは材料費をしっかりと考えて、この基本的なところをもうちょっときちっとやらなければならないと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かに、運営委員会からは経費の節減についてなお一層の努力をしていただきたいといった附帯意見もございました。ただ、私どもにつきましても、共同購入で値を下げられるところは全て共同購入によって下げておりますし、なるべく半製品というか、冷凍物、これを使うとどうしても値段が高くなりますことから、そういうものを使わないでなるべく手づくりをして単価を下げるといったことも努力してまいりました。ですから、努力はもうほぼ限界に達したという、そういう判断の中でこういった結論になったということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 高くてもいいものをつくっていただければ、なお結構なのですけれども、高かろう

悪かろうでは給食費も大変なので、ひとつその辺のことはきちっと押さえていただいでやっていただきたいと思います。

それと、きのう部長のほうから一部謝罪ありましたが、この広報、お知らせに載っている内容なのですけれども、ちょっと読み上げてみます。これ、改定に当たりましては、現在給食費1食当たり3円を町が負担しておりましたが、これを8円とすることで保護者の方の負担軽減を図ることとしました。これ、まさに一般の人が読んだら、給食費を今まで3円補助していたと。そしてまた今回は町のほうで8円を補助すると、こういう内容になるわけなのですけれども、この辺については、今、地場産品の議論させていただいたのですけれども、ちょっと整合性がないような気がするのですが、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 意図としてはそういう意図ではなくて、あくまでも地場産品を購入することによって食材費全体の中に占める町費の負担分をこれだけですよという意図で出したわけなのですが、意が伝わらなかったことにつきましては、反省しております。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 意が伝わらなかったということなのですが、これきちっと書くというのはちょっと大変なのかと思いますが、こういった内容で書かなくてももう少し違う形で書いていただきたかったなとそんなふうに思います。

それと、これ余り言いたくないのですけれども、3月の最初にこれ、1日に出ているのですよね。今、予算審査をやっています。予算審査の中でこの8円とか3円、これ当然ここで練られる話なので認定もされていませんし、こういった文章を出るときにチェック機能というのはどうなっているのですか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） きのう申し上げましたように、その件に関しましては、私の事務方のほうのトップとして、私のチェック機能が働いていなかったということで謝罪を申し上げたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 今後チェックをきちっとして、議会もこれを見たら、皆さんおもしろいかどうか分かりませんが、これからやっているやらなければならないというときに、先にこういう文書が出てくるというのは、本当に遺憾だと思います。ひとつ気をつけてお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 関連です。

ただいま広報のことがありましたけれども、私もどんな形で説明されるのかなと思っていましたら、きのう給食費の説明の中で保護者に早くお知らせしたいがためにこういうことを載せてしまったというようなことを言われたと思うのです。私はやはり、今、牧野委員からもありましたけれども、誤りというのはやっぱりどこにでもあると思うのですが、その後の対処する姿勢としては、誠実には聞こえなかったです。ですから、やはり議会軽視でありますから、そういう点ではきちっとそういう姿勢を示していただきたいというふうに思います。

その上に立ちまして、給食費のこと、私は総務文教常任委員会で説明もいただいておりますので、この値上げの根拠については、今、食材費が上がること、特にお米と小麦粉製品が上がるということと、それから消費税の増税があるということで、これは町の責任というのではなくて、本当にいたし方ない面というふうにとめて、食材費が上がったということについては当然そういうふうになってきたのだなというふうに理解をいたしました。

その上に立ちまして、今も食材の補填のための町の費用ということで議論があったところなのですが、今回試算で出されていた資料の中では、引き上げ分は不足分として777万2,000円ということを示されていたのですね、資料に。それで、その777万2,000円をこれは3円の積算の中で不足

分があるということで、これを全額引き上げという形ではなくて、8円にして、それで不足分、私の計算では510万円になるのですけれども、この分を父母負担と、保護者負担ということにされたのではないかというふうに思います。それで、この引き上げなのですけれども、今回この市町村も同じような状況にお米が上がる、小麦粉製品が上がる、消費税が上がる、どこも同じだと思うのですが、しかし、説明の資料の中では引き上げに向かったのは9町村だけなのです。それで、この引き上げについて510万円を捻出するための引き上げなのですけれども、もっともっと現状を考えて政策的な手を打てないものなのかどうか、そういう思いに立ちまして、見解を伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） ご承知のように、給食費の設定につきましては、法律に基づきまして、食材料費を保護者が負担するということが原則になっております。ただ、そういう原則がありながらも、地方公共団体がその一部を負担することについては差し支えないというのは、これまでの文科省の流れでございました。その流れを踏襲いたしまして、各市町村において補助金とか、うちの場合は地場産品の食材料費の購入というふうに掲げておりますが、いろんな形で公費負担を持っているというのが現状でございます。やはり継続的に給食を安定的に提供していくには、ある程度の保護者の負担はやむを得ないだろうと。その根拠はやはり学校給食法に基づく算定の方法だろうと。ただ、ここに政策的なおっしゃっているのはこの意味だと思うのですが、やはり公費負担においてもある程度のバランスをとりながらということでございます。等々を考えまして、今回このような設定をさせていただきましたということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 今、十勝管内で給食費の一番少ないところは鹿追町です。それで、鹿追町は給食費が小学生で200円、中学生で240円、今回幕別町の改定の提案は、幕別本町のほうで小学生234円、忠類のほうで237円、中学校は両方とも284円ということで、15%程度の差があるわけです。鹿追の内容を見てみますと、やはりこの食材費の補填、ここが1食当たり小学校で22円、中学校で26円、うちは今回8円ですから、そういった開きが結果としては子どもたちの給食費、保護者の負担にかかってきているということでもあります。

学校給食法で食材について保護者の負担というのは十分理解するところなのですけれども、今回のような景気がどんどん落ちて大変暮らしが厳しい中で引き上げをしていく、改定をするというときには、そういったその社会的な状況も十分考えなければいけないと思うのです。そこが政策的な配慮ということなのですけれども、実際にそういうふうにして引き上げを行っていない市町村が半数あるわけですから、幕別町もそういうところに立てなかったのかなという思いです。この金額がもっともっと大きい金額であれば、なかなか難しいかなと思うのですが、510万円ということであれば、本当にいろんな限られた財源でありますけれども、いろんな工夫、町の収入の学校給食は学校給食で独立していますけれども、いろんな工夫のできるのではないかというふうに正直思うのです。全体の予算の中で見れば、たまたま直近で議論されたものですから、この間の道路占有料のことなんかもどうしてかなというふうに思うのですけれども、ああいった金額でも400万円ぐらい生まれてくるというようなこともあれば、これ教育と一般と違いますけれども、本当に工夫すれば捻出できる金額ではないでしょうか。再考が必要だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 給食費につきましては、今、部長からご説明申し上げましたように、食材料費については保護者の負担であるということがまず原則にあるわけでありまして。そういう中で、各町村それぞれ工夫されて、なるべく少ない額で給食を提供していると、こういう姿勢に立っているわけがあります。

今回、私どもが8円を何とか予算化してほしいと、8円を町負担で給食提供したいというのは、これは本当に清水の舞台から飛びおりたようなそんな心境で判断をさせていただいたところでもあります。確かに鹿追は二十数円、上を見ればそういうところも確かにあります。ありますけれども、大規模で

共同調理場ということになれば、これは芽室あたりは8円だという、そういったところもひとつ参考にさせていただいて、決断をさせていただいたということでありますので、そこは上を見れば切りはないですけども、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 今回の消費税の引き上げ、総額で8兆円ということなのですが、例えば小学生2人子どもさんがいらして、片働きで年収300万円の収入のご家庭、4人世帯なのですけども、ここでは税として4万3,000円の負担増になると試算されています。同じように年収500万円では6万7,000円。ご承知のとおり、景気が上向くというその効果は地方にはあらわれていないというのが現実であります。こういうときだからこそ、私は清水の舞台におりるのだったら、その500万円というこの金額を考えて、それを救う方法でおるべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 教育長。

○教育長（飯田晴義） そこは判断基準が違ふとしか言いようがないと私は思います。中橋委員についてはそういうお考えなのでしょうけれども、我が町の給食費のあり方からすると、やはり今まで3円を出させていただいたのをその倍を超える8円を今回は予算措置させていただいているわけなのでありますので、ここは本当に清水の舞台から飛びおりた気持ちで予算要求をさせていただいたところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） きっとこれ以上はかみ合っていないのだろうなと思いますけれども、町からいただいた資料ですから、8円を超えて補助している市町村は幕別だけではありません。先ほどの鹿追もそうですが、芽室町、同じく8円出しています。中札内村も8円を超えています。大樹町、それから池田町は15円、豊頃町9円40銭、こういうふうに出していただいたのですから、もちろんご承知の上で言われていると思うのですけれども、そういう状況も恐らく他の市町村だって同じような思いでいるのだと思うのです。ですけれども、保護者にきちっと負担を軽減して子どもたちの教育の一環として給食を位置づけるという中でこういう判断をされてきているのだと思うのです。ですから、私はやはりこういう時期の総合的な判断として、この提案というのは認められないといえますか、そういう思いであります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） それでは、審査の途中ではありますが、この際、11時10分まで休憩をいたします。

10:58 休憩

11:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けします。

増田委員。

○17番（増田武夫） それでは、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、141ページ、142ページにも出てくるわけですが、奨学金の問題であります。これは以前にも申し上げてきたところでありますけれども、平成26年度の奨学金の選考基準の変更はあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、165ページのナウマン象記念館の予算についてであります。今、幕別町はパークゴルフと、それからナウマン象、これが売りの柱になっているわけであります。

そこでお聞きしたいのですが、ナウマン象記念館の入館者の最近の変化はどんなふうになってきているのか、ナウマン象記念館を中心としたあの地域の発展にも核の役割を果たさなければならないナウマン象記念館でありますけれども、今後どんな取り組みをしようとしているのかについてお聞きし

ておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、私のほうからは奨学資金の関係についてでございます。

平成 26 年度につきましては、平成 25 年度の選定基準と変わらずということで予算計上のほうをさせていただいておりますし、そういう考えでおります。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、ナウマン象記念館の入館者数の推移でございますけれども、平成 20 年度から申し上げますけれども、20 年度が 1 万 2,168 名、21 年度が 1 万 1,432 名、22 年度が 1 万 482 名、23 年度が 1 万 1,214 名、24 年度が 9,666 名、25 年度につきましては 3 月 16 日現在になりますけれども、1 万 871 名といった数でございます。

それから、ナウマン象記念館について今後どのような取り組みをされるのかということでございます。当然、多くの方が来場していただくということが望まれるわけでございますので、それに対しての取り組みをいたしましては、町内にはナウマン象記念館以外に資料館的なものとして、千住の考古館ありますし、ふるさと館もございます。それで、町内に三つの資料館を持つ町というのは余りないという話を聞きました。せっかく資料館が三つあるわけでございますから、一つだけ知ってもらってはなくて、三つのことを、三つの建物について全部知っていただく。それによって、一つ寄った方が二つ、三つ寄っていただけるというようなことが望ましいだろうというふうに考えています。ですから、一つの施設だけの PR だけではなくて、三つをまとめたような、そんなような PR もできないかということで、今考えてございます。それから、それぞれナウマン象記念館はちょっと難しいと思いますけれども、ふるさと館でいえば、展示している資料についていろんなところで展示していくということによって、多くの方に見ていただいて広めていくことができるのかなというふうなことで考えています。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17 番（増田武夫） まず、奨学金のことです。民主党政権のときに高校の授業料の無償化ということが始められましたけれども、残念ながら、安倍政権になってこれが廃止されて所得制限をつけて援助するというような方式に変わったわけでありまして。それと同時に、高校生に対する援助が小中学生に対する就学援助と同じような意味合いの援助も設けられたわけでありまして。今現在、幕別町の奨学金の選考基準、昨年と変わらないということでありましてけれども、成績による選別が行われているわけでありましてけれども、来年度、成績によってふるい落とされる人がどのぐらいいるのかも現在わかっていれば教えてほしいのですが、国の例えば無償化にかわるものとして所得制限をつけてやっているでありますとか、それから小中学生の就学援助と同じような形にされたものも、確かに所得制限はあるのですけれども、成績による差別というか選別というのはどれにもついていないのです。

今、日本中で問題になっているのは、収入の少ないそういう子どもたち、貧困の中で育たざるを得ない子どもたちとそうでない人との間の学力の差といいますか、例えば極端な話、東大に入れる子は高額所得者の家庭の者がほとんど占めるようになったというようなことに象徴されるような貧困が子どもの育ちに重大な影響を与えているという状況になってきている中で、やっぱり我が町の奨学金がそういう所得による制限をつけざるを得ないような予算措置しか講じられない状況の中で、成績をそれにかぶせるということがいかにしてはならない処置かという、これ町村の教育委員会としてそういうことを変えずにつけ続けること、私は申しわけないけれども、恥ずかしいことだと思うわけなのです。だから、それはどのぐらいそれによってはじかれるかわかりませんが、そんなに大きな数字ではないと思うのです。やっぱりそういう貧困の中で生活して、なかなか勉強に集中できないというような状況の中で中学校時代を過ごして、その一瞬の成績で奨学金の支給に差別をつけるということは、これはしてはならないのではないかと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

二つ目の問題ですけれども、ナウマン象記念館、ご承知のように、ナウマン象の発掘は世界的な発掘だと言われました。現在でも 1 頭そのまま発掘されたというのはなかなか例がなく、あのレプリ

カは外国にまで行っています。飾られているのですよね。しかも、あそこ発掘をすると、つい二、三年前にも発掘調査をしました。私もその場所に行って発掘のあれを見てきましたけれども、象のこれは足跡だということもそこから見つかったわけですよね。しかも、発掘のときに最初ナウマン象の臼歯だと思われていたものが、その一つはマンモスの臼歯だということがわかって、あの地域には時代の差はあるけれども、ナウマン象もマンモスも住んでいたと。

だから、そうしたことからいえば、あの地域の発掘、さらにいろいろな手を、私、専門家でないので断言はできないのですけれども、相当これからも貴重ないろいろな学術的なものが発見されるかもしれない地域だと思うのです。先ほども言いましたように、ナウマン象というものがこのパオくんの着ぐるみも更新されるということですから、これが町のシンボルとしてこれからも活用し続けていくということであれば、私、村の時代にも言ったのですけれども、やはりそこに学芸員をきちんと置いて、そしてそれをやっぱり深めて、そういうものを中心に地域づくり、まちづくりをしていくことが必要でないかと。これからのそれが大きな力になる。インターチェンジができてストロー現象で寂れるのではないかと心配されています。これはつくる前から言われていたことで、それが現実の心配になってきたわけなのですけれども、あの地域をきちんと活性化、考えているようにきちっとしていこうと思うのであれば、その世界的に貴重なナウマン象の発掘をさらにやっぱり学芸員を置いて、そしてやっていくその価値が十分にあると思うのです。そうすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 質疑の途中でありますけれども、昨日もお願いを申し上げましたが、委員の質問並びに説明員の答弁は簡潔にお願いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 奨学資金の関係で成績の資格要件の関係でございます。平成26年度につきましては、現在、保護者のほうに通知している段階でございます。4月1日までに申請書を提出してくださいということでございまして、今のところはわからない状況にあります。

それと、成績の資格要件ということでございますけれども、寄附の趣旨、それをもって条例をつかってこちらを実施させていただいていると。あと一般的な奨学金、そちらにつきましても、成績をつけているものもございまして、そういったことを鑑みまして、当町はこの資格要件ということでつけさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 学芸員の配置ということでございます。こういうナウマン象記念館のような施設というのは、一般的には博物館というふうなことを言われるわけですが、まず博物館法による登録された博物館では現状はないわけでございます。登録された博物館になりますと、学芸員の配置というのは条件になってございます。

学芸員を配置したらどうかということでございますけれども、今現在の先ほど言いましたように登録の博物館にはなっていないということで設置義務はないということです。

それから、今現在のナウマン象記念館の活動と申しますか、内容といたしましては、主に展示、骨だとかいろいろありますけれども、そういうものを展示している状況にとどまっているというところでございます。博物館の本来の機能といたしましては、やはり資料収集だとか、保存だとか調査研究だとか、こういうことが求められるのだらうと思います。それからあと、今現在の施設規模としてはそんなに大きい建物でもないという状況でございます。

確かに地域活性化という点では骨が出てきたところを広く発掘していくのは、それによって何が何か新しいものがあるかと思っておりますけれども、現在の状況としてはその今の状態でというふうなことで考えているところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 奨学金のことですけれども、それは大学の奨学金だとかいろいろ成績だとかいうのものもあるものもあります。現在、高校はもうほとんど義務教育の延長のような形でほとんどの人が高

校に行く義務教育的な教育になっているのです。そういうことを考えると、絶対に成績による選別というのは外すべきだと。これ責任ある答弁をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、学芸員の問題ですけれども、それは現在いないので博物館になっていないのは当然のことなわけですけれども、それを変えて、今これだけ地域の活性化ということを行っているわけですから、そうであれば、やはりそうした点からきちっと世界的な発掘を位置づけて、そしてそれを最大限活用した地域づくりをすべきだというふうに思います。これはぜひともそういう方向で進んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 奨学資金の成績導入については毎年、予算、決算委員会でご指摘をいただいているところでありまして、いつも議論平行線で終わっています。私の答弁もまた以前の答弁と同様に、先ほど課長が申し上げましたように、篤志家、寄附をいただいた方の趣旨を生かして、当時、その条例をつくったと。その条例の中にはやはり学業に専念する子どもを応援したいという気持ちがあったのだろうなと思っています。その気持ちを現在まで伝えているというのは、この条例だと思いませんので、本年度につきましても、学業についてはその成績主義を取り入れていきたいと。

ただ、求めているものは、私、決して高いものではないと思っているのです。5段階で3以上ということですから、頑張っている子どもにはやはりそれなりの応援をしていきたいという思いでこの条例があると思っております。

それから、学芸員の関係でございますが、委員おっしゃられるように、地域活性化にはそれなりのやっぱり効果があるのだろうなと思います。ただ、学芸員を配置することが目的ではなくて、学芸員を配置して何をやるのかと。その先が見えていない段階で学芸員の配置ということにはならないのだろうなと思います。そういう意味で申し上げますと、やはり学芸員を置いて何ができるかと、その地域において、どういうことができているかという目的があって、どういうことが達成できるのかということも検討していかなければならないものと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 奨学金、この成績が出てきたのは途中からですよ、これ。そういうことも寄附者の意思とかと言われますけれども、それを制限をかけてきた教育委員会の姿勢をやっぱりただしていただきたいと思います。

それから、学芸員の関係ですけれども、足寄の化石博物館にはおられて、そしてそういう人たちも忠類のナウマン象の発掘には強い関心を持っております。そういうことで、陸別も天文台で、今、町おこし一生懸命やっております。そういうこともありますので、ぜひ研究をされて置くような方向で頑張ってください。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） それでは、端的に質問いたします。

ページ149、150、152、153にまたがっておりますので、細目4消耗品の項目であります。この4ページにまたがります予算を集計いたしますと、2,940万円の総額になっております。

まず、この品物といいますが、買っている主たるものは何なのか、お尋ねいたします。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育係長。

○学校教育係長（佐藤勝博） ご質問ありました消耗品費、小学校それから中学校にまたがるものでございますが、まず149ページ、小学校の学校管理費における消耗品費についてであります。内訳で申しますと、まず現物支給分ということで、学校で使用されるコピー用紙、それが大きなものと、あとは、小さいものになりますけれども、ゴミ袋ですとか、それから学力検査の用紙代、それから印刷機に係る消耗品、あるいは湿布や石けん代、それから今回新たなものとしたしまして、心理テストということでハイパーQU という形でいじめの防止対策を含めましたそういったテストに係る経費もこの

中に含んでおります。

続きまして、150 ページに係ります消耗品費についてでございます。こちらにつきましても、予算額 301 万円のうち 291 万円が学校配分予算といたしまして先ほど申し上げました経費のほかに学校で必要とされる事務用品、その他使われる消耗品のなもの、こちらのほうを学校規模に応じまして配分をいたしております。

それからもう一つは教師用の教科書、学級増ですとかに伴いまして、必要となる教科書代、こちらの購入経費も含んでおります。

それから 152 ページ、それから 153 ページ、こちら中学校費になりますけれども、こちらも小学校と内容的には同様となっております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 確かに消耗品ですからそういう程度のものだと思います。この中で、うちの町のいわゆる小さな文房具屋さんがございます。その辺からはこの 2,940 万円のうちのどの程度買われているのか、もしわかるのであれば、わからなければ結構ですけども、もしわかるのであれば、多分 1,000 万円ぐらいは買えるのではないかなという気がします、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） コピー用紙代などは町内の業者から購入していることもございます。大体 6 割から 7 割ぐらいは購入しているというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） ありがとうございます。6 割、7 割買っているということです。私としては、どちらかというと公共事業費はいわゆる地場産を育成するというので、皆さん応援団になっているのだと思いますけれども、ぜひ鉛筆 1 本といえども、小さなものですけども、うちの町の文房具屋さんにすれば、大きな商いになるのだと思いますので、その辺、厳しく購入責任者に指導していただきたい、そう思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

野原委員。

○16番（野原恵子） 142 ページ、2 目事務局費の 19 節負担金補助及び交付金の 12 幕別高等学校教育振興費補助金、このところで質問をさせていただきます。

幕別高校と中札内の分校が一緒になりましてから、これで 2 年目になります。それで、その中で普通学校と分校とのその学校の中では子どもたちも落ちついて穏やかに就学されているということ聞いております。

そこで、1 点、昨年も質問させていただいていますが、給食なのですけども、分校のほうでは給食が支給されていますよね。それで、普通学校では給食はされていないということで、最初から給食できないのかという、そういう要望がありました。そして 1 年間たちまして、ますます給食に対する要望が強くなっているということで、高等学校でも給食をできないかということなのです。それで、幕別の学校給食センターは、今 3,000 食つくれる能力があるということです。それで、忠類では、今 300 食です。そこではまだ給食数ができる状況にあると思うのですが、その調整をとりまして、幕別高校でも普通学級に給食ができないかというのが 1 点です。

もう一つは、中札内分校なのですけども、今このところでは自力で通学できる子どもたちが通学するという、そういう条件があります。一方では、その中札内高等学校に入学できなくても、ことしの場合は入学できなかったという状況も生まれておまして、そういう子どもたちは本当に学校に入学してきちっと就学する。そして、自立を求めていくということでは、本当に入学できることが子どもの成長にとって大事なことなのですが、入学できなかったという状況もありまして、そういう中では、寄宿舎がある学級、そういうことを求められております。ですけども、そういう子どもたちが実際に入学できなければ行くところがなくなってしまうという状況で、この幕別の分校でもそうい

う手だてはとれないかという要望もあります。けれども、ここには条件がありまして、なかなかそれは難しいという状況も生まれているのですが、そこを道開いていくことができないかという、その2点について質問をいたします。

○委員長（乾 邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 給食センターの調理能力なのですが、現在3,000食の調理能力となっております。この調理能力に対しまして、現在約2,900食弱の調理実績といいますか、現在各学校に配食している調理食数となっております。ここで、約100食ほど余力がありますが、この部分につきましては、試食というものがありまして、試食については大体50食から、多いときには100食近く出る日もあります。そういうことで、現在の許容調理能力が現在満度になっているような状況になっております。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 中札内高等養護学校幕別分校への寄宿舎についてであります。昨年度入学した子ども7人おりました。それぞれ通学、自分で通学していますが、この間、高校ともお話ししたのですが、ちゃんと自分で自力で通学しているというお話を伺いまして、大変うれしく思いました。開校前に私どもも道教委のほうに対して、寄宿舎までいなくても、子どもたちが合宿なり研修で泊まれるようなものはないだろうかという投げかけは要望もさせていただきましたが、やはり現実的には無理だということになります。もし、寄宿舎ということになりますと、当然その管理人も必要になってきますし、道教委のほうとしても相当な出費が、経費がかかるのだらうなということ、前提として自力で通学できるということが今の分校の前提となっているところであります。今後もそういう話がありましたということは道教委のほうにはお伝えしていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 給食の件なのですけれども、試食で50から100、これは毎日試食ということはされるのでしょうか。この試食の内容というのはどういう内容なのでしょうか。

それと、中札内の分校の件の寄宿舎の件なのですけれども、これは道教委の判断になると思うのですけれども、今、合宿や何かのそういう施設も要望してもできなかったということだったのですけれども、例えばこれが可能かどうかわかりませんが、教職員のそういう住宅を改修して宿泊できる施設、寄宿舎とかそういう方向にできないのかどうか、そういうことも検討されるのではないかと思います。

そして、やはりこういう中札内高等養護学校、そういうところに通う子どもたちにとっては寄宿舎があるということは、生活をその中で共同生活をして自立に向けて生活していくという意味では本当に大切な施設でもあると思いますので、幕別でそういうことができないのであれば、十勝全体でそういうところにしっかり予算をつける、そこがまず大事だと思うのです。今、その養護学校に通っている子どもたちの中でも通学できる子どもたちはまだ自分できちっと自立していかれる。ですけれども、そうではなくて寄宿舎を必要としている子どもたちにとっては本当に大事なところですので、そういうところにしっかり予算をつけて、改善をしていくということが今非常に大事だと思うのですが、そういうところに入れられない子どもたちの手だてというのが今非常に大事なものですから、その点をもう一度検討していただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 試食の内容につきましては、各学校が行う学校行事またはPTA行事に参加する保護者の方が試食するものです。

頻度なのですけれども、毎日のございませんけれども、大体ほぼ月1回から2回程度あります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 道教委のほうとしては、やはり機能分担ということもあるのだらうなと思います。中札内高等養護学校本校のほうは寄宿舎が完備されておりまして、そこに生徒が全員寄宿して

いると。本町に、幕別高校の分校につきましては、高校のあいた教室を利用して分校、しかも自力で通学できるものという、こういう大前提の条件のもとに開校した学校であります。そこに町が寄宿舎、もし自分で設ける、もしくは十勝圏域として設けるということにはなかなかこれは限界があるのだろうなというふうに感じております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 給食の件なのですけれども、月に1回とか2回、その程度の試食であれば、高校にも給食を実施するという、そういう手だて、それと忠類のほうの食数も少しまだ許容可能ではないかと思うのですが、そのところの連携もとりながら、食数の調整はできないのでしょうか。忠類のほうのへき地保育所やなにかも支給していますよね、学校給食。ですから、忠類のほうの学校給食をへき地保育所のほうに枠を広げてその部分を幕別の学校給食、へき地に行っていますよね。その調整をとりながら実施するということはできないのでしょうか。

それと、幕別高校では今定数が16名のところ今年度は14名定員が2名割れていますよね。そういうことも考えて、全員が入る寄宿舎でなくても、少人数でも入れるような手だて、そういうことはとれないのかどうかお聞きします。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 寄宿舎のお話でございますが、これはあくまでも道立学校のことでございますので、そこに町が単独で施策を講じるというのはなかなか適切ではないのかなというふうに感じております。要望は今後もしてまいりたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 試食のない日に、例えば高校の分を配食できないかというお話だと思うのですけれども、そういう調整するにしましても、設備の問題があります。例えば食缶をその分を用意したり、食器を用意することができますが、給食センターの場合はそれを衛生的に扱うために保管庫の問題があります。そういう部分を考えますと、今のスペースでもぎりぎりの状態で、幕別高校の分を保管する部分を考えますと、ちょっと無理だと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○16番（野原恵子） 給食のほうはいろいろな事情で無理だというお答えでしたけれども、高校生にしてみれば、本当に給食がいいにおいが来て、自分たちはないという、そういうことを毎日矛盾を抱えながら就学しているということをぜひ踏まえていただきたいと思えます。

それから、寄宿舎の件は、もちろんこれは道で設置するものですから、そういう要望があるということを強く道のほうに求めていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） ページ数では154ページ、小学校、中学校両方にかかわってくるのですが、教育振興費の扶助費、就学援助にかかわりまして、質問いたします。

きのうのご説明でそれぞれ生活保護基準が変わる中で、全体で支給が下がるのではないかという心配をしていたところですが、維持されるということでありましたから、よかったなというふうには理解をいたしました。その上で、この一つ一つの項目、給食費もそうですが、学用品や修学旅行費など、平均1人幾らずつ支給されているのか。決算資料の中では古いものしか、平成24年度も持ってきたのですけれども、22年までしか出ていないものですから、ことしはどんなそれぞれの支給額、平均どのぐらいになって予算を組まれたのか、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 小学校、中学校、細かくお話しさせていただきます。

小学校、給食費につきましては、1人平均4万3,168円、学用品・体育用品費につきましては1万5,838円、修学旅行費2万813円、医療費1万1,707円、新入学用品費1万9,900円、PTA会費3,023円、これが小学校です。次、中学校です。給食費5万1,972円、学用品・体育用品費2万4,223円、修学

旅行費 5万 6,579 円、医療費 6,414 円、新入学用品費 2万 2,900 円、クラブ活動費 1万 4,196 円、生徒会費 546 円、PTA 会費 3,123 円でございます。26 年度の策定につきましては、25 年度の実績を鑑みて予算を計上してございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） ことしこの基準で支給されるということですね。

実は、今回、文科省が 2014 年度の就学援助費の予算額というのを出されているのですが、今回の消費税の増税に伴いまして、13 年度比で増額をするという方向で予算措置もするわけです。ですから、就学援助の給付額が据え置きのままというのは、幕別町は今まで国の 1.3 倍という基準を持って、もちろんその基準よりも支給額が多いものもあったのですが、現実に今の金額を聞きますと、例えば修学旅行費でありますと、国の今回の予算措置をする金額というのは、小学校で 2万 1,190 円、中学校で 5万 7,290 円という資料上ではなっているのです。

今、お答えでは小学校では 2万 813 円、中学校では 5万 6,579 円ということでありますから、国の基準よりも町の支給する基準が低くなっているのではないかと思うのです。見直さなければいけないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 大変失礼しました。修学旅行につきましては、実費ということで、こちらのほうを相当で先ほどお答えさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） そのほかの内容につきましても、実費ということは変わるということですね。今回の文科省が示した予算措置、去年よりも上げますよということにうちの町は対応されてこの予算計上されているのかどうか、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 国基準反映してございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） どのくらい上げられましたか。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育係長。

○学校教育係長（佐藤勝博） 本町におきましては、これまでも毎年国のほうで示されます単価に準じて支給のほう行っております。それぞれ各費目ごとに示される単価と同額の予算措置をしております。ただ、実際、実費相当額がこの国の基準額より下回る場合には実費相当ということで国の基準を上限に支給のほうを行っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） そうしますと、例えば今の修学旅行費についても実費ということでありますから、これは多分そこそこによってかかる経費が変わってくるから金額が動くのだろうというふうに思うのですけれども、幕別町では実費でやれるのは給食費であるとか、あるいは修学旅行費であるとか、こういうのは確実に実費ということができると思うのですけれども、例えば新入学用品の準備のための扶助費だとか、医療費というのもやっているのですけれども、これはどんなふうになってきますか。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 医療につきましては、かかった分でございます。

それと、新入学時の用品費、これにつきましては、国の基準どおりでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） いずれにしても、予算が増額されたわけですから、それに伴った支給が保証されるということを確認できれば質問を終わりたいと思うのですけれども、よろしいですね。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） そのように考えてくださって結構だと思います。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。ほかにございませんか。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 163ページの町民会館費にかかわって1点質問させていただきたいと思います。

細目9に町民会館耐震改修実施設計委託料が計上されているところであり、この町民会館については、庁舎問題に係っているいろいろとまた資料もいただいたところでもありますけれども、耐震化で今後また使用するということについては理解ができるものというふうに考えているのですけれども、この耐震工事をするによって、これからどれぐらいを見越しているのか、それからこの長くまた使うということのきつと数字が示されると思うのですけれども、障がい者の方の利用しやすい施設へ向けた改修、それらの考えはあるのかどうなのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 町民会館の耐震改修についてでございます。今回の予算で実施設計の委託料ということで計上させていただいております。今後の見込みにつきましては、実施設計を経て年度内に着手というふうなことでいければなというふうには考えておりますけれども、耐震改修した場合にどの程度使用期間が延びるか、これは明確なものはないのでございますけれども、おおむね15年ぐらいはというふうには思っております。

それから、障がい者の方の対応についてでございますが、今考えておりますのは、基本的にその建物の危険性があるということで、耐震改修にとどめた改修ということで考えております。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） おおよそ15年ぐらいはということの見込みと、それから耐震改修についてだけ考えているのだということのご答弁だということでありました。

今、障がい者の方の権利にかかわっては、国際的に本当に大きな動きが、大きな動きといえますか、当たり前なのですけれども、あったところです。ことしの1月でありますけれども、障がい者の権利条約、日本も1月の20日からこの締約国になりましたということが外務省のホームページにも出ている、このことはもうご存じかもしれませんが、そういう時代を今迎えているのだと。この中では、障がい者の方が一般権利、それから一般的義務、それから第9条になるのですけれども、施設のつくり方については具体的にちゃんと整備を行うことが求められている、そういうことになっているのです。まさに町民会館ですから、これは町の所有ですから、町が責任を持ってやることが求められているのだと思うのです。

この障がい者の方が、例えば町民会館のつくりは1階入れば、1階のフロアで何かするというものつくりではなくて、下におりる、あるいは2階に上がる、そういうつくりになっていますよね。その階段が、結局階段を使っておりるわけですが、人の手をかりなければだめだということになってくるわけであり、このこと自体が既に差別なのだと言われ方をしている。間接的差別、間接差別ですね。加害者には意図はないのだけれども、加害者というのは、これは町になるわけです。無知や無理解、一方的な決めつけ等によって結果として差別事象が放置される場合と。例として、車椅子使用者がエレベーターのない2階レストランを利用できないなどということが指摘されている。つまり、そのまま放置するということは、一定長く使うということを示されたわけですが、そうであれば、これは町が間接差別をしているのだということの指摘に耐えられない、そういう状況が生まれるのだというふうに思います。どうでしょうか。この見解について、間接差別になるのだということの見解についてどのようにお考えになりますか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 確かに、町民会館にはエレベーター、現在ございません。ですから、1階から入りまして、下に行くにしても上に行くにしても仮に車椅子の方であれば、ご自身では移動できないということでございます。現在、エレベーターないわけですが、障がい者の方への対応といたしましては、いろんな行事をあそこでやられますけれども、少なくともこちらから案内するときにつきましては、お申し出いただければ私どものほうで対応させていただきますというふうな周知の仕方をするによって、障がいをお持ちの方が確かにエレベーターあれば自分自身で簡

単に行けるということにはなりますけれども、そのような対応をすることによって障がい者の方に不便のないようにさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 現在の対応の仕方としては、要請があったらば、担当係の方がおられるのを手伝うということの対応しかないのだと思うのですけれども、繰り返しになりますけれども、それが差別だということの指摘なのです。ですから、それをすると、そういうことをするからそれが解決の道筋かといったら、それは今現状ではそうであって、これから見越す中ではそれはやっぱり許容できない範疇になってくるのだというふうに思うのです。

もう一度お聞きしますけれども、障がい者の方に対しての対応を検討し、予算化するような議論をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 町民会館につきましては、先ほど申し上げましたように、耐震改修を行いまして、この先15年、もしくは20年がそろそろのところだというふうな見解でございます。現在のところ、改修費はざっとですが、9,000万円から1億円近くになるかもしれないという中で、その中で今度エレベーターとなりますと、恐らく2,000万円から3,000万円のまた必要経費を要すると。また、それがこの館内につけられるかどうかという議論もあるところでございますけれども、そこのこの耐震改修の目的とするところは先ほど申し上げましたように、安全性の確保というところがまず第一の目標でございますので、今委員おっしゃられる間接的な差別、これについては重々私ども理解していますし、そのとおりだと思っておりますが、やはりそこは全体的なバランスのこともありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですね。

ほかにございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） それでは、10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

12：03 休憩

13：00 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

173ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金17億6,089万円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2目利子2億7,506万円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

3目公債諸費10万2,000円、起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

174ページになります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費17億7,952万6,000円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する213人分の職員の人件費等であります。

2節の給料は、前年度比1名減とともに、退職と新採用の異動によりまして約2,450万円ほどの減

となっております。

3 節職員手当等につきましては、総体では前年度と比較しまして約 1,130 万円ほどの減となっております。

4 節は共済費でありまして、各種共済組合の負担金であります。節の総体では約 4,540 万円ほど減となっております。

次のページになりますが、退職手当組合負担金の精算分の減が主な要因であります。

7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明いたします。

176 ページになります。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

東口委員。

○3 番（東口隆弘） ページ数 174 ページ、職員費に質問が当たろうかと思っておりますので、質問をさせていただきます。

町政執行方針の中で町長より人事評価制度についてのことについて質問させていただきます。昨年度から始まったようですが、組織の活性化を目的に、管理職を対象に試行を実施した人事評価制度につきましては、対象者を拡大し試行を行い、職員の意欲の喚起や資質の向上に努めるというお話がございました。

そこで、この人事評価制度のまず成果、それから実施状況、まずどのような方法で実施をしたのか、それから 1 年間をやってみて成果がどのようにあったかをご質問をまずいたします。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 人事評価の関係でございすけれども、まず実施状況でございすけれども、お話のように平成 25 年度管理職を対象に実施をいたしました。

どのようにということなのですけれども、管理職ですから課長補佐職以上ということになりますけれども、上司が、直属の上司が 1 次評価者、そのまた上司が 2 次評価者というふうになりまして、それぞれの 1 次評価者、2 次評価者、そして自分自身も自己評価を行った上でそういった上の者の評価を受けたところであります。現在、今年度の試行については取りまとめを行っている段階でありまして、まだ最終的な結果といいましようか、検証までには至っていないのですけれども、今後、今回の試行の結果を検証いたしまして、その上で平成 26 年度から係職にも拡大をして実施いたしたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（乾 邦廣） 東口委員。

○3 番（東口隆弘） 結果がまだ出られていないということで課題も見えてこないのかなとは思いますが、係長までおろして人事評価をしていくということで、きのうの質問の中でも職員の企画力の低下というような厳しい意見もあったわけですから、その辺のことも考慮いただきながら、職員の皆様には企画力また資質向上に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

小川委員。

○1 番（小川純文） 174 ページの職員手当等のところでお伺いしたいと思っておりますけれども、現在この役場に職員の中で町外からの借家物件で通勤されている方は全体の中で、まずどのぐらいいるのか、

教えていただきたいなど。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 25年12月現在でありますけれども、町外からの町外在住者で通っている方、今29名となっております。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） 通勤ということですからあれなのですけれども、いろいろ各自にいろんな経過があつてそういう状況になっているのかなとは思いますが、持ち家の方であれば、それも非常に厳しいのかなとは思いますが、借家物件の通勤者だという方であれば、今後出ます防災の中での災害時の対応だとか、あとどこに住んでもいいという憲法の中では、俗に言う公共の福祉に反しない限りという中で住居等職業選択の自由はあるわけでありまして、そういう方々にもでき得れば町内の中で移住をしていただきまして、なぜこれを言うかといいますと、通勤手当、住宅手当等出ている中で、でき得ればまたそれを町民税等々で循環をしていただけると、これも一つの定住促進であり、町の活性化につながる一番基本のところではないかなというふうに考えるわけでありまして、それについての対応策というのは現段階としてはどういう対応をとられているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 失礼いたしました。29人のうち、借家につきましては、5名となっております。あと、持ち家、あるいは実家等から通われている方が残りでございます。

それで、幕別町内に何とか居住をということで借家の方も含めてでありますけれども、職員に通知はさせていただいたのですが、これは居住権もあるものですから、強制はなかなかできないのでありますけれども、ただ、災害等の対応等も含めてできるだけ近くにとということもあるものですから、全職員に対しましてその辺も十分配慮していただくようにという通知はさせていただいているところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） 強制はできませんけれども、今後ともそういう啓蒙については図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続き一般会計、歳入の審査に入ります。

1款町税より22款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 歳入につきましてご説明いたします。

16ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人10億7,643万2,000円、前年度予算に比べ所得の伸びと税制改正に伴う均等割額の引き上げなどにより、前年対比で6.4%の増額を見込んでおります。

2目法人1億3,538万3,000円、法人税割額の若干の伸びにより、前年対比で2%の増額を見込んでおります。

2項1目固定資産税10億6,564万4,000円、土地の下落修正はあるもののメガソーラー施設の賦課開始により、前年対比3.6%の増で計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,985万1,000円、ほぼ昨年並みで計上したところでございます。

17ページになります。

3項1目軽自動車税5,375万1,000円、軽四輪乗用の増加により、6.5%の増額を見込んでおります。

4項1目町たばこ税1億8,146万2,000円、昨年4月からの税源移譲により、前年対比で1.7%増で計上いたしております。

5項1目入湯税1,117万2,000円、日帰り入浴客は横ばいであるものの、宿泊者数の利用が増加傾向にあるため、9.6%の増で見込んでおります。

次のページになります。

6項1目特別土地保有税1,000円、平成15年度税制改正によりまして、それ以降、新たな課税は行っておりません。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税8,000万円、地方揮発油税総額の42%相当額が市町村に譲与されるものであります。

2項1目自動車重量譲与税2億円であります。

自動車重量税の総額の40.7%が市町村に譲与されるものであります。平成26年度地方財政計画を考慮し、2,000万円の減としております。

3款1項1目利子割交付金800万円、交付実績等を考慮しまして、前年度と同額で計上をしております。

次のページになります。

4款1項1目配当割交付金200万円であります。

北海道に納入された配当割額の5分の3に相当する額が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、計上いたしております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金100万円であります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の5分の3が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、計上いたしております。

6款1項1目地方消費税交付金2億9,000万円であります。

地方消費税が1.7倍に引き上げられましたが、平成26年度は1.2倍とする経過措置が設けられましたことから、前年対比で23.4%増で、計上いたしております。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金1,900万円あります。利用実績等を考慮し、計上いたしております。

次のページになります。

8款1項1目自動車取得税交付金4,000万円、平成26年度地方財政計画を考慮し、1,000万円の減としております。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円あります。

10款1項1目地方特例交付金1,700万円あります。

住宅借入金等特別控除に係る減収補填特例交付金として措置されるものであります。

11款1項1目地方交付税59億1,500万円あります。

昨年度とほぼ同額で計上いたしております。

なお、さきの予算積算基礎でご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次のページになりますが、12款1項1目交通安全対策特別交付金500万円あります。

交付実績等を考慮し、計上いたしております。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1億310万5,000円あります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金1億27万6,000円あります。

常設保育所の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料139万5,000円あります。近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料2,650万5,000円、主なものは2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料であります。

3目衛生使用料167万5,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,869万2,000円でありましたが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,142万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にありますが宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

次のページになりますが、6目土木使用料1億5,999万5,000円、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料820万4,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2項手数料、1目総務手数料840万4,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料3,039万7,000円、3節の通所介護にかかわる介護サービス料が主なものであります。

3目衛生手数料5,408万1,000円でありまして、

主なものは、ごみ処理手数料であります。

4目土木手数料328万5,000円、次のページになりますが、建築確認申請の手数料及び完了検査に係ります手数料などでありまして、

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金6億3,168万4,000円、主なものといたしましては、障害者自立支援給付費及び児童手当にかかわる国の負担金であります。

次のページになりますが、2項国庫補助金、1目総務費補助金1,689万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費が主なものであります。

2目民生費補助金1億5,923万7,000円、地域生活支援事業や国の好循環実現のための経済対策による臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が主なものであります。

3目衛生費補助金153万9,000円、疾病予防対策にかかわる国の補助金が主なものであります。

4目農林業費補助金4,500万円、農業基盤整備促進事業にかかわる国の補助金であります。

5目土木費補助金は8,115万4,000円、1節は除雪機械や道路などにかかわるもの、2節は公園遊具等の整備事業に対する補助金が主なものであります。

6目教育費補助金1,225万7,000円、主なものは次のページになりますが、3節の幼稚園就園奨励費に係る補助金であります。

3項国庫委託金、1目総務委託金17万円、中長期在留者外国人登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金610万8,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金3億9,062万5,000円、国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、次のページになりますが、児童手当に係る負担金などが主なものでございます。

2目農林業費負担金710万円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などとなっております。

3目土木費負担金3,277万5,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金9,062万2,000円、障がい者や高齢者に係る各種事業やひとり親家庭等医療費、次のページになりますが、乳幼児等医療費など児童福祉に係る補助金となっております。

2目衛生費補助金30万円、健康増進に係る道補助金であります。

3目労働費補助金1,080万9,000円、緊急雇用対策に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金1億4,916万2,000円、主なものといたしましては、1節の細節4、忠類地区における中山間地域等直接支払交付金、次のページになりますが、3節は各種土地改良事業に伴う道

補助金、4節は町有林の管理、造成などに係る道補助金が主なものであります。

5目教育費補助金36万1,000円、学校支援地域本部事業に伴う補助金が主なものであります。

商工費補助金、土木費補助金、消防費補助金は廃目であります。

次のページになりますが、3項道委託金、1目総務費委託金4,454万3,000円、2節の道民税徴収事務委託金が主なものであります。

2目衛生費委託金1万5,000円、3目農林業費委託金72万8,000円、4目商工費委託金1万2,000円、5目土木費委託金229万円、樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

次のページになりますが、6目教育費委託金319万7,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る委託金が主なものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,649万8,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は8万1,000円で、各種基金等からの利子収入などを見込んでおります。

次のページになりますが、2項財産売却収入、1目不動産売却収入2,617万3,000円、皆伐材等の売却収入が主なものであります。

2目物品売却収入4,313万7,000円、忠類の育苗センター苗木売却収入などであります。

18款1項寄付金、1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄付金200万円、まちづくり基金への寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金687万2,000円、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして、公債費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金2億5,000万円、平成26年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

次のページになります。

3目まちづくり基金繰入金404万円、パークゴルフコース案内標識等を設置するため、ふるさと寄付金の活用としてまちづくり基金から繰り入れするものであります。

20款1項1目繰越金20万円であります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金3万円、2目の加算金は1,000円、3目の過料1,000円であります。

次のページになります。

2項1目町預金利子1,000円であります。

3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入50万円であります。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は123万円です。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては769万2,000円、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては20万円ですが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5目勤労者福祉資金貸付金元金収入は1,000万円であります。

6目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては4,286万円。

7目中小企業貸付金元利収入は3億6,400万円であります。

次のページになります。

8目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては1億3,628万7,000円であります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入3万円、2目民生費受託事業収入1,000円、3目衛生費受託事業収入160万5,000円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

5項雑入、1目滞納処分費52万8,000円、2目弁償金は1,000円、3目の違約金及び延滞利息は1,000円あります。

次のページですが、4目雑入2億1,123万9,000円あります。

1 節は住民健診等負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページになりますが、4 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。  
続きまして、40 ページになりますが、5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1 目総務債 970 万円、忠類地域定住対策事業債が主なものであります。

2 目民生債は 5,390 万円であります。

札幌南保育園整備資金補助事業債や忠類へき地保育所運営事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 480 万円で、各種がん検診費用助成事業債や耐震性貯水槽整備に係る出資債が主なものであります。

4 目の農林業債は 3,890 万円で、各種農業、畜産業などの振興事業に係る起債であります。

次のページになります。

5 目商工債 760 万円で、商工観光振興に係る起債であります。アルコ 236 整備事業債や地域イベント推進事業債、白銀台スキー場整備事業債が主なものであります。

6 目土木債 2 億 7,910 万円で、道路や公園整備等に係る起債であります。

次のページになりますが、7 目消防債 4,080 万円あります。

8 目教育債 3,610 万円、忠類小学校改修事業債が主なものであります。

9 目臨時財政対策債は 5 億 4,500 万円で、普通交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが地方債を発行しまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 1 点質問させていただきたいと思います。

17 ページ、町税の法人税にかかわってであります。別紙の予算積算基礎、これの 5 ページにこの法人町民税の均等割とそれから法人税割、それぞれ金額をお示しいただいているところでもありますけれども、均等割は事業所が利益が上がっている上がっていないにかかわらずその法人の規模でもって措置されるものという認識でおりますけれども、昨年度との比較の中で、事業所の数は若干ふえているということはわかりましたが、その均等割の金額の大きいところの事業所、例えばこれには一番大きいところは 360 万円とありますけれども、これが 1 カ所にことはなっているわけではありますが、昨年はそうではなかったです。大きいところの事業所の数が減少しているということが見てとれたわけなのですけれども、この辺のことはどういうことの中でこういう予算になったのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 法人事業所の数につきましては、先ほど谷口委員おっしゃったように、六つほどふえております。そして、均等割については少し減らした形で先ほど言ったように、あとで理由を述べますけれども、減らした形で計上させていただいています。

ただ、法人税割につきましては、平成 25 年度の収入状況とか今年度の上半期の収入状況を見まして、ちょっと上昇しているものという形で上げさせていただいております。

それで、法人の一番大きな事業所、昨年度は、25 年度は四つという形になりました。これは働いている従業員が減ることによって号俸が変わったりしますので、そのような形で変わったものというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

- 10番(谷口和弥) もう一度確認します。難しいことはお聞きしていないのだと思うのですが、事業所規模、従業員さんの数が変わったことによって大きいところの均等割の大きかった法人が少なくなったよということの説明ですか。
- 委員長(乾 邦廣) 税務課長。
- 税務課長(中川輝彦) そのとおりであります。
- 委員長(乾 邦廣) 谷口委員。
- 10番(谷口和弥) 例えば360万円のところが従業員の規模が減って、そして次のランクに移ったとか、次の次のランクに下がったとか、そういったことはあるのだと思うのですが、そういう傾向も読み取れない人数の減り方の予算になっているのですけれども、改めてその点どうですか。
- 委員長(乾 邦廣) 税務課長。
- 税務課長(中川輝彦) その人数の関係については、こちらで読み取るということは難しいかなというふうに考えております。
- 委員長(乾 邦廣) 谷口委員。
- 10番(谷口和弥) 予算をつくるに当たっては、事業所のその規模を一定把握した上でつくられるものだと思うのですが、それが把握できないということは、本当に大ざっぱなつくりだということの理解をされているのですか。
- 委員長(乾 邦廣) 税務課長。
- 税務課長(中川輝彦) 大ざっぱなつくりという形ではないのですが、果たしてこの例えばA企業が今度人数がこうなるかどうかという方についてはこちらでは想定できませんけれども、昨年度の実施といいますか、平成25年の状況を見ながら予算をつくっていくという形になります。
- 委員長(乾 邦廣) ほかにございませんか。  
小川委員。
- 1番(小川純文) 16ページ、固定資産税のところでお聞きしたいと思います。  
先ほども説明にありました固定資産税が3.6%、約3,700万円ほど増加したということですが、これも町長の行政方針にありましたように、メガソーラーの賦課が始まったということでふえたという要因もあろうかと思えますけれども、この自然エネルギーをもとにしたメガソーラーでの固定資産税の税収というものについてはどのぐらい、現在、ことし予定をしているのか、まずお聞かせください。
- 委員長(乾 邦廣) 税務課長。
- 税務課長(中川輝彦) ソーラー設備なのでありますが、現在課税できるもの、19事業所、25施設という形になっております。そのうち、メガソーラーといわれるものは1,000キロワット以上の発電力を持つもので現在5カ所という形になっております。それで、その部分について想定している増収額というのが2,218万8,000円、この金額を想定しているものでございます。
- 委員長(乾 邦廣) 小川委員。
- 1番(小川純文) 当町も結構メガソーラーの発電所がいろんなところに建設されていますけれども、その中でも特にリバーサイドの工業団地に20年賃貸という形の中で多く設置されていると思うのですが、この増収になったメガソーラーの中でのリバーサイド等に建っている町の工業団地等、あと民間の場所もあろうかと思えますけれども、工業団地に建っている割合というのはどのぐらいになるのでしょうか。
- 委員長(乾 邦廣) 経済部長。
- 経済部長(田村修一) リバーサイドに建っているソーラーシステム、メガソーラーといわれるものですが、土地開発公社のほうで造成した土地を貸してソーラーシステムをつくっているというのか、建てているところは現在のところ4カ所ございます。ただ、ちょっとそれが全体の課税されている施設に対する割合というのはちょっと私のほうではわからないのですが、一応4カ所今つくられているという状況でございます。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） 先ほどメガソーラーにかけているのが5カ所、5施設ということですから、そのうち4施設がリバーサイドということであれば、結構この増収にリバーサイドの工業団地を賃貸したこともこれは一つの循環、土地開発公社の土地が有効に利用されたことにもつながっているのかなというふうにも思いますけれども、今のところ、それとあわせまして、発電事業は国のいろいろ改定はあるわけでありまして、今のところの状態としては安定した運営がされている状況なのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 私ども実際に運用されているところのお話を聞きましたところ、今のところ順調に発電されていると。しかも、私どものところに立地している企業につきましては、早い時期に認可というか、承認をいただいておりますので、かなり高い電力を売り払うときの単価で運用しているということで非常にいい状況だというふうには伺っております。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 先ほどメガソーラーにかけている課税の部分ということなのですが、2,218万円のうち360万円ほど、約13%という形で見ております。

○委員長（乾 邦廣） 小川委員。

○1番（小川純文） 広い土地を使って固定物ということなので、その辺の環境整備も含めた中での指導監督もしながら安定的な工業団地の運営等含めて今後ともやっていっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

前川委員。

○13番（前川雅志） 19ページ、6款地方消費税交付金についてお伺いしたいと思います。

増税に伴いまして、予算ではこれはもう北海道中の売り上げが落ちなければということなのですが、5,500万円の交付金の増加を見込んでの予算ということでもあります。

そこで、お伺いしたいのは、歳出的にも全体的に増税に伴って本町の支出もふえてくると思いますが、この増税されて入ってくる分とこれから負担がふえる分を引いたときのトータルの金額というのがどうなるか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 消費税の関係でございますけれども、まず地方消費税交付金につきましては、こちらの予算にありますように5,500万円の増を見込んでおります。また、歳出のほうにかかわる町が負担する消費税ということに関しましては、一般会計で1億円ほどの増になったというふうに積算しております。これだけを差し引きいたしますと、4,500万円の歳出の超過ということにはなりませんけれども、ただ、これ普通交付税がどのようになるかというのが現段階では見えてきていない状況でありますので、何らかの形で影響が出てくるものと思っておりますので、そういった部分がまだ詳細不明なものですから、今の段階ではこの数字でございます。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○13番（前川雅志） 地方消費税の増税によって収入がふえるということも、これも町としての支出がふえるからことしは1.2倍ですか、1.7倍の交付税をふやしたという考え方ではないのだと思うのです。社会保障にかかわる経費などもかかるだろうということでの今回の増税だと思いますので、そういったところにかかってくると思いますが、またこの減収に伴う支出というものもやはり厳しい財政の支出になってくるのかなというふうに感じるところであります。

そこでもう一つお伺いしたいのは、国の考え方がまだきちっと決まっておりませんが、この増税に伴って町としても社会保障にかかわる新たな負担が発生する可能性があるのかどうなのか、現時点での見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 今回の地方消費税の引き上げにつきましては、ふえた分については社会保障関係経費に充てるということになってございます。ただ、新たに町として社会保障関係経費にそれをもって新たな事業を起こすですとか、そういったことについては、今回の予算の中では計上はいたしておりません。増加した部分というのは当然あるのですけれども、新たな経費という意味では計上してございません。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○15番（中橋友子） この歳出全般の公共事業にかかわる労賃、労務費のことでお伺いしたいと思うのですが、このところ入札の不調であるとか、その理由として人手不足あるいは資材不足ということが問題になってきておりました。議会でも取り上げさせていただきました。ことしも相当数の事業を発注するようになるのですけれども、こういったことを解消しながらきちっと成立するように持っていかなければならないというふうに思うのです。

そこで、このたびの公共事業にかかわる労賃、工賃の単価の引き上げ、昨年は4月でありましたけれども、ことしは昨年より2カ月早く2月に7.5%の上昇というのが決められました。昨年の17.4%に比べましたら、上げ幅は低いのですけれども、しかし2年連続ということでこれがきちっと適切な支給がされて、そういった入札不成立などというところにきちっと効果を発揮していくことが大事だというふうに思うのです。それで、今回の予算の中に2月でありましたから、積算するのになかなか厳しい時期ではなかったかと思うのですが、予算の中にはこの7.5%分は含まれているのでしょうか。まず、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 公共事業等への労務単価の影響といたしまししょうか、積算の関係ということでございますけれども、今回の7.5%の労務単価の引き上げについては、2月1日からということで、予算編成上、かなりぎりぎりのところではあったのですけれども、全体的に業務委託等も含めまして、そういった労務単価の上昇分を考慮して計上しているところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうしますと、それぞれの事業の中には労賃が以前よりも引き上げられて7.5%分が上乘せされて全部予算が提案されたというふうに認識してよろしいですね。

それで、問題はそれがきちっと目的どおりに最終的には労働者の賃金、もちろん企業を通してでありますから、企業の体力の回復、そして労賃の引き上げということにつながっていくことが一番大事なのですけれども、この点では昨年一般質問もさせていただきまして、いろいろ業者に対する指導あるいは積算のあり方などについて今回は賃金だけではなくて、社会保険の加入等も含めて引き上げが行われておりましたので、そういった点でも実質的に加入されるように、促進の指導と確認といたしますか、調査も含めて求めてきたところなのでありますが、ことしはそれほどのように検討されて、ことしはどんな方法でやっていかれるのか、伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 工事にかかわりまして、この賃金が上がったものについては労働者に直接この額が賦課されるということではなく、会社のいわゆる企業の一般管理費でありますとか、それから社会保険料の負担分ですとか、そういったことが含まれております。ですから、この増額分が全て労働者の賃金アップにつながるということはありませんけれども、我々が心配するのは労働条件として労働環境として社会保険にかからない企業がある、あるいはそういった環境の中で働かざるを得ない企業の方々がいらっしゃる、労働者の方がいらっしゃる、そこを解消するというのはこの賃金の

増額をした目的であったというふうに我々認識もしております。

働く環境がきちんと確保される。そして、ある意味、対等というのでしょうか、こういった社会保険にかからない企業が受注するのではなく、皆さん同じような環境の競争の原理の中で労働環境の中で下請賃金が決まってくると、そういった構図が保たれるというのがこの根っこにあるものだというふうに思っております。これにつきましては、我々のほうで工事に際して下請選定調書あるいは加入状況の調査なども工事台帳などいろんな書式がございますけれども、今現在それについては検討中でありまして、そういった書式を改正して、そういった把握に努めてまいりたいと。そして、労働者の方々が社会保険などに加入したきちんとした状況の中で労働賃金が支払われているというふうに思っております。ただ、賃金そのものについての現実的な数値については、金額については我々のほうでは把握できないものというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 調査の中では把握できるのではないかなというふうに思うのですが、結局部長おっしゃられるように全部が賃金ではありませんよということですね。私も言いましたように、そういった社会保険料等も含んでいるのでということではあります、しかし引き上げについてはそれぞれの技術職に対する一つ一つの労働単価というのは出ているわけですね。別に社会保険料等については別に積算されている。だから、押さえようと思ったら押さえたいのと思うのです。そういうふうに積算のものはきちんと引き上げられて明確になっている。ただ、それを受けた会社がそれぞれ会社の経営状況、事情ありますから、すんなりと全部そのとおりにとはつながらないという、そういう状況はこれ見えますよね。今まで相当体力を落としてきていますから、これ十数年ぶりの回復ではないかと言われているマスコミもありますけれども、ですから、そういう体力を回復するための一つの措置というような面もなきにしもあらずといえますか、だから、そういうふうにお答えになるのだと思うのですが、去年の17.5%、そしてことしまた7.5%ですから、だんだんきちんと本来の目的である労働者のほうに向いていける条件というのは強まっていると思うのです。そうであるならば、きちんとそこに行くことが結局労働者が確保できないというようなことについては労賃を上げることによって、そしてまた技術職の養成が今始まっています、型枠などの。そういうことによって確保されていく道もつながると思いますので、指導をきちんとする、調査をして指導をすることが適切な公共事業を推進していただける保証になると思うのですが、そのところをきちんとやっていただきたいということなのだと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 今回のこの賃金の増加に関しましては、業界団体、国、国交省などもですが、いろんな集まる中で標準見積書をつくって、そういう形で下請業者さんが元請に提出しようと。そこにはきちんと社会保険料などが計上された見積書を上げると。そういう標準仕様、今までは一式幾らですとか、一括幾らですとかというかなりの業界の体質としてどんぶり下請契約をするというケースが随分多かったようではありますが、きちんとした業界ごとに数量、それから人工数、それから単価というものもそこに当然入ってくるのだとは思いますが、そういった標準見積書の様式をもって元請業者と下請業者が契約を結びましょうというようなことも指導されて、指導といいますか、そういったことも述べられております。当然、我々のほうもそういった指導には十分努めていくつもりであります。

そういった中で、働く方々の環境が改善されていく。それから、若手の労働者がきちんとそういった技術を継承していくという体質の建設業界にあっていただきたい、なってほしいというふうに思っております。

ただ、その一人一人の賃金の支払い状況については、これは例えば技能者の経験年数ですとか、あるいは技能の能力というようなことによって、同じ例えば型枠業者さんであっても当然そこには賃金の、熟練度によって単価も変わってきますので、そこまでについては我々のほうでは把握し切れない

ものだというふうに考えております。

ただ、そういった指導、きちんとした会社の体制、それから技術の伝承などができるような環境づくりには指導してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） さまざまな町として事業所調査というのをやっておられますよね。そういった中で、こういった調査も一緒に行っていくということは、可能ではないでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 我々工事を発注した側として下請契約については契約書を求めまして契約金額などは把握できますけれども、個々の一人一人の技能者の賃金状況、支払い状況ということについてはこれはちょっと把握はしかねるものというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 結局、そこでせっかく積算のところで単価が上がっても、最終的には労働者の賃金のアップに必ずしも反映されないというような状況がずるずるつくられてしまってきたというのが現実だと思うのです。何せ、これまで労賃というのは、公共単価、高いときから比べて6割まで下がったというわけですから、相当冷え込んで、そのことが企業によってももちろん違ってくるでしょうけれども、そういった技術者が育たない、集まってこない、人がいない、そして本州の災害のところに重点的に行かれるというようなことも含めて、きちっと入札ができない状況というのがあるのだと思うのです。だから、私は会社の中に土足で踏み込んでいくようなことを求めているわけではないのです。きちんとした調査や企業とのコンタクトをとる中で、適切に近いものになっていくことを町が掌握する努力が大事だというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 工事に関しましては、先ほど申し上げましたけれども、下請契約書なども前払いをする場合には業者に幾らこういった形でお支払いをするのかと。前払い金あれば、中間払いというようなこともございます。そういった中でどんな契約がなされているのか、町が積算したものと乖離があるといったときにはその内容については聞き取りをするなどということは可能かと思えますけれども、お一人お一人のその賃金についてはなかなかそこまでは把握できないというふうに思っています。そういった町が発注しているものについて正當に下請と契約がされているのかと、その範囲の中で賄われているのかというようなどころについては、今後意を持ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 私から一つお伺いしておきたいと思えます。地方交付税の将来的な見通しについてであります。平成 18 年に合併いたしましたして、9 年目くらいになると思えますけれども、合併して 10 年は合併算定がえをされてきているわけでありまして、10 年を超えて 11 年目、早い合併のところは平成 26 年度から激変緩和の時期に入るわけでありまして、本町の場合、平成 28 年度からその激変緩和の時期に入るのではないかと思います。間違っていたらちょっと教えてほしいのですが、そうした中で、平成 26 年から激変緩和の措置が行われるという中で、全国では 9,500 億円の減になると、全国の合計で。そういうことで、合併の町村にとって非常に厳しい状況が生まれてくるわけでありまして。

そうした中で、国は今年の 1 月に市町村の交付税算定についての見直しと申しますか、行っているようであります。そういうものが本町の交付税予算にどのように影響してくるかということ、平成 28 年から一本算定に向かって激変緩和されていくわけでありましてけれども、そうした中でどういう交付税がどのような姿になっていくのか、そして今回政府が見直したのものによってそれがどの程度緩和されていくのか、現在わかっている範囲でお知らせ願います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず初めに、合併の算定がえの関係でございますけれども、委員言われます

ように、平成 28 年度から段階的に減額といいたまいますか、段階的に縮減されるような形になってまいります。

それに備えて、国のほうでは現在、普通交付税の算定において合併市町村に配慮したような算定方法を導入しようということで検討をいたしているところであります。平成 26 年度から、とりあえずですけれども、以降 5 年程度の期間で見直しを行っていくということになっておりまして、市町村の姿の変化に対応した交付税算定についてということで、基本的な考え方といたしましては、平成の合併により市町村の面積が拡大すると市町村の姿が大きく変化したことによりまして、合併市町村においては災害時の拠点としての支所の重要性が増す等、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じているので、これらを算定に反映しようというものでございます。

ただ、これ、現段階では支所に要する経費の算定ですとか、人口密度等による需要の割り増しですとか、そういった部分については国のほうからは言われているといいたまいますか、通知があるところなのですが、具体的にそれが平成 26 年度からどのような算定になっていくかというのは見えていないのが現状でございます。そういったことから、詳細についてはちょっとお話しできませんけれども、こんなような状況になっております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 幕別町も合併して忠類が総合支所という形で旧忠類村の地域のその維持といいたまいますか、それにはいろんな機能を持たせて福祉だとか、消防関係だとか、そういうものがきちっと機能していくような処置が、これ一本算定、最初からしないということはそういうことも配慮したやり方を 10 年間はとってきているわけでありまして、それがなくなった段階でどういうふうに予算が削られていくか、どういうふうに削り過ぎないように、今回政府が処置するということを言っているわけですから、そうしたらどの程度そういうものが配慮されていくのかということも、きちんと把握しながら地域のことも考える要請をしていただきたいというふうに思うわけなのですが、国が今示しているおおよその方針では、例えば所管区域の人口が 8,000 人の規模のところでは、忠類の場合、本町の場合は 1,600 人がしの人口しかないわけなのですけれども、この 8,000 人規模のところでは、おおよそ 2.4 億円の措置をします。それについても、本町との距離との関係などもありますので、いろいろ変わってくると思うのですけれども、本町の合併の場合などは、本町と支所との距離が 40 キロもあるというような非常に大きな合併、遠距離の合併だったわけで、そうした点から言えば、相当の、相当のといいたまいますか、一定の配慮はそういう中でされるというふうに思うのですけれども、今、国のほうから詳細な提示はないということで詳しい答弁はなかったわけなのですけれども、そうした国でも今回の合併がそうした合併、忠類の場合は吸収合併のような形だったと思うのですが、そうしたところもきちんと機能していけるというような、いってほしいというような大きな願望が町からも寄せられた結果こういう処置がとられたというふうに思うのですけれども、そうした点でぜひとも今後とも国に対してもしっかりとその辺の詳細を確認しながら、こうした合併がやっぱり失敗だったと言われたいような、そういう要望を国にもしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました合併町村、今、全道 23 の合併協議会を全道で持っておりまして、それで毎年陳情あるいは要請活動を行っております。今回、認められたのも恐らくそういった要望がつながったのだろうというふうに思っております。したがって、この後、詳細出てきますけれども、どの程度、これから先、合併市町村に対して交付税が優遇されていくのか、まだ見えませんが、何とかこれからは要望は続けていきたいというふうに思います。

今、言われているように、総合支所の数というだけでいきますと、うちは一つしかありませんけれども、三つ、四つと合併しているところになってくると、それなりのものがあるのかなと。もちろん距離もうちは 40 キロですけれども、北見でしたでしょうか、合併して町から外れから外れまで 100 キロだというようなところもありまして、それぞれ大変苦勞はあるわけで、私も意見を求められたか

ら 40 キロある限り往復するだけでも 1 時間半以上かかる。それだけ、金には見えない時間的なロスだとか人の交流ということがあるので、目に見えない行政経費というのは非常に大きいのだというようなことを説明させていただきました。そういったことがどの程度今後の交付税の中で認められてくるのかわかりませんが、少なくとも第一歩は、少なくともといたしますか、大きく前進してきているのかなというふうに思っております。既に、ことしから 10 年の期間が切れる町村もありますから、そういったことで 26 年度から早速交付税措置ということが始まったのだと思いますけれども、引き続き、私どもも運動を、要請活動を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 忠類地域の人間にとっては、やはりそういう国の配慮だとかその配慮を背景にした町村の施策が地域にどう反映していくかということが非常に注視、10 年過ぎて激変緩和の時期を迎えて非常に注視をしているところだと思いますので、ぜひとも国に対してもしっかりとものを申して頑張っていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 一般会計の総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますので、この際 14 時 15 分まで休憩をいたします。

14 : 02 休憩

14 : 15 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けしたいと思います。

それでは、議案第 3 号、平成 26 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成 26 年度幕別町国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 8,011 万 7,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、第 1 表、歳入歳出予算によることとし、2 ページから 5 ページまでそれぞれ定めるものであります。

第 2 条では、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円と定めるものであります。

なお、平成 26 年度における年間平均の国保被保険者数は 8,340 人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 7,344 万 5,000 円であります。

本目は、担当職員 9 人分の人件費及び事務経費など国保事務に要する経費であります。

16 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、予算額 135 万 6,000 円であります。

本目は、医療費の審査支払い事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

17 ページになります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、予算額626万4,000円であります。

本目は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は滞納整理機構への国保会計分の負担金であります。

18ページをお開きください。

3項1目運営協議会費、予算額34万2,000円であります。

本目は、国保運営協議会の運営に要する経費であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算額18億9,000万円であります。

本目は、一般被保険者の国保医療受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

19ページになります。

2目退職被保険者等療養給付費、予算額1億2,500万円であります。

本目は、退職被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

3目一般被保険者療養費、予算額2,350万円であります。

本目は、補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要する経費であります。

20ページをお開きください。

4目退職被保険者等療養費、予算額170万円であります。

本目は、3目と同様であります。

5目審査支払手数料、予算額616万2,000円あります。

本目は、医療費の支払い等の事務に要する経費であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算額2億4,000万円あります。

本目は、高額療養費に係る経費であります。

21ページになります。

2目退職被保険者等高額療養費、予算額1,800万円あります。

本目は、1目と同様であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算額25万円あります。

本目は、1年間における医療給付と介護給付の自己負担の合算額が一定の基準を超える場合にその超えた場合を本人に戻すことに要する経費であります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算額10万円あります。

本目は、3目と同様であります。

22ページをお開きください。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算額20万円あります。

2目退職被保険者等移送費、予算額1万円あります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算額2,101万1,000円あります。

本目は、1件当たり42万円を出産育児一時金として給付することにかかわる経費であります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算額150万円あります。

本目は、1件当たり3万円を葬祭費として給付することにかかわる経費であります。

23ページになります。

3款1項1目後期高齢者支援金、予算額4億4,333万4,000円あります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、支払基金に支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算額3万2,000円あります。

本目は、事務費分を支払基金に拠出するものであります。

4款1項1目前期高齢者納付金、予算額29万2,000円あります。

本目は、前期高齢者が保険者間で偏在していることから保険者の負担の不均衡を調整するための費用で、支払基金に納付するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、予算額 3 万 2,000 円であります。

本目は、支払基金への事務費拠出金であります。

24 ページをお開きください。

5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、予算額 1,000 円であります。

本目は、老人保健制度が既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る拠出金で、支払基金に支出するものであります。

2 目老人保健事務費拠出金、予算額 2 万円であります。

本目は、1 目と同様のもので、事務費拠出金であります。

6 款 1 項 1 目介護納付金、予算額 1 億 8,547 万 6,000 円であります。

本目は、国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を支払基金に納付するものであります。

7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、予算額 8,523 万 8,000 円であります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行う再保険事業に対して必要経費を拠出するものであり、1 件 80 万円を超える高額医療費が対象となります。

25 ページになります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、予算額 3 億 2,543 万 4,000 円であります。

本目は、1 目と同様のものであり、1 件 30 万円を超えて 80 万円以下の高額医療費が対象となります。

3 目その他共同事業事務費拠出金、予算額 3,000 円であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費、予算額 1,632 万 7,000 円であります。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に係る経費であります。

26 ページをお開きください。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算額 168 万 5,000 円であります。

本目は、健康の保持、増進を図るために要する経費であります。

27 ページになります。

9 款 1 項公債費、1 目利子、予算額 5 万円あります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算額 300 万円あります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算額 10 万円あります。

3 目償還金、予算額 3,000 円あります。

4 目一般被保険者等還付加算金、予算額 20 万円あります。

28 ページをお開きください。

5 目退職被保険者等還付加算金、予算額 5 万円あります。

11 款 1 項 1 目予備費、予算額 1,000 万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明させていただきます。

8 ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、予算額 8 億 3,633 万 6,000 円あります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算額 4,312 万 6,000 円あります。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、予算額 5 億 4,878 万 5,000 円あります。

本目は、療養給付費等に係る国の定率負担分であり、負担率は 32%分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、予算額 2,130 万 9,000 円あります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る国の定率負担分であり、負担率は4分の1であります。  
3目特定健康診査等負担金、予算額295万3,000円であります。

本目は、特定健康診査等に係る国の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算額1億1,403万9,000円であります。

本目は、市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものであります。  
10ページをお開きください。

3款1項1目療養給付費等交付金、予算額1億6,495万9,000円であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものであります。

4款1項1目前期高齢者交付金、予算額9億2,305万5,000円であります。

前期高齢者の療養給付費等に対して支払基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、予算額2,130万9,000円であり  
ます。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る北海道の定率負担分であり、負担率は4分の1であり  
ます。

2目特定健康診査等負担金、予算額295万3,000円であります。

本目は、特定健康診査等に係る北海道の定率負担分で、負担率は3分の1であります。

11ページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、予算額1億7,000万円であります。

6款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、予算額8,000万円であります。

本目は、1件80万円を超える高額医療費の再保険事業に係る国保連からの交付金であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、予算額2億8,000万円であります。

本目は、1件30万円を超え80万円以下の高額医療費の再保険事業に係る国保連からの交付金であ  
ります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億7,117万1,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります

1節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2節は保険者に対する国の支援分、  
3節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分。

次に、12ページお開きください。

4節は出産育児の給付に係る町の負担分、5節は保険者の責めに帰することのできない事情による  
国保財政の負担増に対する支援分、6節はその他であります。

8款1項1目繰越金、予算額1,000円あります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算額1,000円あります。

2目退職被保険者等延滞金、予算額1,000円あります。

13ページになります。

2項1目預金利子、予算額1,000円あります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、予算額1,000円あります。

4項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円あります。

2目一般被保険者第三者納付金、本算額1,000円あります。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算額1,000円あります。

4目一般被保険者返納金、予算額10万円あります。

5目退職被保険者等返納金、予算額1万円あります。

14ページをお開きください。

6目保険医療機関返還金、予算額2,000円あります。

7目雑入、予算額1,000円あります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、予算額1,000円であり

ます。

本目は、420万円を超える超高額療養費の200万円を超える分が国保連から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○15番（中橋友子） まず、8ページの歳入のほうですが、一般被保険者国民健康保険税、また2番目の退職被保険者等国民保険税、いずれも前年から見ましたら減額になっておりまして、合わせて1,300万円程度になろうかと思えます。8,340人が加入するというので、加入者そのものは前年から大きく後退することはないと思うのですが、1,300万円程度の減額になっている要因、これはどういったことになるのでしょうか。

それと、ただいま最後に雑入のところ滞納処分費で1,000円ということですが、これは差し押さえ等の滞納処分を行った結果、入金を見込んで1,000円ということなのですが、具体的にはどんな手法でどのようにされてこの入金を考えてられるのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） まず、1点目の国民健康保険税の減額なのですが、これは所得の伸びが見込めないということで減額をせざるを得ないという状況になっております。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 2点目の質問なのですけれども、これは預金の差し押さえですとか、そういうやつでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 所得の減額による税収の落ち込みということは私も想定していたところです。一般質問でも国保の加入者の生活状況が大変厳しくて、国民健康保険税の負担が非常に大きいということをお願いしてきたところなのですけれども、ことし、この税収、所得の減ということだけではなくて、毎年相当額の不納欠損も起きておりまして、それらも全体の歳入の中には影響を与えてきているものではないかというふうに思います。

国保加入者の所得なのですが、こちらの資料を見させていただきますと、昨年の決算の中では全体の47.7%、約50%が、所得でなのですが、100万円未満の加入者だということでありまして、このこういった状況の中で、前年度は平均の国民健康保険税が7万円を超えていたのではないかと思います。

今年度はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。平均保険料。

○委員長（乾 邦廣） 国保医療係長。

○国保医療係長（合田利信） 平成26年度の1人当たりの調定額であります。医療保険で申し上げますと、6万3,145円ということで算定しております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） もう一つ、所得100万円以下の方が47%を占めますが、ここでの平均保険料はどのくらいになりますか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 所得100万円以下の方につきましては、ちょっと現在資料持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 全体として収入の1割を超える状況になってきているというのが、全国的な傾向です。

そんな中で、ことしこの事業執行されるわけですけれども、前年度と同じ保険料の算定で出されておりますけれども、昨年を見ても滞納者が416世帯ということで、非常に厳しい状況が浮き彫りに

なっています。そこで、ことしは国の低所得者に対する措置が若干拡大されまして、そういう点では前進であるかとは思いますが、しかし、あくまでも1人当たり2万3,000円あるいは1世帯当たり2万8,000円というこの金額を基準にしてどれだけ所得がなくても負担がゼロになることはありません。

そこで、これは毎度求めていることなのですけれども、所得の低い人に対する特別な町としての軽減措置を求めたいと思います。町長はこの間一般質問でこの問題を取り上げましたときに、負担の公平を考えて難しいのだというご答弁でありました。これも毎回言われることなのですけれども、負担の公平と言いながら、何年も続けてきて、何年も滞納者を出し、毎年毎年不納欠損に送り込んでいくということを繰り返してきていますので、この辺で不納欠損の金額も2,000万円、3,000万円と少なくないわけですから、これも結果としては加入者の負担になるということを考えれば、政策の変更と申しますか、発展させてこういった財政を描きながら低所得者対策に向けることはできないものか、伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 国保の低所得者対策ということで、国が法定軽減につきましては、答弁書でも触れたのですけれども、一定の措置をいたしました。これはご存じだと思いますけれども、今2割軽減の方が人数的には新しくまたふえるかと思えます。そして、2割軽減、今現在対象となる方がこれは5割軽減のほうに一部さらに軽減額が上がるのではないかと、そういうふうに見込まれます。そういうようなことによって、軽減対象と法定軽減対象となる方はふえるのではないかなというふうな見込みを立っております。これは国の措置として一歩進んだ措置だなというふうには思っております。

それと、滞納の関係でありますけれども、確かに所得の低い方がやはり滞納傾向にある。それは事実であります。それと同時に、ある程度高額な方につきましても、やはり滞納はある程度あるということで、これは町といたしましては、特に低所得の方につきましても、生活基盤が損なわれないように丁寧に何とかその滞納にならないように、そして滞納がある場合は幾らかでも少しずつ払えるようにそのような形できめ細かな対応をしながら国保運営については図っていきたいと、そのようには思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 所得の高い方の滞納というのは、これは税のところでも論議をさせていただきましたけれども、きちっとそれは働きかけて支払いをしていただく。それはもう社会的な道義に照らしても大切なことだと思います。

私が求めているのは、あくまでも低所得者の本当の厳しいところをどうするかというところなのですが、もう一度不納欠損のところに行きますけれども、毎年3年間の経過を見て恐らくこれは支払い能力がないというふうに見たときに、滞納処分の執行停止を行って、その上で不納欠損という金額になっていくのだと思うのですけれども、これは件数としてはどのぐらい毎年されているのでしょうか。

そして、そこには低所得者というのはどれぐらい含まれているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 不納欠損については24年度の資料なのですけれども、252件、金額につきましては2,562万6,209円という形になっております。

○委員長（乾 邦廣） 暫時休憩いたします。

14：39 休憩

14：40 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 今言ったやつ、249件、生活困窮等によるものは249件の金額につきまして

は、2,558万5,050円とそんな形になります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 全部で252件の不納欠損のうち、249件といいますと、もうほとんどだということですね。こういう実態があるから国の制度だけではなくて、町として頑張れないかということを探り返し繰り返し求めてきたところなのです。結局その2,562万円の不納欠損。平成25年6月1日ということで示されている資料なのですけれども、滞納世帯416世帯があってその滞納額は総額で3,244万円ということなのです。ですから、最終的にはこれは年次を経て不納欠損になっていくことがここから多くなるのだらうと思うのです。これ平成24年度ですから、26年になるのか、27年になるのか、なっていくのだと思うのです。そういう金額が2,500万円を超えるということであれば、3,200万円に対して2,500万円、8割近くですよ。ほとんどですね。

ですから、ここを、同じことなのですが、結果としては加入者の負担となって事業を運営していくと。不納欠損に落としてもほかの保険者の負担になってやっていくということであれば、こういった金額を精査して、最初から支援できる救う措置をとっていけば、いろんな意味で町民の皆さんの暮らしを本当に支える安心して病院にかかれるという仕組みになっていくのではないかと思います。そこを何とかつくり出していくことができないものか、伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 国民健康保険を運営する上に当たっては、やはり公平の原則を重視していきたいというふうに思っております。今、委員おっしゃられるように、低所得者対策を何とかしなければならぬ。ただ、国保税全般がこれは低所得者とか所得に関係なしに現実的に高いという、これはもう国保が抱える最大の悩みであります。これをいかに下げるか。当然国からの支援も必要でありますし、今現状といたしましては、本町では国保税を上げないために繰り入れも行ってありますし、そういった総合的な対策の中で国保税をもともと高いのですけれども、何とか抑えていきたいという思いを持ちまして、現実運営をさせていただいておりますので、さらにこの上低所得者対策に必要な財源を生み出すというのは、やはりこれ以上は公平の原則からいうと、かなり難しいものがあるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 公平の原則ということは何回も何回も伺ってきました。町民は行政サービスを受ける上で自分の収入、つまり能力に応じてそれぞれの定められた負担をしていくということ、これを公平の原則というふうに言われるのだらうと思うのです。その負担をきちっとみんながし合って、そしてその事業を支えるということなののだらうと思うのですけれども、これだけ生活が厳しくなっていく中で、その住民の能力に応じた負担という点で国保税は全体に高いのですけれども、しかし、所得が低ければ低いほど負担率が高くなるというのは、これ否めない事実なのです。そうすると、公平というふうに言っても、所得の低い人のほうが負担を多く払っていくというふうになれば、裏返せばそれは公平とは言えない面もある。そうなってくると、どこかでそこを対処していかなければならないということになれば、私は手法として毎年不納欠損でどんどん落としていっている、その分を何とか支えるほうに回らないものかということ、この手法ができるものかどうかも含めて、やはりきちっと検討する必要があると思うのですが、どうですか。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 不納欠損で落とす分につきましては、これはもう徴収できる見込みがないということでありまして不納欠損させていただいているわけでありまして、その部分を不納欠損しないでほかのところに戻すということではちょっと難しいのかなというふうに思っております。当然、不納欠損は歳入される当てが全くなくなってから行っているというのが事実でありますので、そこはちょっと難しいのかなというふうに思っています。

私どもが公平の原則と言いますのは、やはりそれぞれの方がそれぞれの、例えば所得ですとか、資産ですとか、そういった状況に応じて負担していただく、これが国保の制度ができたそのものの、相

互扶助の共済制度でありますから、その中で確かに現実的に医療費が高騰していきまして、国保税が高いという問題がございます。その部分を例えば低所得者向けに国の措置を超えたことをしようとするれば、そのしわ寄せはどこへ行くのだと。支払う医療費はもう決まっているわけですから、その部分をどこから捻出しなければならない。それを、ではさっき言いました高額所得者の方に求めていいのかという問題もひとつ出てくるのだらうというふうに思っております。ですから、今の状況を見ますと、なかなか、低所得者対策でももちろんその個々の相談には私どもは丁寧に対応したいし、親切な対応に心がけているところありますけれども、一律に低所得者だからという対策を町独自でつくるといことはなかなか難しいものだというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） ちょっと伝え方が正しくなかったなと思うのですが、不納欠損を生み出さないような仕組みを最初からつくってスタートさせるというような、そういう発想から、今までのやり方をやっていたら、毎年それだけ生み出されてくるわけだから、それを生み出さない手法としてどうするか。生み出されるのどこかという、今、税務課長から説明あったように、低所得者250件近い方たちが2,000万円ほど払えなくているのだということであれば、そういうことも全部トータルに考えて、初めからそのところの手だてをとりながらやっていると、大きな不納欠損は出ないで国保会計は運営できるのではないかと思うのです。この辺はきっといろいろ言っても言ってもかみ合わないできましたから、そうなのかなと、もう一回答弁はいただきますけれども、そういう思いでいます。根本は私はやはり国の制度できちっと支えるということがずっと崩されてきたから、町も物すごい苦労されて、運営をしてきたということもう十分承知をする中で、どんどん困難になっていっている状況を何とかしなければいけないという思いで申し上げました。お答えをいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 私どもとしましても、先ほど申しましたように、25年度につきましては1億4,000万円ほど、これはその他の事情ということで繰り入れをさせていただきました。それはやはり国保を運営する上で、これを被保険者の方に求めることにはならないという判断の上で繰り入れをさせていただいたところでありますので、そういった部分についても被保険者の方にも説明をしながら皆様にご理解をいただければというふうに考えているところでもあります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにないですね。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

34ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6,124万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算によることとし、35ページから36ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、平成26年度における年間平均の被保険者数は3,906人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

42ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、予算額829万6,000円であります。

本目は、担当職員1人分の人件費及び事務経費など後期高齢者医療事務に要する経費であります。

43ページをお開きください。

2項1目徴収費、予算額94万5,000円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要する経費であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額3億4,985万円であります。

本目は、広域連合への納付金であります。

19節負担金補助交付金、細節3は広域連合の事務費に係る負担金であり、細節4は本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計から繰入金分を合わせて納付するものであります。

44ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円であります。

2目保険料還付加算金、予算額5万円であります。

45ページをお開きください。

4款1項1目予備費、予算額10万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、予算額2億5,780万円であります。

平成26年及び27年度の北海道における保険料率については、均等割額が5万1,472円で、現行と比較いたしまして3,763円の増、所得割率が10.52%で現行と比較して0.09ポイントの減となります。また、賦課限度額は57万円で現行と比較して2万円の増となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億127万6,000円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1節は広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2節は低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れるものであります。

40ページになります。

4款1項1目繰越金、予算額10万円であります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算額1万円あります。

2目過料、予算額1,000円あります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円あります。

2目還付加算金、予算額5万円あります。

41ページをお開きください。

3項1目預金利子、予算額1,000円あります。

4項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円あります。

2目雑入、予算額1,000円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(乾 邦廣) 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

増田委員。

○17番(増田武夫) 後期高齢者医療制度の保険料についても非常に大変な分野でありまして、今までたびたび意見申し上げてきたことでもありますけれども、何せ後期高齢者、上の道段階の決まりでかけられてくるものでありますので、非常に大変なのでありますけれども、この保険料の決定に際しましては、これまでの連合の剰余金78億2,000万円、それと積み上げております安定化基金で45億9,000万円を充てた結果、保険料は1人当たりの保険料で見れば、1,053円年間で減って非常にその点ではよかったわけでもありますけれども、ところが均等割の部分の割合を引き上げたために、低所得者は均等割が引き上げられれば、即響いてくるわけでもありますけれども、全体の4割が、低所得者の4割が

引き上げになってしまったと。加入者の4割が。全体としては下がったのだけれども、低所得者の分は上がってしまったと。これが非常に困ったことだというふうに思うのですけれども、本町の引き上がる対象者はどのぐらいになるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 今のお話なのですが、均等割ということになりますので、対象者は全員ということになるかと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 均等割は全員上がるのはそうなのですが、一方で引き下げが行われて所得部分は下がったわけですから、全体が上がるということにはならないので、北海道全体では4割の加入者が引き上げになったと。本町ではどういう実態か、全員が引き上がる、均等割は全員引き上がるのは。

○委員長（乾 邦廣） 高齢者医療係長。

○高齢者医療係長（合田利信） 26年度の幕別町、この保険料の引き上げに伴いまして、どのような状況になるかということは何割かということ、ちょっとそれについてはお答えできないのですが、この今回の引き上げに伴いまして予算上の措置といたしまして、1人当たりが6万5,745円と、これは保険料全体なのですが、予算上としては1人当たり6万5,745円となりまして、前年度の当初と比較しますと、2,565円、これが今回引き上げに伴って幕別町の被保険者が影響を受ける額だということで算定しております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 本町では2,565円、全体としては引き上がると。全道的には1,053円引き下げになる。結局、こういうことでしょうかね。低所得者が本町の場合割合が多いということと解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 高齢者医療係長。

○高齢者医療係長（合田利信） 委員のおっしゃるとおりで、これはその町ごとの所得の状況に応じて1人当たりの保険料も変わりますので、全道平均でいきますと1,053円の引き下げになりますが、幕別町の被保険者の状況でいきますと、引き上がるという結果になっております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○17番（増田武夫） 本町の高齢者にとっては非常に厳しい状況になったというふうに思います。なかなか各町村でこれに対する手当をするということは難しいとは思いますが、そうした現状を前にして、町独自の低所得者対策をとるおつもりはないかどうかだけ、確認しておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 後期高齢者医療に関しましても、国等の軽減措置がございますので、現段階では町独自の軽減措置というものは難しいものというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成26年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成26年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

50ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億8,492万9,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算によることとし、51ページから54ページまでそれぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

63 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 1,518 万 4,000 円であります。

本目は、担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要する経費であります。

64 ページになります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算額 93 万 5,000 円であります。

本目は、保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、予算額 1,462 万 6,000 円であります。

本目は、審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 名分の人件費など、審査会の運営に要する経費であります。

66 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、予算額 1,746 万 4,000 円であります。

本目は、認定調査に要する経費であります。

12 節役務費、細節 15、主治医意見書作成手数料は 1,800 件分を見込んでいます。

67 ページをお開きください。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費、予算額 58 万円であります。

1 節報酬、細節 1 は介護保険運営等協議会委員 15 人分に係る報酬であり、第 6 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関してご審議いただくこととなります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、予算額 6 億 4,264 万 5,000 円であります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものとなります。

68 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、予算額 7 億 4,122 万 2,000 円であります。

本目は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護サービスに係る保険給付費であります。

69 ページをお開きください。

3 目施設介護サービス給付費、予算額 5 億 2,320 万 3,000 円であります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群などの施設入所または入院された方に係る保険給付費であります。

4 目在宅介護サービス計画給付費、予算額 8,529 万 3,000 円であります。

本目は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

70 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、予算額 1 億 2,226 万 2,000 円であります。

本目は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

71 ページをお開きください。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 406 万 7,000 円であります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

72 ページになります。

3 目介護予防サービス計画給付費、予算額 1,602 万 4,000 円であります。

本目は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

73 ページをお開きください。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 244 万 2,000 円であります。

本目は、介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

4項1目高額介護サービス等費、予算額4,900万円であります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

74ページになります。

5項1目高額医療合算介護サービス等費、予算額800万円であります。

1年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

75ページをお開きください。

6項1目市町村特別給付費、予算額20万円であります。

本目は、バスマット購入など介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

76ページになります。

7項1目特定入所者介護サービス等費、予算額1億1,450万円であります。

本目は、自己負担となっている食費、居住費について所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給するものであります。

77ページをお開きください。

3款1項1目基金積立金、予算額1,000円であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、予算額754万1,000円あります。

本目は、要支援、要介護になるおそれにある方、いわゆる特定高齢者等に対する介護予防事業等に要する経費が主なものであります。

78ページになります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、予算額398万8,000円あります。

本目は、成年後見制度の啓発を初めとした各種の支援に要する経費が主なものであります。

79ページをお開きください。

2目任意事業費、予算額580万5,000円あります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、グループホーム等に入所されている方の家賃等利用者負担を軽減するための補助金であり、新年度から新たに創設する制度であります。

3目地域包括支援センター運営費、予算額894万6,000円あります。

本目は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員1名分の人件費が主なものであります。

80ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、予算額80万円あります。

2目第1号被保険者還付加算金、予算額20万円あります。

81ページをお開きください。

3目償還金、予算額1,000円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

57ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算額4億5,205万6,000円あります。

第1号被保険者は7,750人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は21%となっております。

また、基準保険料については、平成24年度から平成26年度までの3年間は月額4,950円あります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額811万3,000円あります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であります。

情報公開等請求手数料であります。

2 目民生手数料、予算額 7 万 6,000 円であります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

58 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、予算額 4 億 2,645 万円であります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%相当分となります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億 1,543 万 3,000 円であります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目地域支援事業交付金、予算額 909 万 3,000 円であります。

本目は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1 節の介護予防事業に対しては 25%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しては 39.5%の交付率となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、予算額 41 万 5,000 円であります。

本目は、成年後見制度推進事業に対する国からの補助金であります。

59 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、予算額 6 億 6,951 万 1,000 円であります。

本目は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 29%相当分が交付されるものであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、予算額 218 万 7,000 円であります。

本目は、介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、予算額 3 億 2,386 万 5,000 円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分は 17.5%相当分となります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、予算額 454 万 7,000 円であります。

本目は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金で、1 節の介護予防事業に対しては 12.5%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しては 19.75%相当分の交付となっております。

60 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 3,369 万 6,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の定率負担分であり、12.5%相当分となります。

2 節と 3 節は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する町の負担分で、2 節の介護予防事業に対しては 12.5%、3 節の包括的支援事業・任意事業に対しては 19.75%相当分となります。

61 ページをお開きください。

4 節は担当職員の人件費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算額 3,937 万 8,000 円であります。

基金からの繰入金であります。

9 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万 1,000 円であります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞、予算額 1,000 円であります。

62 ページになります。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金、4 目雑入、いずれも予算額 1,000 円  
であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わったところでございますが、この際、15 時 25 分まで休憩をいたし  
ます。

15：12 休憩

15：25 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思えます。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） それでは、質問させていただきます。7 点にわたって質問させていただきたいと  
いうふうに思います。

64 ページ、介護保険認定審査会費、東十勝介護認定審査会費でありますけれども、今年度から 15  
人体制から 20 人体制になり、来年度についても 20 人体制で審査会の人数が予算どりでされているとこ  
ろであります。20 人体制で、まず 15 人体制から 20 になったことで、四つの班に分かれたことでどの  
ような改善がされたか、ちゃんと十分な審査時間が保証されるようになっていのかどうか、そ  
のこともまずはお尋ねしたいと思います。

二つ目、67 ページ、介護保険運営等協議会費についてであります。介護保険 6 期計画の作成に向け  
ての議論をしていただくということの説明をいただいたところであります。いつごろから何回程度開  
催して 6 期計画策定に向かっていくのか、このことをお尋ねしたいと思います。

次に、78 ページ、介護予防ポイント制度活動交付金であります。どれぐらいのこの交付金の支給者  
を見込んでいてこの予算なのかということと、これまでの成果についてお尋ねしたいというふうに思  
います。

次に、79 ページ、新設されたグループホーム家賃等利用者負担軽減補助金、どういった制度である  
のか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、ページはありませんが、第 5 期の介護保険運営等協議会におけるの答申の中で、町独自の  
介護福祉士等の修学資金貸付制度の新設を出されてきました。そのことについては、昨年的一般質  
問の中ではやっていくということの答弁をいただいたというふうに記憶しておりますけれども、その  
進捗状況についてちょっとこの予算の中では気がつかなかったものですから、ご説明をいただきたい  
なというふうに思います。

最後に、これも介護保険料そのものの減免制度、これを町独自で設ける、そういったことに来年度  
ならないのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 介護保険係長。

○介護保険係長（西嶋 慎） 今の谷口委員さんの質問にお答えいたします。

まず、1 点目の認定審査会につきましては、委員のおっしゃるとおり、今現在 20 名で 4 班に分かれ  
て行っております。審査会の回数につきましては、25 年度 2,598 件行っておりますが、班を分けるこ  
とによって審査会の 1 件当たりの件数がより慎重に審査される結果となっております。

2 点目の運営協議会のスケジュールにつきましては、4 月から今年度は第 6 期の保険料の見直しの  
期間もありますことから、年 6 回開催することにし、より慎重な審査を行いたいと思えます。

次、3 点目を飛ばしまして、4 点目になります。グループホームの家賃制度になりますが、町内の

グループホームに入居する低所得者に対して、グループホームが家賃を助成した際に町がその事業者に対して家賃の一部を助成するという制度になっております。

続きまして、5点目の修学資金の貸付制度につきましては、現在、第6期からの制度の創設に向けて準備を進めている最中でありまして、現在の運営協議会の中でも議論を図っていきたいと考えております。

続きまして、最後になりましたが、保険料の減免制度につきましては、今現在も1件1件臨戸を行い、よりその方の所得の状況や家庭の状況、そういったものを判断して行っていることですので、所得に応じた一律の減免につきましては、今現在行う考えは持っておりません。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 介護支援係長。

○介護支援係長（宮北友里枝） 介護予防ポイント制度についてのご質問に対してですが、この事業は24年度、25年1月から開始しておりまして、介護予防、介護老人保健施設ですとか、いきいきエンジョイ教室などに65歳以上の方が実際にボランティア等を行うために何うことで、みずからの介護予防を行う事業であります。24年度登録者につきましては76名、25年度、今1月末現在ですが、99名の登録者がありまして、実際の活動をされる中で今年度も予定としましては、ポイントを1活動につき1ポイントということで、年間50ポイントを上限として還元、給付する予定でありまして、1ポイントが100円ということで還元させていただき考えで予算しております。26年度の予算としましては、100名の方に対して上限50ポイントですので、5,000円ということで、予算させていただいております。今年度につきましては、現時点で8万9,000円の還元ということを予定しております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） それでは、東十勝認定審査会のことであります。より慎重に議論がされるようになったということのご答弁をいただきましたけれども、1回当たり何人どのぐらいの時間で審査会が行われているのか、ちょっと詳しい中身になってきますけれども、ご返事いただきたいと思っております。

それから、介護保険運営等協議会については年6回、ちょっとやっぱり6期目については、今2月12日に国会のほうに関係法案が出されて、なかなか自治体のほうにも詳しく状況がつかめないような部分もあるのではないかなど。この間いろいろと情報はいろいろな中で出てきたわけでありましてけれども、すごく不安の多いところであるのだというふうに思います。6期に至っては、保険料がやはりどんなことになるのか気になる場所です。やはり民生部保健課が事務局になるのかな、その中でこの運営等協議会が実施されていくのだということになるのだと思うのですが、どのような見込みでいるのか、その辺の考えがあれば教えていただきたいと思っておりますし、それから2017年度までに全町で取り組むという中身の中に、今の要支援の人たちの、利用者の方々の訪問介護、通所介護が地域支援総合事業に移されるということなわけなのでありますけれども、このことが実際あと3年間ということの中では大変急な作業になるのではないかなど思うのですが、どんなことが予想されるのか、お答えいただきたいなというふうに思います。

介護予防ポイント制度、大体わかりました。100人見込んでいるのだということでありましたけれども、ボランティアに行く先は個人でどこどこに行きたいとかということではなかったですね。その辺のところ、どうなのでしょう。ボランティアをやりたいという、そういう希望者の方と、それからボランティアを欲しいのだと、この制度でボランティアをお願いしたいのだというそういう事業所とその辺のマッチングはどうなのか、お伺いしたいというふうに思います。

グループホームにかかわる補助金でありますけれども、グループホームが負担した分を補助することのご説明だったと思うのですが、これには限度額や、それからほかにも何か条件があるのか、もう少し詳しくお話をいただきたいなというふうに思います。

介護福祉士の養成については6期からやるということでありまして、それは了解しました。

最後の町独自の保険料の減免、これも大変低所得者の方の負担が大きいところでありまして、これま

でも保険料、それは所得によって違うと。第1段階、第2段階は第4段階の半分のというようなことで繰り返し説明を受けてきたわけでありませうけれども、国のほうの6期に向けての指針の中では、第1段階、第2段階はこの第4段階の30%という数字も示されてきて、要はこのことは第1段階、第2段階という方々が50%では高過ぎるのだということを国自体も認めている、私はそのように思うのです。そして、第4段階はこれまでも何度も取り上げてきましたように、自分の所得でない人の分も絡めてのそういうことで第4段階になってしまう方もいらっしゃる。そういったことの中では、やはり高過ぎる保険料、低所得者の方に向けての減免制度はこの5期の3年目、もう新年度からぜひ設けるべきだというふうに考えるのですけれども、改めてこの減免制度に対する考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 介護支援係長。

○介護支援係長（宮北友里枝） 私のほうから介護予防ポイント制度のマッチングについてということで質問あった件でお答えいたします。

実際に介護施設につきまして、こちら事務局のほうから説明に参りまして、どのようなボランティアをご希望するか、受け入れとしてどのような条件というか、ご希望があるかというのを確認しまして、事務局のほうで一覧にした結果をボランティアをご希望される方、介護ポイント制度登録者に対して情報提供させていただいております。実際にポイント制度登録に際しても、このポイント制度が介護予防を主としたものであるということを確認していただくために、説明会を実際に行いまして、活動内容を理解していただいた上で登録していただくようになっております。なかなか初め、行ったこともない施設に行くのは、なかなか足が向かないという声も実際にありましたので、初回だけは実際こちら事務局に施設についてのご希望を登録者にご連絡いただいて、それを登録者にこちらから、施設側に事務局からご連絡を1回目だけはさせていただくようにしております。その後、実際に行つてからは、その施設側と登録者側とそれぞれが連絡を取り合つて、その後の活動を継続していくという形で事業を推進しております。

説明会につきましては、小規模の人数でも対応しておりますし、年間2回、あと登録された方、実際登録しても活動されていない方もいらっしゃいますので、研修会等をして介護予防についてのご理解、ボランティアだけではないかとは思いますが、ほかの介護予防の知識についても登録者にお伝えするような形で、介護予防をいろいろな形で進めていただけるように登録者にご説明に当たっているところであります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 介護保険係長。

○介護保険係長（西嶋 慎） グループホームの家賃の助成制度につきましてご説明いたします。軽減の対象者につきましては、町内のグループホームに入居している本町の被保険者の方のうち、生活保護受給者を除く所得段階で第3段階までの方、いわゆる非課税世帯に属する方です、に対して助成する形になります。助成する金額につきましては、月額の上限としましては、第1、第2段階につきましては月額の5,000円、第3段階につきましては月額の3,000円という形になります。ただし、月の途中で入退所するような方の場合につきましては、15日未満の方につきましてはその半分、15日以上の方につきましてはその全額という形ですけれども、あくまでも軽減適用者が負担する額を上限とする形にしております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 審査会についてです。審査会については、23年度に回数として月4回だったものを月5回にしました。それで、15人の審査委員が回るということで、非常に審査委員一人一人のご負担が多くなり、また回数をふやしたのですけれども、さらに審査件数がふえていったことで、1回の審査件数については原則として今50件を超えないようにしていますが、なかなか厳しい日も出てくるくらいになってきております。それで、回数をふやして委員さんの負担が大きくなったために

20人にしたという経緯があります。20人にしたことで、一人一人の負担が軽減されていますし、1人の方が審査して、次の審査に当たるまで期間がありますし、1週間前に資料を送らせていただいているのをしっかり見ていただく時間ができたというところで、非常に効果があると思っています。

それから、運協のスケジュールですけれども、運協に関しましては、6回、おおむね2カ月に1回ずつの開催をしていきますけれども、既に次期の計画に向けてアンケート等をとる調整については、今月の末に行われる運協の中で1回目とは言いませんけれども、今期最後の運協の中でも来期の計画についての準備で来年1年間させていただきますというお話をさせていっていただきます。

また、保険料に関しましてですが、これに関しては全く今の段階では何も発言できないのですが、国では国の見込みとして5,700円という数字が出ておりますが、それには私どもも何のどのような根拠があってその数字なのかというのが全くわかりません。今の段階では本当に未知数だと考えています。

それから、支援事業への見込みですけれども、支援事業は既に名前違いますけれども、総合支援事業ということで全国何市町村か取り組まれているところありますけれども、その既に取り組んでいるところの事例とかも研究させていただいております。ただ、うちの町規模でどのような形で、近隣にどれぐらいの事業所があるかということも含めて、どんな形でできるかというのをうちの町としては6期の最終年度までにしっかり固めて、7期の初め、国でいう、最終年度というところからスタートできたらと思っています。

最後に、減免ですけれども、これについては本当に一律減免という形は何度も話しましたけれども、考えていません。ただ、おっしゃってましたとおり、低所得者の方に丁寧に対応するというところは本当に心がけているつもりで、その丁寧に対応していく中でわかってきたこともございます。一律に低い方たちの本当に滞納が多いのかということ、パーセントで見ると、決して1、2、3段階の方が多いわけではないということもわかってきております。この辺も十分考えながら、単に一律減免を進めていくことだけではなく、どのような形で低所得者の方たちが個人の生活に合わせた支払いをしていただけるか、本当に丁寧に対応していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 質問して理解しなかったこと、おおむね理解できたわけでありましてけれども、その最後の1点のところ、保険料減免、やはり生活の実態から入れば苦しいのだということは、これはいろいろ実態調査された中でもあるのだというふうに思います。これから、また6期のことになりましてけれども、今9段階11区分、そういう介護保険料、国のほうからはまた自治体の権限でもってこの保険料の設定にあっては特例第3段階または特例第4段階、そういう段階を設けていいのだと。そして、そういう中で、低所得者の減免制度、負担を軽くするということをしていいということの権限が、そのことが示されているのだというふうに思うのですけれども、この二つの特例段階をちゃんとぜひ使ってもらって、この6期の計画にのせていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺は議論がされた経過はありますか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 幕別町ではご承知のとおり、24年度から9段階11区分ということで少し拡大した形にはなっております。新しい第6期につきましては、保険料もどれぐらいになるのか、そういうことも見定めながら、さらに細かい配慮が必要かどうか、それはそのサービス給付費とかそういうのが出てきてから、その中であわせて考えていきたい、そのようには思っております。

○委員長（乾 邦廣） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第6号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第6号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

87ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,020万8,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、88ページ、89ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、90ページ、第2表、地方債のとおりであります。

本年度の借入限度額は幕別簡水整備事業の1億2,200万円、駒島簡水整備事業の4,530万円と新和簡水整備事業の1,140万円、大豊簡水整備事業の520万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出より説明をさせていただきます。

96ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は4億7,010万8,000円であります。

本目は、簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

97ページにいきまして、13節の委託料であります。細節12の幕別簡水の送水管路布設調査設計委託料が主なものであります。

98ページにいきまして、15節は検定満了量水器取替工事のほか、細節3及び細節6は美川地区の配水管布設工事、細節4は消火栓更新、細節5と細節7は減圧弁の更新工事が主なものであります。

19節負担金補助、細節4は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

99ページにいきまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

93ページへお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額は85万円であり、消火栓更新に係る工事負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額は9,078万円あります。

本目は、駒島地区ほか4地区の水道使用量であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

94ページへ参りまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億9,437万6,000円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入は予算額1,000円あります。

6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額1億8,410万円あります。

これは第2表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ございませんか。

寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 水道事業費、1目一般管理費、全体にかかわることですのでございますけれども、幕別簡水についてご質問させていただきたいと思っております。

幕別簡水の中で、今年度、美川地区の無水地帯を解消させていただけるということですのでございますけれども、その中で明倫へ送っている水道の関係でお聞きしたいのですけれども、明倫についての簡水

の水源につきましては、糠内、あと美川、2カ所からの水源をとって給水されているというふうにご認識しておりますけれども、今回、美川地区に給水をするという中において、もともと明倫地区で水道についての水量が足りないというようなことを心配されていたわけで、地域からもその営農用水の整備をお願いしたいというような要望も出ていたかと思っております。今後についての水量等の心配がないのかということをごまずお聞きしたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） ご質問の関係でございますけれども、今まで明倫地区にごございました配水池ございまして、それから明倫地区に対する給水をしていたわけでございますけれども、その段階で営農時、防除用水の利用時につきまして、足りなくなるということで非常に困っていたというのが現実でございます。その対応といたしまして、水道のほうでは今のある配水池をもう一池を今回ふやしております。そのことによって、今使っている防除用水の量を確保するという形を考えております。そして、なおかつ、無水地区の給水も可能にするという考え方を持っておりますので、今後につきましては、防除時期についても安定した給水が図れるものと考えています。

○委員長（乾 邦廣） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） しっかりとした水量確保していただいて、心配のない簡水設備ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 簡易水道特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、議案第7号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第7号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明をいたします。

106ページをお開き願ひします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,575万円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、107ページ、108ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、109ページになりますが、第2表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、公共下水道建設事業では7,330万円、十勝川流域下水道建設事業の建設事業負担分としては590万円を予定しております。

また、資本費平準化債については、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間後年時に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で2億1,440万円、利子分で6,550万円、下水道事業の特別措置分として5,240万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に、歳出より説明をさせていただきます。

115ページをお開き願ひします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は9,711万8,000円であります。

本目は、下水道事業の推進に係る各種負担金が主なものであります。

担当職員1名分の人件費のほか、19節負担金補助及び交付金の116ページになりますが、細節6は十勝川浄化センターの運営分担金であります。

21節貸付金は、水洗便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は1億6,238万7,000円であり

ます。

本目は、担当職員2名分の人件費のほか、下水道整備にかかわる経費であります。

117 ページに参りまして、13 節委託料の細節6は幕別町浄化センターにおける平成26年度からの長寿命化5カ年計画に策定及び札内中継ポンプ場のポンプ設備の実施設計費であります。

15 節工事請負費の細節1は、札内西大通り道路整備に伴う污水管の整備工事、また、細節3は幕別町浄化センターにおける沈砂池設備の更新工事及び札内中継ポンプ場におけるポンプ設備の更新工事であります。

118 ページに参りまして、19 節負担金補助及び交付金の細節3は、十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算額は9,233 万1,000 円であります。

本目は、幕別処理区における浄化センターの維持管理費で、年間汚水処理量は66 万トン进行予定しております。

119 ページに参ります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額は1,683 万9,000 円であります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送することに伴う中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量につきましては170 万トン进行予定しております。

3 目管渠維持管理費、本年度予算額は1,209 万3,000 円であります。

本目は、汚水・雨水の管渠及びマンホールや泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

120 ページに参りまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は6 億660 万3,000 円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額は1 億7,827 万9,000 円で、起債償還の利子であります。

121 ページになります。

4 款予備費、1 目予備費、1 目予備費、予算額10 万円あります。

次に、歳入について説明をいたします。

112 ページにお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額78 万8,000 円で、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額3 億1,721 万8,000 円で、幕別、札内両処理区にかかわります下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額6,720 万円で、下水道建設事業費の国庫補助金であります。

113 ページに参りまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額3 億6,777 万2,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額10 万円あります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額17 万2,000 円で、簡易水道上水道の中央監視装置の電気料であります。

2 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額100 万円で、水洗化改造等貸付金の元金収入であります。

114 ページになります。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債につきましては、先ほど第2 表の地方債で申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長(乾 邦廣) 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第8号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(佐藤和良) 議案第8号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

128ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,882万3,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、129ページ、130ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、131ページの第2表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定としましては、個別排水処理整備事業として3,710万円を予定しております。

初めに、歳出より説明をいたします。

136ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は492万8,000円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度に貸し付けするものであります。

27節公課費の消費税につきましては、平成25年度申告分として予算を計上しております。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額は5,704万7,000円であります。

本目は、担当職員1名分の人件費と合併浄化槽の整備に係る経費であります。

137ページになります。

15節工事請負費は、本年度設置を予定しております合併浄化槽の建設経費であります。

138ページに参りまして、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は5,364万1,000円であります。

本目は、本年度建設分も含め幕別地区343基、札内地区281基、忠類地区82基、計706基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に係る経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は4,240万1,000円で、起債償還の元金であります。

1目利子、本年度予算額は2,070万6,000円で、起債償還利子であります。

139ページに参りまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

134ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、本年度予算額は243万4,000円で、合併浄化槽整備分の受益者分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額2,507万2,000円で、本年度工事予定分を含めた706基分の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は1億1,011万7,000円で、一般会計からの繰入金であります。

135ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額は 400 万円で、貸付金の元金収入であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は 3,710 万円で、合併浄化槽整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 9 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明をいたします。

145 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,808 万 5,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、146 ページ、147 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に、152 ページの歳出へ参ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は 48 万円であります。

本目は、農業集落排水処理事業にかかわります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は 4,304 万円であります。

本目は、農業集落排水施設忠類処理区の維持管理経費であり、年間処理量は 13 万トンを予定しております。

153 ページになります。

13 節委託料の細節 9 は、処理施設の機能診断調査をもとに最適整備構想を策定する費用で、国の地域自主戦略交付金を活用して実施するものであります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は 189 万 1,000 円であります。

本目は、既に整備しました污水管渠 1 万 4,467 メートル、マンホール 397 カ所、污水ます 488 カ所分の維持管理経費であります。

154 ページに参ります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 1,655 万 1,000 円であります。

2 目利子、本年度予算額は 602 万 3,000 円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

150 ページをお開き願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は 1,714 万 5,000 円であります。

これは忠類処理区域に係る排水処理施設使用料であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目排水処理施設管理費補助金、本年度予算額は 500 万円あります。

これは、国の地域自主戦略交付金として、最適整備構想策定に充てるものであります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額は 9,000 円あります。

これは農業集落排水事業償還基金の利子であります。

151 ページになります。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は 85 万 5,000 円であります。

これは、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は 4,497 万 6,000 円であります。

一般会計繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ございませんか。  
（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 10 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計予算について説明をいたします。

初めに、予算の説明に入ります前に、平成 26 年度より地方公営企業法施行令及び施行規則の改正に伴い、会計基準が改正となっておりますので、先にそちらのほうについてまず説明をさせていただきます。

主な改正点は 4 点であります。

1 点目は、借入資本金の廃止についてであります。

これまで建設または改良に充てるための企業債は 181 ページの資本の部、借入資本金に計上しておりますが、本年度より負債の部、固定負債へ計上し、翌年度に償還する企業債につきましては、流動負債への計上という形になります。

2 点目に補助金等により取得した資金の償却制度の見直しについてであります。

減価償却を行うべき固定資産の取得に充てた補助金等については負債の部、繰延収益の長期前受金として整理し、固定資産の減価償却と同様に償却を行い、収益化をすることとなります。

今回の改正による収益分を営業外収益長期前受金戻入として計上しております。

3 点目は、引当金であります。

将来の特定の費用でその発生が当該事業年度以前の事象に起因しているものは、その金額を引当金として費用を計上することとなり、本会計では職員の期末勤勉手当の支給に充てるための賞与引当金及び不納欠損に備える貸倒引当金を計上しております。

4 点目は、キャッシュ・フロー計算書であります。

従来水道事業会計資金計画にかわり水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書が添付されます。事業活動、投資活動、財務活動による資金収支の状況を明確にするものであり、前年度末から当年度末において現金等の増減額を示しております。あわせて会計に関連する書類として、関係する事項の中期の添付が必要となります。重要な会計方針、予定キャッシュ・フロー計算書等関連、予定貸借対照表等関連について記載をしております。

以上が主な改正点の説明であります。予算書に沿って内容を説明させていただきたいと思っております。

182 ページをお開き願います。

平成 25 年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。営業利益が 2,108 万 5,000 円、営業外収益が 6,379 万 4,000 円で、経常利益が 8,487 万 9,000 円、これに予備費マイナス

10 万円で、当年度純利益は 8,477 万 9,000 円となり、前年度繰越欠損金 7 億 5,548 万 1,000 円から差し引きますと、当年度未処理欠損金は 6 億 7,070 万 2,000 円となる見込みであります。

177 ページをお開き願います。

今回の会計基準の改正に伴う移行処理を行った幕別町水道事業会計予定貸借対照表となります。

主な移行処理ですが、先ほど説明いたしました、建設改良に伴う企業債を資本の部、借入資本金から負債の部、177 ページの固定負債 23 億 7,451 万 6,000 円及び 178 ページの流動負債、企業債 1 億 5,104 万 2,000 円を計上し、資本の部、剰余金、資本剰余金のうち、固定資産の取得等に伴い交付された補助金等を負債の部、繰延収益長期前受金へ計上しております。長期前受金のうち、平成 25 年度までの減価償却見合い分を長期前受金戻入として収益化した結果、14 億 2,769 万 9,000 円が収益となり、179 ページの (2) の二になりますが、7 億 1,218 万 2,000 円が未処理分利益剰余金となります。

167 ページをお開き願います。

水道事業会計資金計画に係る平成 26 年度幕別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書であります。いわゆるお金の流れということですが、業務活動による収支は 2 億 770 万 4,000 円の増額となります。

168 ページになります。

投資活動による収支は 2 億 5,299 万 8,000 円の減額となります。

財務活動による収支は 1 億 4,774 万 2,000 円の減額となります。

平成 26 年度における現金及び現金同等物は 1 億 9,303 万 6,000 円の減額となり、年度末における残高は 9 億 4,401 万 8,000 円となる見込みであります。

157 ページをお開き願います。

第 2 条、業務量の予定量であります、給水戸数 9,300 戸、年間総給水量 230 万 6,800 トン、1 日平均給水量 6,320 トンであります。

主な建設改良事業は、配水管布設整備事業であります。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額であります、収入の第 1 款事業収益は 6 億 4,211 万 5,000 円であります。

支出の第 1 款事業費用は 5 億 7,991 万 4,000 円であります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第 1 款資本的収入は 2,320 万円であります。

支出の第 1 款資本的支出は 4 億 4,443 万 5,000 円であります。

第 4 条、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 4 億 2,123 万 5,000 円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金 4 億 2,123 万 5,000 円で補填するものであります。

次のページ、158 ページになります。

第 5 条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります、職員給与費 3,866 万円であります。

次に、第 6 条の棚卸資産の購入限度額は 400 万 8,000 円と定めるものであります。

174 ページにお戻り願います。

平成 26 年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

175 ページの 7、剰余金、176 ページ (2) の利益剰余金の未処分利益剰余金であります、年度末の未処分利益剰余金は 7 億 5,512 万 3,000 円となる見込みであります。

平成 26 年度において純利益が生じる主な要因は、先ほど説明をさせていただきましたが、会計基準の改正により、営業外収益において長期前受金戻入を見込んでいることによるものであります。

次に、160 ページをお開き願います。

収支的収入及び支出の支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額 1 億 8,520 万 7,000 円で、本目は企業団からの受水費に係る経費であり、基本料金は責任水量 1 万 300 トンに対し、1 トン当た

り 1 万 320 円、従量料金は 1 トン当たり 27 円、241 万 4,500 トンを見込んでおります。

2 目配水及び給水費、本年度予算額は 3,594 万 1,000 円で、本目は職員 1 名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

3 節賞与引当金繰入額は、会計基準の改正により平成 27 年 6 月に支給する期末勤勉手当のうち、4 カ月分を新たに賞与引当金として計上するものであります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務等に係る経費であります。

161 ページに参りまして、16 節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

5 目総係費、本年度予算額は 5,286 万 7,000 円で、本目は職員 2 名分の人件費と事務管理経費であります。

3 節賞与引当金繰入額は、会計基準の改正により計上するものであります。

162 ページになります。

13 節委託料の細節 4 は、会計基準改正に伴い必要となる償却資産システム導入へ向けた水道企業会計システム改修、細節 5 は、平成 27 年度から通信機器からの通信機器による水道メーター検針に向けた水道検針システム導入業務、細節 6 は、今後の施設更新計画目標等の実現化方策の計画を作成する水道ビジョン策定業務に係る経費であります。

163 ページになります。

31 節貸倒引当金は、会計基準の改正により、平成 27 年度不納欠損による損失に備えるため、新たに貸倒引当金として計上するものであります。

6 目減価償却費、本年度予算額は 2 億 2,725 万 1,000 円であります。

本目は、保有固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予算額は 1,020 万円、本目は構築物、機械及び装置に係る除却費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予算額は 5,926 万 7,000 円で、本目は企業債利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予算額は 655 万 7,000 円であります。

5 目雑支出予定額は 10 万円であります。

3 項特別損失、4 目その他特別損失、本年度予算額は 242 万 4,000 円で、平成 26 年度分の賞与引当金貸倒引当金であります。

なお、本目は、会計制度の改正により、平成 26 年度分の引当金が計上されていないことによるものであります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予算額は 10 万円であります。

次に、前に戻りまして、159 ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予算額 5 億 3,569 万 7,000 円、本目は給水戸数 9,700 戸分に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益 843 万 6,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予算額は 1 万円で、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入、会計基準の改正により新たに固定資産の取得に充てた補助金等を収益化するもので、1 節から 4 節まで 7,566 万 4,000 円を計上しております。

7 目雑収益、本年度予算額は 2,230 万 8,000 円で、下水道会計からの収納及び管理業務に係ります受託収入であります。

次に、165 ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予算額は 2 億 6,332 万 7,000 円であります。

本目は、配水管布設等に係ります工事請負費等であります。

3節賞与引当金繰入額は、会計基準の改正により計上するものであります。

13節委託料であります。細節2は、耐震性貯水槽整備に伴う平和通配水管の耐震化に向けた実施設計委託料が主なものであります。

細節3は、平成27年度に整備を予定している耐震性貯水槽2基分の実施設計委託料であります。

26節工事請負費、細節1の配水管布設は札内西大通など6路線と無水地区である西猿別申請地区の配水管布設工事、細節2は道路改良工事等に伴う水道管移設工事等であります。

2目営業設備費、本年度予算額は3,006万6,000円であります。

本目は、検定満了量水器取りかえに係る費用であります。

166ページに参りまして、4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は1億5,104万2,000円で、企業債に係ります元金償還金であります。

164ページへお戻り願います。

資本的収入であります。

1款資本的収入、3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、本年度予算額は330万円で、耐震性貯水槽整備に伴う一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金、本年度予算額は330万円で、耐震性貯水槽整備に伴う国庫補助金であります。

6項負担金、1目負担金、本年度予算額は1,660万円、道路工事などに伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わったところでございますが、この際、16時35分まで休憩をいたします。

16：25 休憩

16：35 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わっておりますが、この際、お諮りをいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行います。

それでは、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） 私が理解のできる程度でありますけれども、確認と質問をしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

ただいま説明を受けた中で、今回の改定点は地方公営企業法施行令及び施行規則の改定に伴ってこういう結果が出たということですが、この中でまず補助金等により取得した資産の償却制度の見直し、これが最大のポイントでないかなと思ひまして質問させていただきます。

まず初めに、182ページ、今年度の累積欠損金が6億7,070万2,000円となっております。それが179ページの移行処理した後に欠損金が0となっていると思ひます。なおかつ、今年度の未処分利益剰余金が7億1,218万2,000円もあると。これ普通の会計でいきますと、黒字になったのではないかなという判断をいたしますが、まず、この点について確認したいと思ひますが、よろしくお願いたします。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） ご質問のとおり、今回の改正で一番大きく会計に与えるのは、この補助金等により取得した財産の償却の関係ということになります。

それで、181 ページの貸借対照表と 182 ページの損益計算書のこの累積の欠損金については、ご質問のとおり 6 億 7,070 万 2,000 円の赤字、欠損金になっているということ、これは今までどおりのものでございまして、179 ページ、これが今年度からの会計基準の改正により 4 月以降付で移行処理したものでございます。

今までは固定資産に係る減却償却につきましては、支出のみを計上しておりました。本年度につきましては、この補助金等により取得した資産につきましては、減価償却と同様に償却を行い、過去にさかのぼって収益化、収入として見込むことが可能になりました。このことによりまして、対象になるのは 178 ページの 5、繰延収益でございますけれども、補助金等で取得したものを長期前受金として整理しております。補助金等といいますのは、このイの他会計補助金からニの受贈財産評価額までであります。上段が今までの前受金合計で下段が長期前受金として集計した額でございます。合計が出ておりませんが、下段の集計した額の合計が 14 億 2,769 万 9,000 円となります。それで、先ほどの累積欠損金 6 億 7,070 万 2,000 円などを相殺した結果、179 ページ、未処分利益剰余金が 7 億 1,218 万 2,000 円、いわゆる黒字になったというわけでございます。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7 番（藤原 孟） 7 億円の黒字になったということなのですね。今までは水道のことを聞くと、いわゆる高料金対策補助金があるから黒字になったと、そういうことで、ただこれは将来的にいつまで続くかわからないから、なかなか慎重な態勢、態度、ずっとそういうことで説明を今まで受けていたけれども、この今回の改正によって、では将来的な見込みというのはどういうふうに捉えているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 長期前受金につきましては、今後とも収入として見込むことが可能になります。本年度は 159 ページになりますが、営業外収益の長期前受金戻入として先ほど説明したとおり 7,566 万 4,000 円を収入として見込んでおります。その結果といたしまして、167 ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書でありますように、高料金対策補助金がなくても、ことしの当年度純利益でございますけれども、4,294 万 1,000 円、純利益として出ますので黒字になるものというふうに見込んでございまして、これにつきましては将来的にも見込むことは可能でございますので、今後とも黒字は続くものというふう考えています。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7 番（藤原 孟） 4,200 万円、ことし黒字になるということですね。そうしましたら、この水道会計というのは黒字が見込めると。それから、水道企業団からの受水量も引き下げになるということは聞いておりますよね。そうすると、うちの町はこの十勝で一番高い水道料金と議会側からよく町長に言うておりましたけれども、当然これは引き下げを検討してもらえるとどうか、引き下げなければならぬのではないかとこの答えを私は求めるわけですが、その辺どうお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 水道企業団からの受水費につきましては、平成 27 年度から引き下げ、それと帯広市に対する拡大負担金につきましては、平成 25 年度、今年度で終わっております。

それと、そのほかに企業債の発行を減らしまして、将来的な負担を減らすというようなことも考えております。このようなことにあわせまして、今回の会計基準の見直し、改正によりまして、会計は黒字化になります。が、現実的には現金がふえるというようなことはないわけでございまして、この辺については今後とも精査しなければなりませんけれども、会計が黒字化になれば、当然水道利用者の負担軽減を図るための具体的な作業をしなければならないのではないかとこのふうには考えてはいます。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○7番(藤原 孟) 再度、そうしたら確認いたしますけれども、要するに料金の引き下げ、これ平成27年から下げられるということによろしいのですか。

○委員長(乾 邦廣) 水道部長。

○水道部長(佐藤和良) これまでも議会のほうでは、水道料金についてはいろいろとご意見をいただいております。これまでは高料金対策補助金ですとか、受水料金の引き下げの関係、いろいろと数字上、これまでの会計上と言いますと黒字という形ではなかったのではありますけれども、新しい制度に基づいて計算しますと、黒字になって出てくると。

ただ、これは、今、課長も申し上げましたけれども、今までの現金などが変わるというわけではなくて、会計に基づいてそういう数字になってあらわれてくるということでもあります。ただ、こういった黒字ということがこの会計の中では見えてきたものでありますから、今後は使用料等審議会ですとか、そういったところにお諮りをする、それから議会のほうにもそういった答申をまたお諮りするというようなことの流れの中で、26年度中には料金も含めて検討させていただきます。

それから、企業の努力といいますか、企業努力も含めていろんな角度から考えてまいりたいというふうに思いますけれども、26年度に検討し、27年度にはそういった水道料金の引き下げということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番(藤原 孟) わかりました。

○委員長(乾 邦廣) ほかにございませんか。

中橋委員。

○15番(中橋友子) 十分わかったのですけれども、長い間のテーマだったものですから。

会計上で変わったことがこのような結果を迎えるということなのですけれども、裏返してみれば、会計の手法が変わっていれば今までも実は赤字ではなかったというふうに押さえていいのでしょうか。

○委員長(乾 邦廣) 水道課長。

○水道課長(田中光夫) ちょっとどういうふうに答えていいかわかりませんが、今までも減価償却費という形で支出を見込んでおまして、これについては基本的に現金を支出しているわけではないけれども、赤字になっているということで、お金がどんどん減っているというわけではなかったわけですね。これと逆のことが今回の改正で起こってしましまして、形では収入を見込めるという形になりましたので、それは過去にさかのぼってということになりましたので、現実的に黒字になったという結果でございます。

○委員長(乾 邦廣) 中橋委員。

○15番(中橋友子) では、自信を持ってこれからは料金改定に向かっていただくということで、なかなか部長の説明もページ数飛び飛びなものですから、説明の順番にこのページを組んでくれればわかるのかなとかと思いつつも、ルールがあるのでいたし方ないというふうに思いつつも、私は予算積算基礎の平成26年度の中で今のところを見つけたといいますか、あ、これは黒字に転換したと。その根拠がよくわからなかったものですから。

でも、実際に言えることは、この資料の中でも、一つには給水収益が単年度で見ても上がっていると。今回は0.8%の収益が上がると。それから原水、これは5.4%引き下がると。収入は上がって原水単価は下がって、そして最終的にはここにあります現金のキャッシュ・フローでは4,294万円の黒字になっているというようなことが一連の流れの中で見えてきてまして、それでこれは料金改定に確実につながる平成26年度予算ではないかというふうに思って、藤原委員と同じ思いで質問を準備していたところです。

結論が出されましたので、今年度審議会にかけていただいて27年度に向けてということでもありますから、それはもうしっかりと受けとめていきたいと思っております。

それで、細かいことでちょっと伺いたいと思うのですけれども、もう一つ、いつも水道事業のときに出ていた問題で、いわゆる古くなりました水道管の布設がえ、それから耐震化、これらの経費等も考えて料金のことも検討していかなければならないのだというようなことでありました。平成26年度

でどのぐらい耐震化、予定している布設がえが進んでいくのか。

もう一点、先ほど貯水器が2基、耐震性も含めて予算化されておりましたが、もう一つ災害に備えて緊急貯水槽も町は設置してきましたよね。これと先ほどのものは別なのだろうと思うのですが、こういった事業なども今年度はどの程度やられるのか伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） まず、耐震化の関係でございますけれども、まず今、基本的に優先的に考えている事業につきましては、耐震性貯水槽の設置及び無水地帯の解消でございます。それで、無水地帯の解消につきましては、ことしから実施設計が終わりましたので、ことしから工事に入っていきたいと。西猿別申請地区を優先的にやっていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、耐震性貯水槽でございますけれども、これにつきましては、ことし補助が認められておりますので、実施設計2基を予定いたしております。それで、現実的にこの2基の工事につきましては、来年度というふうに考えております。それで、耐震管のほうにつきましては、そういうような関係でかなり事業費が膨らむというようなことから、ある程度こういう事業を優先的に実施した後で整備をしていこうというふうに考えておりますので、まずは道路整備に伴うもの等において、同時にやっていかなければならないものだけは耐震化していこうというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 国のたくさんの新メニューの中に、水道管、いわゆる耐震化の促進というの、大きな予算ではありませんけれども、組まれておりました。こういうものを活用して、どんどんというほどでもないですけども、進んでいくことが望まれるのかなと思っていましたけれども、いずれにしても相当年数がたっていて、相当な事業になるのだと思うのです。こういうものこそ、それこそ長寿命化計画ではないのですけれども、町の全体の計画を持って、うちの町内にはいつ来るのかなということも含めて見えるような計画にしていけることが大事ではないかというふうに思います。その辺の計画についても伺いたいと思います。

それから、緊急貯水槽のことなのですが、これ既に設置されましたよね。こういったものは幕別町全体の中に幾つ設置されて緊急に対応しようとしているのか、ことし計画があれば、これまでどこにどれだけ整備されて、今後どうやって整備するのか伺います。

○委員長（乾 邦廣） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 耐震性貯水槽でございますけれども、これについてはこれから事業に入るといことで、飲料用としてはまだ1基も設置はされてございません。

それで、西町の公園に似たような名前でも緊急貯水槽をやっておりますけれども、これは飲料ではなく、生活用水だとか、あと火事やなんかのときのための貯水槽でございます。そういうためのものございまして、ちょっと種類が違ってまいります。

それと、耐震化の整備でございますけれども、先ほど言ったように、なかなか事業費がかさむものですから、若干先送りになるのかなというふうな思いはございますけれども、その間も今、漏水調査などやって、漏水がないように少しでももたせるようにというような形の対応はしておりますので、そういう形でその間は何とか頑張りながら管理をしていって、まずそういう今大きな事業を終わらせた後にそういうものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、緊急貯水槽、耐震性貯水槽ともいいまして、これについては、今、水道で考えておりますのは、札内地区に3カ所、幕別地区に1カ所、計4カ所でございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 大変ご苦労様でした。いろんな事業が見えてきて、それぞれこれらが全部生きた形になっていくことがいいなと思っています。課長には随分ご答弁いただきまして、なかなか料金改定まではつながらなかったのですけれども、きょうの答弁をいただいて大変ご苦労されたということも受けとめさせていただいて終わらせていただきたいと思います。ご苦労さまでした。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんね。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) それでは、水道事業会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたしました。

これより、採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第2号、平成26年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第3号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第4号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第5号、平成26年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第6号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第7号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第8号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第9号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第10号、平成26年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成26年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本特別委員会は、2日間にわたり、各委員には終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げたいと思います。

また、理事者並びに説明員におかれましては、委員会の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

ふなれな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。

皆様のご協力に対し心から感謝を申し上げ、簡単ですが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

これをもって平成26年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

16:58 閉会